

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-4-1
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

(平成 28 年 12 月)

KTM_TOUSHIN_1.1

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」や「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」や「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

投資信託説明書（交付目論見書）

（訂正事項分） 2017.1.16

豪ドル高格付債ファンド(毎月決算／目標払出し型) T1コース T2コース

追加型投信/海外/債券

委託会社 **アセットマネジメントOne 株式会社** [ファンドの運用の指図を行う者]

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第324号

受託会社 **三菱UFJ信託銀行株式会社** [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

ファンドに関する金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のインターネットホームページに掲載しています。

また、請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認します。

また、投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

この目論見書により行う「豪ドル高格付債ファンド（毎月決算/目標払出し型）」の募集について、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成28年9月15日に関東財務局長に提出しており、平成28年10月1日にその届出の効力が生じております。

<ファンドに関する照会先>

アセットマネジメントOne株式会社

ホームページアドレス <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター 0120-104-694 受付時間は営業日の午前9時～午後5時

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

本書は、豪ドル高格付債ファンド（毎月決算/目標払出し型）の投資信託説明書（交付目論見書）[2016.12.15] の記載内容を一部訂正するものです。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. 投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

投資信託説明書（交付目論見書）の記載事項のうち、繰上償還（信託終了）することが確定したことに伴い、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものであります。

2. 訂正の内容

投資信託説明書（交付目論見書）中の以下の箇所について、「 繰上償還のお知らせ 」の記載を追加し、以下のように訂正（下線部の訂正）いたします。

手続・手数料等 （訂正項目のみ記載しています。）

<お申込みメモ>

繰上償還のお知らせ

各コースにおいてそれぞれ、『繰上償還（信託の終了）』を議案とする書面決議を行い、平成29年2月10日をもって各コースを繰上償還することとなりましたのでお知らせいたします。

購入の申込期間	平成28年10月1日から <u>平成29年1月16日まで</u> <u>各コースは平成29年2月10日付けで繰上償還いたしますので、ご注意ください。</u>
---------	---

信託期間	<u>平成29年2月10日まで</u> （平成24年2月29日設定）
------	------------------------------------

豪ドル高格付債ファンド (毎月決算／目標払出し型)

◆T1コース ◆T2コース
愛称：ターゲットAU

追加型投信/海外/債券

	商品分類			属性区分				
	単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ (注2)
T1コース T2コース	追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (注1))	年12回 (毎月)	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

注1 … 債券 公債 高格付債

注2 … 属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。
『一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス』<http://www.toushin.or.jp/>

委託会社 アセットマネジメントOne株式会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第324号

設立年月日 昭和60年7月1日

資本金 20億円(平成28年10月1日現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額 12兆9,473億円(平成28年5月末現在)

※委託会社は平成28年10月1日に経営統合しています。

運用する投資信託財産の合計純資産総額は統合前のものであり、D IAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社の3社の合計金額です。

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のインターネットホームページに掲載しています。

また、請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認します。

また、投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

この目論見書により行う『豪ドル高格付債ファンド(毎月決算/目標払出し型)』の募集について、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成28年9月15日に関東財務局長に提出しており、平成28年10月1日にその届出の効力が生じております。

<ファンドに関する照会先>

アセットマネジメントOne株式会社
ホームページアドレス http://www.am-one.co.jp/
コールセンター 0120-104-694 受付時間は営業日の午前9時～午後5時

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

●ファンドの名称について

各コースについて、正式名称ではなく、下記の略称を使用することができます。

ファンドの正式名称	略 称
豪ドル高格付債ファンド(毎月決算／目標払出し型) T1コース	T1コース
豪ドル高格付債ファンド(毎月決算／目標払出し型) T2コース	T2コース

※なお、上記すべてのファンドを総称して「豪ドル高格付債ファンド(毎月決算／目標払出し型)」という場合があります。
また、それぞれのファンドを「ファンド」あるいは「各コース」という場合があります。

<ファンドの目的>

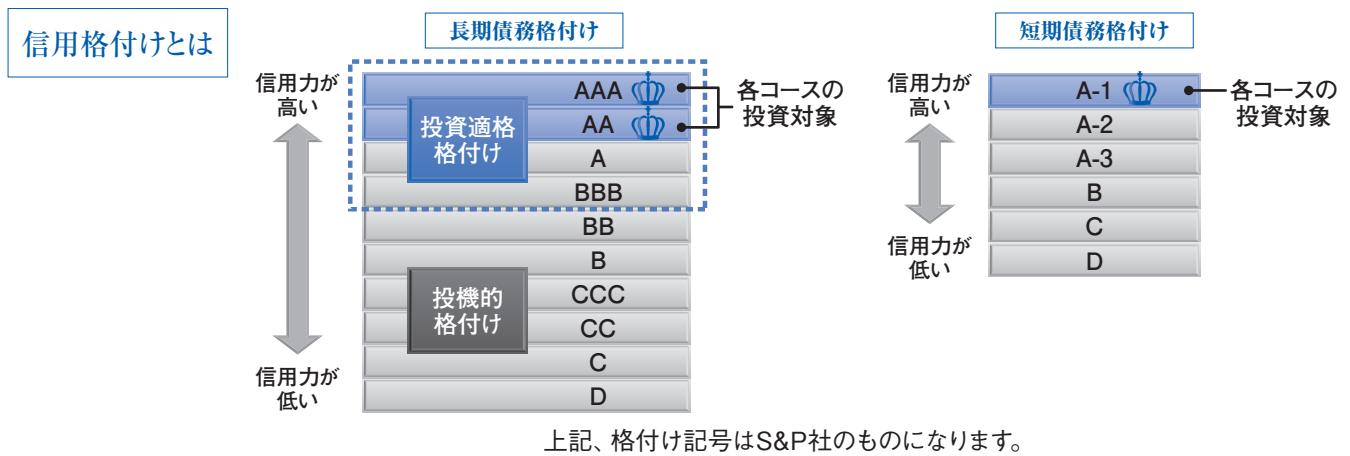
- 主として投資信託証券への投資を通じて実質的に豪ドル建ての公社債に投資することにより得られる収益の獲得、および毎月の分配実施*による定期的な運用資産の一部払い出しを目的として運用を行います。

*実質的な投資元本の払い戻しにより一部または全部の額を充当することができます。

<ファンドの特色>

1. 豪ドル建て公社債への投資

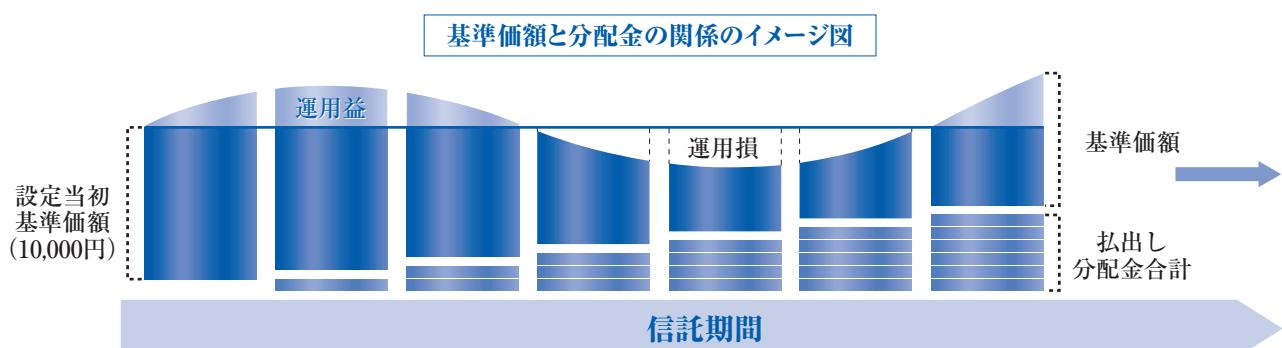
- ◆ 外国投資信託を通じて、AA-格相当以上の長期債務格付け、またはA-1格相当以上の短期債務格付けを有する豪ドル建ての国債、地方債、政府保証債および国際機関債などに実質的に投資し、ポートフォリオのデュレーション*は1年以内とする運用を行います。(ポートフォリオ状況および市況を勘案して、債券先物取引などをデュレーション調整のため活用する場合があります。)



*デュレーション：償還金だけでなく利金も考慮して計算される債券投資での実質的な残存期間をいいます。

2. 運用資産の一部払い出し

- ◆ 分配を通じて運用資産の一部を毎月払い出します。
- ◆ 分配金は投資収益に基づくものではなく、所定の分配率を定期的に適用して運用資産を毎月払い出す仕組みを有する投資先の外国投資信託からの分配金に基づく額を目標とします。
- ◆ したがって、分配金の一部または全部が実質的に投資元本の払い戻しにより充当されることがあります。



3. 2つのコース

- ◆ 運用資産の払い出しを重視した目標水準を設定して分配を行うT1コースと、T1コースよりも払い出しを抑えた目標水準を設定して分配を行うT2コースがあります。

各コースは、外国投資信託「シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド」（以下「AUボンド・ファンド」という場合があります。）と国内投資信託「短期公社債マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズの仕組みで運営される証券投資信託です。

T1コース 運用資産の払い出しを重視した目標水準を設定して分配を行います。結果として、分配による基準価額の下落率はT2コースよりも大きくなります。

T2コース T1コースよりも運用資産の払い出しを抑えた目標水準を設定して分配を行います。結果として、分配による基準価額の下落率はT1コースよりも小さくなります。

※詳しくは後述の「ファンドの仕組み」をご覧ください。

- ◆ 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、AUボンド・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

※AUボンド・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

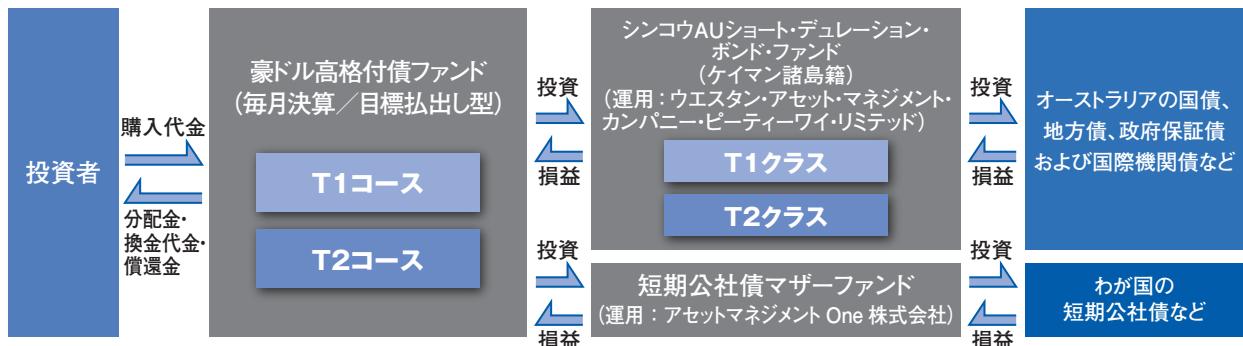
- ◆ AUボンド・ファンドの運用は、世界有数の債券専門の運用会社であるウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドが行います。

各コースの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

■ 各コースの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



※シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンドの各クラスの受益証券は円建てで発行されます。

主な投資制限

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

■ 原則として、毎月25日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、分配を行います。

各コースの分配金の決定にあたっては、投資先のAUボンド・ファンドから支払われる分配金に基づいた額を払い出すことを目標とします。なお、目標として掲げる払出し額は、現金・その他資産も保有することによる受取分配金の減少や運用管理費用(信託報酬)などの費用を考慮し、目標額決定時の基準価額に対して所定の率(T1コース:1%(年当たり12%)、T2コース:0.3%(年当たり3.6%))を乗じて得た額を上限とします。

各コースの目標払出し額(分配金)は、6カ月ごとに更新されます。



◆ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

◆ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

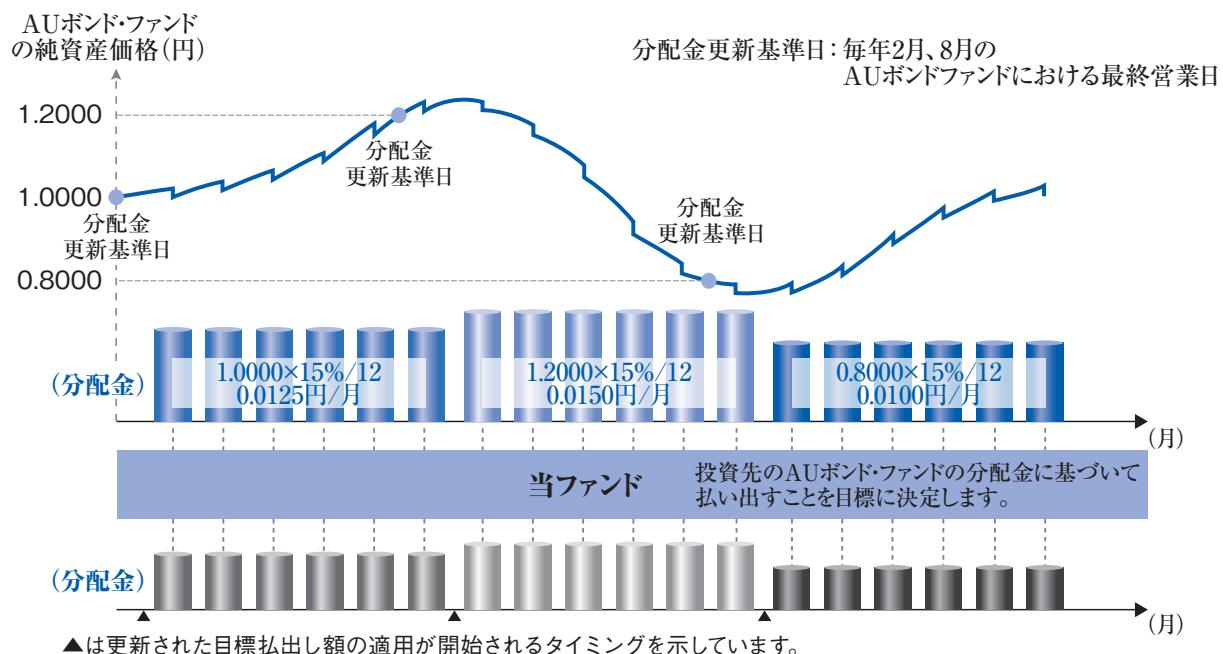
ファンドの目的・特色

投資先のAUボンド・ファンドの分配方針について

◆ 投資先のAUボンド・ファンドの分配金は、投資収益に基づくものではなく、原則として、6ヵ月ごとに到来する特定日(以下「分配金更新基準日」といいます。)の純資産価格に所定の分配率(T1クラス:年当たり15%、T2クラス:年当たり5.6%)を乗じて得た額としてその1口当たり分配金が決定されます。分配金が支払われると純資産価格も下がります。投資収益が十分でない場合に分配を行うと、AUボンド・ファンドならびに各コースにおいては分配金の一部または全部が実質的に元本の払い戻しとなることがあります。その場合、AUボンド・ファンドの純資産価格ならびに各コースの基準価額が大きく下落することがあります。

投資先のAUボンド・ファンドの分配のイメージ(分配率15%[年当たり]の場合)

分配金=分配金更新基準日の純資産価格×分配率/12ヵ月



上記はイメージ図であり、将来のAUボンド・ファンドの純資産価格、分配金の支払い、またはその金額について示唆あるいは保証するものではありません。各コースは、AUボンド・ファンドを高位に組み入れますが、一方で現金・その他資産も保有するため1口当たりの受取分配金は希薄化します。また、各コースには、運用管理費用(信託報酬)などの費用がかかり基準価額に反映され、それらの費用控除後の収益を基に分配金も決定されます。そのため、各コースの分配金の水準および基準価額の値動きと、AUボンド・ファンドの分配金の水準および純資産価格の値動きは同一にはなりません。こうした分配の仕組みは、投資信託に関する現時点の法令や税制などの諸制度を前提としています。今後、これら制度が変更された場合は、上記のような分配ができないことがあります。また、基準価額が大きく下落した場合には、分配金額が変更になる場合があります。

収益分配金に関する留意事項

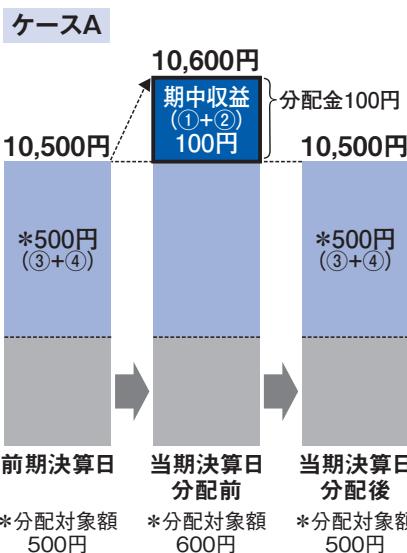
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるごとにその金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



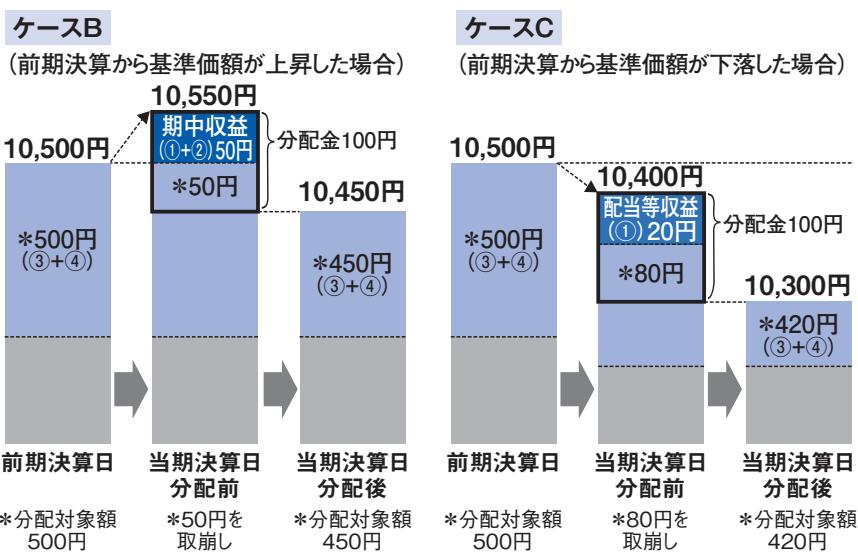
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円

ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲ 50円 = 50円

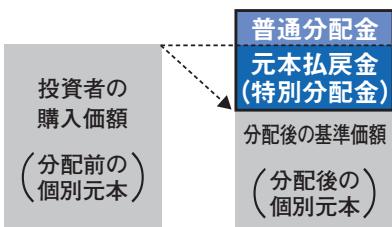
ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なる結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

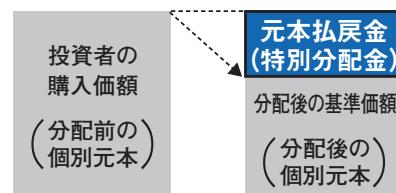
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払い戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



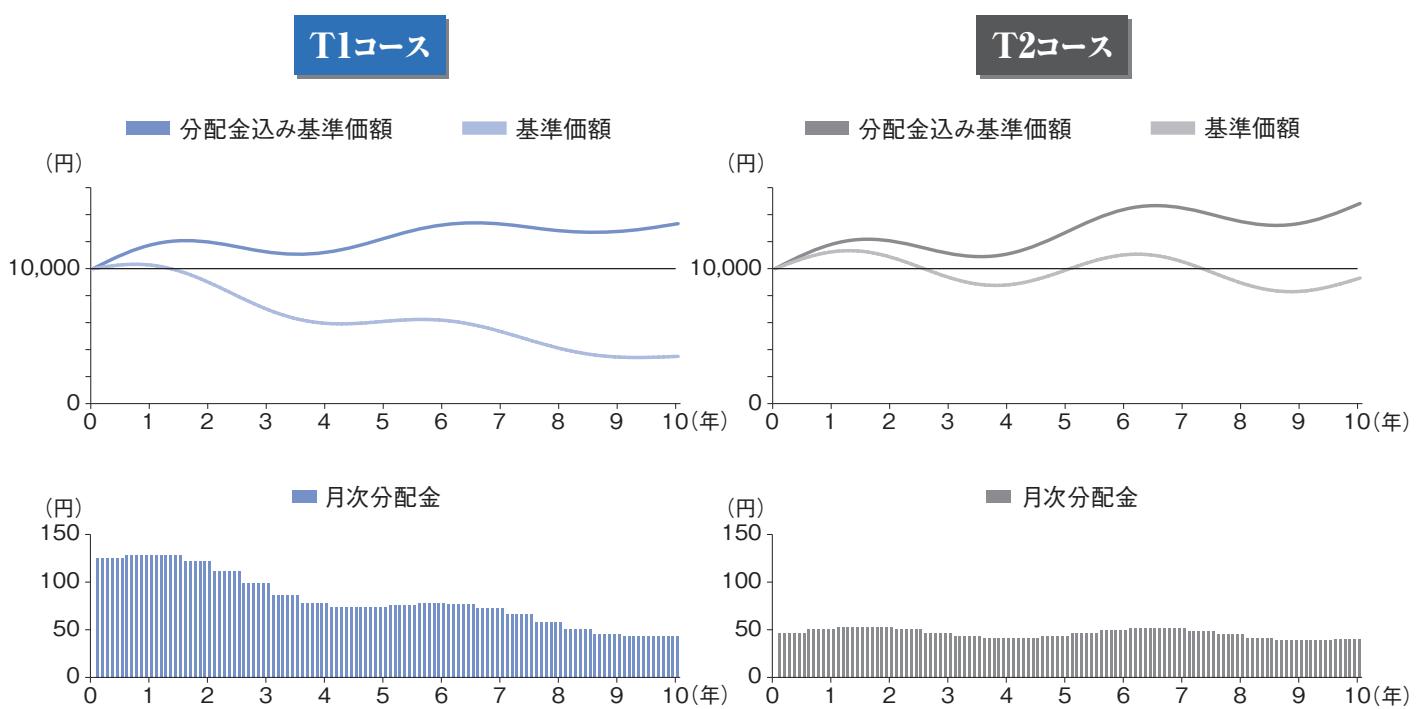
普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後述「手数料等」の「**ファンドの費用・税金**」をご覧ください。

基準価額と分配金のイメージ図(投資収益率がプラスの場合)

- ◆ 分配金を多く受け取るほど基準価額はより大きく下落するので、投資環境にかかわらず換金代金または償還金は少なくなります。また、目標払出し額(分配金)の更新の際に基準価額が下落していると、分配金も減少します。
- ◆ 分配金を多く受け取るほど運用資産が少なくなるので、投資収益率がプラスの場合、運用による収益が減少し、結果として「すでにお受け取りになった分配金と換金代金(または償還金)を合算した額」も少なくなる傾向があります。また、投資収益が得られても、受け取る分配金よりも少ない場合には、基準価額は下落します。
- ◆ 投資成果は、「すでにお受け取りになった分配金と換金代金(または償還金)を合算した額」と、購入代金(購入時手数料を含む)の差額になります。*



*上記イメージ図は投資収益率を年率5%と想定して作成したものです。

*分配金込み基準価額は、受取分配金と基準価額の合計です。

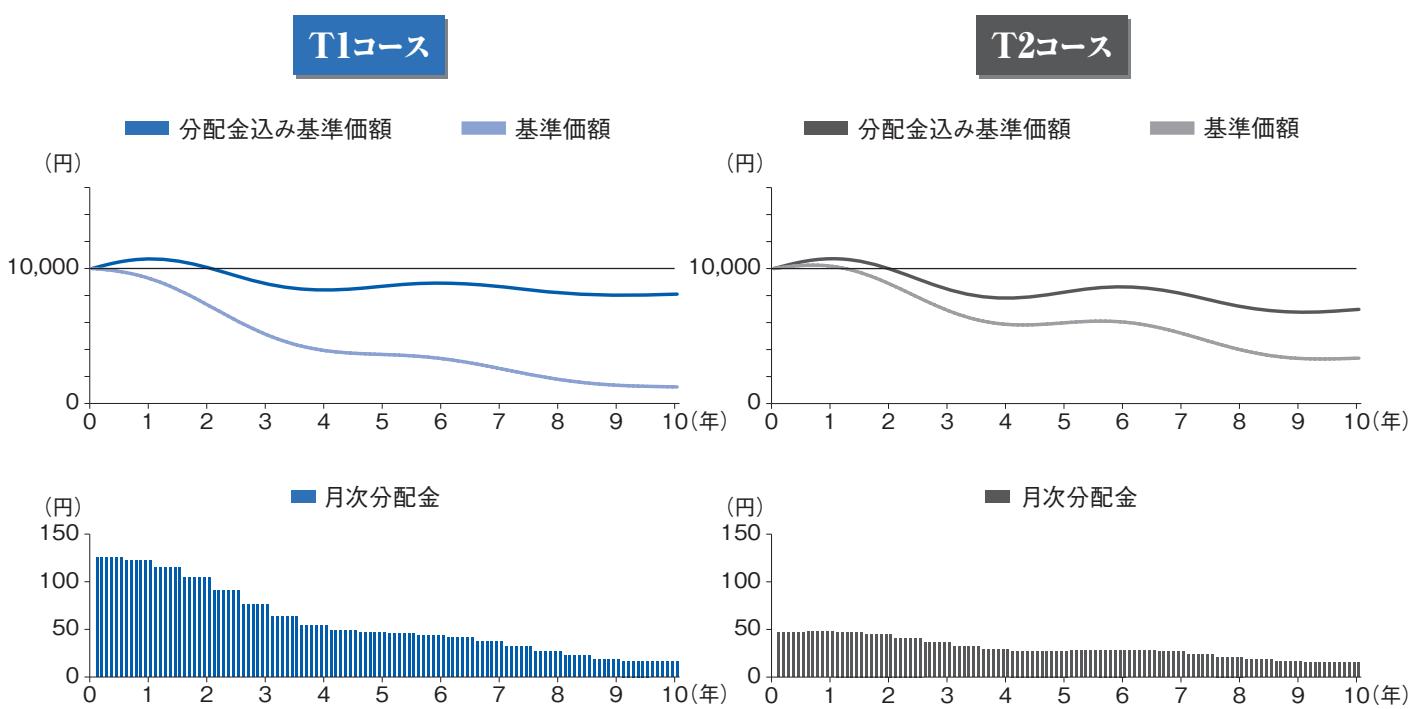
*上図は、各コースの基準価額と分配金の関係についてご理解いただくため、仮定の投資収益率のもと、各コースでAUボンド・ファンドを常に100%組み入れ、運用管理費用(信託報酬)などのコストを控除せず、AUボンド・ファンドからの分配金相当額を全額分配した場合の基準価額と分配金のイメージを示したものです。実際の運用では、AUボンド・ファンドを常に100%組み入れることはできませんし、運用管理費用(信託報酬)などのコストがかかります。また、AUボンド・ファンドからの分配金相当額を全額分配金として払い出すわけではありません。

*投資者が受け取る収益分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益は課税対象となります。

当ページで仮定した投資収益率は、実際の投資成果とは何ら関係がなく、運用目標や予想される下限などを示すものでは一切ありません。実際の投資収益率は当ページで仮定した投資収益率を大幅に下回ることもあります。当ページで仮定した投資収益率が最終的に実現した場合であっても、期間中の基準価額の動きや月次分配金は、イメージ図に示されているものと異なることがあります。

基準価額と分配金のイメージ図(投資収益率がマイナスの場合)

- ◆ 分配金を多く受け取るほど基準価額はより大きく下落するので、投資環境にかかわらず換金代金または償還金は少なくなります。また、目標払出し額(分配金)の更新の際に基準価額が下落していると、分配金も減少します。
- ◆ 分配金を多く受け取るほど運用資産が少なくなるので、投資収益率がマイナスの場合、運用による損失も減少し、結果として「すでにお受け取りになった分配金と換金代金(または償還金)を合算した額」の減少も軽減される傾向があります。また、分配金による基準価額の下落に投資損失が加わることで基準価額はさらに下落し、換金代金または償還金は当初の元本に比べて大幅に少ない額になることがあります。
- ◆ 投資成果は、「すでにお受け取りになった分配金と換金代金(または償還金)を合算した額」と、購入代金(購入時手数料を含む)の差額になります。*



*上記イメージ図は投資収益率を年率マイナス5%と想定して作成したものです。

*分配金込み基準価額は、受取分配金と基準価額の合計です。

*上図は、各コースの基準価額と分配金の関係についてご理解いただくため、仮定の投資収益率のもと、各コースでAUボンド・ファンドを常に100%組み入れ、運用管理費用(信託報酬)などのコストを控除せず、AUボンド・ファンドからの分配金相当額を全額分配した場合の基準価額と分配金のイメージを示したものです。実際の運用では、AUボンド・ファンドを常に100%組み入れることはできませんし、運用管理費用(信託報酬)などのコストがかかります。また、AUボンド・ファンドからの分配金相当額を全額分配金として払い出すわけではありません。

*投資者が受け取る収益分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益は課税対象となります。

当ページで仮定した投資収益率は、実際の投資成果とは何ら関係がなく、運用目標や予想される下限などを示すものでは一切ありません。実際の投資収益率は当ページで仮定した投資収益率を大幅に下回ることもあります。当ページで仮定した投資収益率が最終的に実現した場合であっても、期間中の基準価額の動きや月次分配金は、イメージ図に示されているものと異なることがあります。

ファンドの目的・特色

追加的記載事項

各コースが投資する投資信託証券の概要は、以下のとおりです。

1. AUボンド・ファンドの概要

ファンド名	シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド —T1クラス/T2クラス (以下、当概要において、個別クラスを「クラス」といいます。)
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託／円建受益証券
運用方針	主として、豪ドル建ての高格付け債券へ投資することで、金利収入の獲得を目指す一方で、金利変動リスクを抑制した運用を行います。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none">原則として、取得時点において、AA-/Aa3以上の長期債務格付けまたはA-1/P-1以上の短期債務格付けを有する債券に投資を行います。ポートフォリオの平均信用格付け*は、AA+/Aa1(短期債務格付けを有する場合はA-1/P-1)以上とします。 *平均信用格付けとは、基準日時点での投資信託財産が保有している有価証券にかかる信用格付けを加重平均したものであり、当該投資信託受益証券にかかる信用格付けではありません。ポートフォリオの平均デュレーションは原則として1年以内とします。金利変動リスクを抑制するため先物取引などを利用する場合があります。有価証券の空売りは行いません。純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。原則として、流動性に欠ける資産への投資は、純資産総額の15%以内とします。
決算日	12月末
関係法人	投資顧問会社：アセットマネジメントOne株式会社 副投資顧問会社：ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーウェイ・リミテッド 受託会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド 管理事務代行会社兼保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.31%程度 上記料率には、投資顧問会社、副投資顧問会社、受託会社、管理事務代行会社ならびに保管受託銀行への報酬が含まれます。ただし、これら報酬の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、取引頻度や資産規模などにより上記料率を上回る場合があります。なお、最低支払額として、受託会社に対し年10,000米ドル、管理事務代行会社に対し年50,400米ドルが設定されています。また、上記に加え、名義書換代理人への報酬として別途年10,000米ドルが当該外国投資信託から支払われます。
その他の費用・手数料	監査報酬、弁護士費用、税務関連費用および当初設定にかかる諸費用などが当該外国投資信託から支払われます。これらは定率でないため事前に概算料率や上限額などを表示することができません。
収益分配方針	原則として、月次で分配を行い、1口当たりの分配金は6ヵ月ごとに見直されます。(ただし、見直し前であっても1口当たり分配金を投資顧問会社の裁量により調整する場合があります) 見直し時の1口当たり分配金は、特定日の純資産価格に所定の分配率を乗じた額に基づき投資顧問会社が決定します。分配率はクラスごとに異なり、T1クラスで年当たり15%、T2クラスで年当たり5.6%となります。
運用開始日	平成24年2月29日

2. 短期公社債マザーファンドの概要

ファンド名	短期公社債マザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	<ul style="list-style-type: none">主としてわが国の短期公社債に投資し、利子などの安定した収益の確保をはかることを目的として、運用を行います。ただし資金動向、市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none">株式への投資は行いません。外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年8月22日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	平成18年5月31日
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

*上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

*上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。また、各概要是平成28年10月1日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

<基準価額の変動要因>

- 各コースは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、各コースの基準価額が下落する可能性があります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。
金利変動リスク	公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、各コースの基準価額が下落する可能性があります。
信用リスク	公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。
特定の投資信託証券に投資するリスク	各コースが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各コースの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

※基準価額の変動要因（投資リスク）は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ◆ 各コースのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ◆ 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。

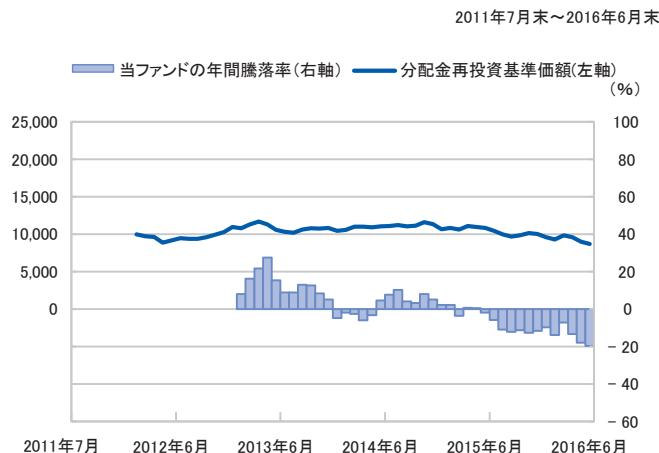
<リスク管理体制>

- ◆ 委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

<参考情報>

T1コース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

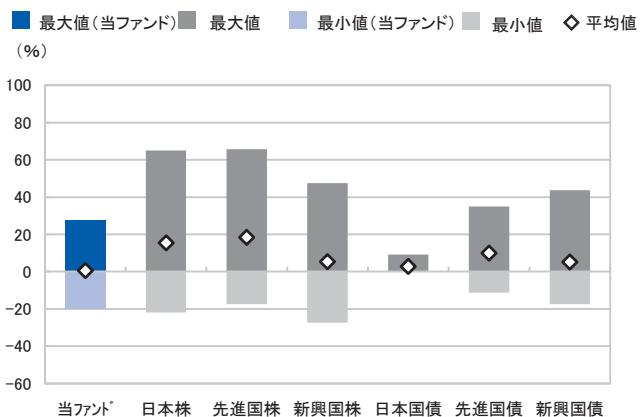
*年間騰落率は、2013年2月から2016年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

[分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した。
理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。]

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2011年7月末～2016年6月末



*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

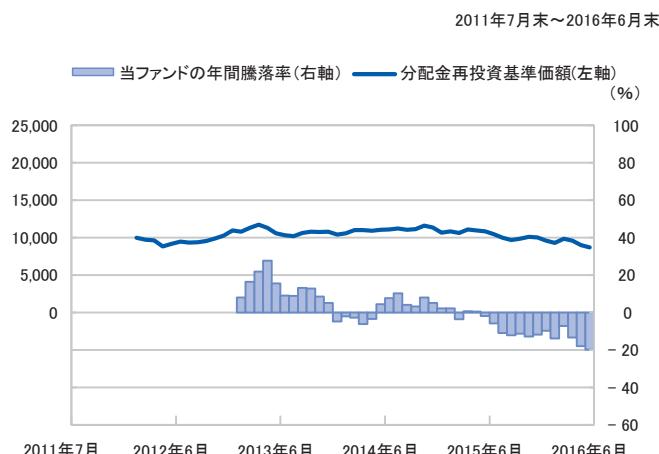
*2011年7月から2016年6月の5年間(当ファンドは2013年2月から2016年6月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

T2コース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

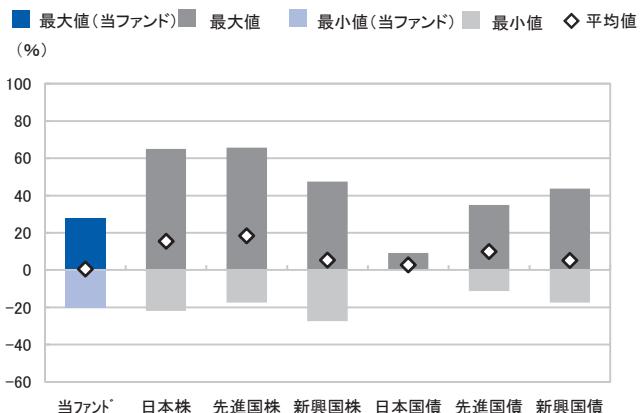
*年間騰落率は、2013年2月から2016年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

[分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した。
理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。]

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2011年7月末～2016年6月末



*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2011年7月から2016年6月の5年間(当ファンドは2013年2月から2016年6月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指標

日本 株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指標のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指標のデータソースは、当該騰落率に関する資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指標で、配当を考慮したもので。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したもので。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したもので。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。

なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

本指標は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

T1コース

<基準価額・純資産の推移>

(2012年2月29日～2016年6月30日)



<分配の推移>

2016年6月	56円
2016年5月	56円
2016年4月	56円
2016年3月	65円
2016年2月	65円
直近1年累計	786円
設定来累計	4,230円

<主要な資産の状況>

組入状況

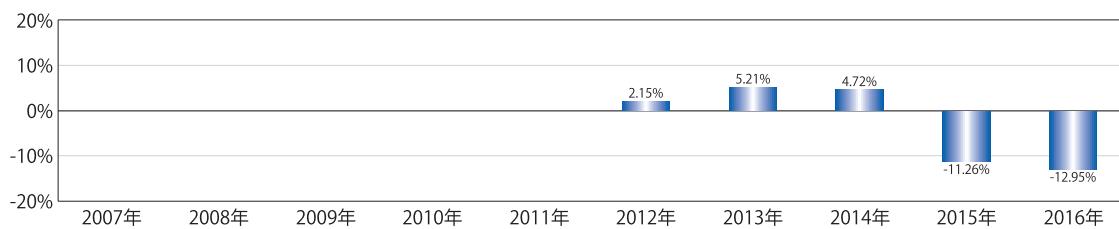
ファンド名	純資産比率
シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド-T1クラス	96.98%
短期公社債マザーファンド	1.06%

※計理処理の関係上、純資産比率が一時的に100%を超える場合があります。

合計 98.05%

<年間收益率の推移>

暦年ベース



T2コース

<基準価額・純資産の推移>

(2012年2月29日～2016年6月30日)



<分配の推移>

2016年6月	24円
2016年5月	24円
2016年4月	24円
2016年3月	26円
2016年2月	26円
直近1年累計	315円
設定来累計	1,452円

<主要な資産の状況>

組入状況

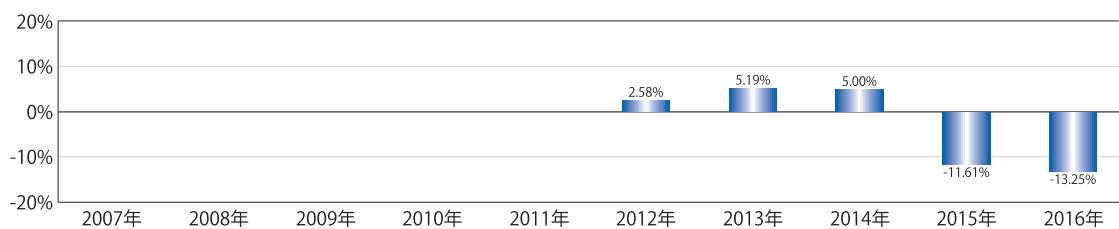
ファンド名	純資産比率
シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド-T2クラス	97.07%
短期公社債マザーファンド	0.96%

※計理処理の関係上、純資産比率が一時的に100%を超える場合があります。

合計 98.03%

<年間收益率の推移>

暦年ベース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金込み基準価額は、基準価額に設定來の分配金(税引前)を加えたものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。

※年間收益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各コースにはベンチマークはありません。

※年間收益率は、2012年については設定時から12月末まで、2016年については年初から6月末までの收益率をそれぞれ記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンドの組入上位5銘柄(2016年6月29日現在)

銘柄名	償還日	クーポン	種類	比率
AUSTRALIAN GOVERNMENT 6% 15FEB2017	2017/2/15	6.000%	国債	41.6%
TREASURY CORPORATION OF VICTORIA 5.75% 15NOV2016	2016/11/15	5.750%	地方債	13.9%
NEW SOUTH WALES TREASURY CORPORATION 4% 20FEB2017	2017/2/20	4.000%	地方債	11.2%
WESTERN AUSTRALIA TREASURY CORPORATION 8% 15JUL2017	2017/7/15	8.000%	地方債	6.0%
INTERNATIONAL FINANCE CORPORATION 5% 03AUG2016	2016/8/3	5.000%	国際機関債	5.6%

※ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドからの情報を基に作成しています。

※比率は、シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンドの純資産総額に対する割合です。

<お申込みメモ>

◆ 線上償還の書面決議について

各コースにおいてそれぞれ、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、『線上償還(信託の終了)』の是非を議案として、書面による決議を平成29年1月12日に実施する予定です。

※線上償還に関する手続きは、各コースごとに行います。議決権の行使は、平成28年12月16日時点の各コースの受益者を対象としております。本書面決議は、議決権行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、平成29年2月10日をもって当該コースを線上償還いたします。また、上記の決議要件を満たさず本議案が否決された場合は、線上償還は行いません。この場合、本決議の後、投資信託契約を継続する旨をすみやかに受益者のみなさまにお知らせいたします。

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(各コースの基準価額は1万口当たりで表示)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までとし、当該締切時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。
購入の申込期間	平成28年10月1日から平成29年3月23日まで ※線上償還が可決された場合、購入の申込期間は平成29年1月16日までとなります。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込不可日	以下に定める日には、購入・換金のお申し込みの受付を行いません。 ・オーストラリア証券取引所の休業日 ・メルボルンの銀行の休業日　・ニューヨークの銀行の休業日
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申し込みを取り消す場合があります。
信託期間	平成34年2月25日まで(平成24年2月29日設定) ※線上償還が可決された場合、信託期間は平成29年2月10日までとなります。
線上償還	各コースの受益権の総口数が30億口を下回った場合、各コースを償還することが受益者のため有利であると認める場合、やむを得ない事情が発生した場合などには線上償還することがあります。 各コースが主要投資対象とするAUボンド・ファンドが償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、各コースを線上償還します。 ・AUボンド・ファンドの主要投資対象が変更となる場合 ・AUボンド・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合
決算日	毎月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として、年12回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配(実質的に投資元本の払い戻しとなる分配を含みます。)を行います。 ※T1コースとT2コースには、それぞれ「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。「分配金再投資コース」を選択された場合の分配金(税引後)は自動的に無手数料で全額再投資されます。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	各コースにつき3,000億円
公告	原則として、電子公告により行い、ホームページ(http://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎年6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

<ファンドの費用・税金>

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.24% (税抜3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た額となります。	商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	日々のファンドの純資産総額に年率1.026%(税抜0.95%)を乗じて得た額とします。 なお、投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に対して 年率1.336% (税抜1.26%)程度 となります。 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率
<ファンド・オブ・ファンズの運用管理費用(信託報酬)の配分>		
委託会社	年率0.32%(税抜)	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価
販売会社	年率0.60%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価
受託会社	年率0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行などの対価
投資対象とする 投資信託証券	年率0.31%程度	AUボンド・ファンドの信託報酬です。短期公社債マザーファンドの信託報酬はありません。
実質的な負担 ^(注)	年率1.336% (税抜1.26%)程度	—
	(注)AUボンド・ファンドを100%組み入れた場合の数値です。実際の運用管理費用(信託報酬)は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。なお、AUボンド・ファンドの信託報酬には、投資顧問会社、副投資顧問会社、受託会社、管理事務代行会社ならびに保管受託銀行への報酬が含まれます。ただし、これらの報酬の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、当該投資信託における取引頻度や資産規模などにより上記料率を上回る場合があります。なお、最低支払額として、受託会社に対し年10,000米ドル、管理事務代行会社に対し年50,400米ドルが設定されています。また、上記に加え、名義書換代理人への報酬として別途年10,000米ドルが当該投資信託から支払われます。	
その他の費用・手数料	監査法人に支払うファンドの監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などを、その都度(監査報酬は日々)、投資信託財産が負担します。 また、AUボンド・ファンドにおいても、有価証券などの売買手数料、監査報酬、弁護士費用、税務関連費用および当初設定にかかる諸費用などがかかります。 ※「その他の費用・手数料」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。	

※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

※資産規模が比較的少額である場合は、運用管理費用(信託報酬)ならびにその他の費用・手数料のうち定率でない一部項目の負担が純資産総額比で高率となることがあります。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

「NISA(ニーサ)」および「ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」は、上場株式や公募株式投資信託などについての非課税制度です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は平成28年6月末現在のものです。税法が改正された場合などには、税率などが変更されることがあります。

※税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

メモ

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

メモ

アセットマネジメントOne株式会社

<http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター 0120-104-694

〈受付時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時〉

豪ドル高格付債ファンド (毎月決算／目標払出し型)

T 1 コース T 2 コース

愛称：ターゲットAU

追加型投信 / 海外 / 債券

各コースは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

投資信託説明書 (請求目論見書)

2017.1.16

1. この目論見書により行う「豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T 1 コース／T 2 コース」の募集について、委託者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成28年9月15日に関東財務局長に提出しており、平成28年10月1日にその届出の効力が生じております。
2. 「豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T 1 コース／T 2 コース」の基準価額は、各コースに組み入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は受益者のみなさまに帰属します。したがって、各コースは元本が保証されているものではありません。

- 本文書「投資信託説明書（請求目論見書）」は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく「目論見書」です。
- 「投資信託説明書（請求目論見書）」はお客さまから請求された場合に交付されます。

アセットマネジメントOne株式会社

《有価証券届出書の表紙記載項目》

発 行 者 名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職・氏名	取締役社長 西 恵正
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	4
第1 【ファンドの状況】	4
第2 【管理及び運営】	41
第3 【ファンドの経理状況】	48
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	87
第三部 【委託会社等の情報】	88
約款	158

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ファンドの正式名称	略称
豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T 1 コース	T 1 コース
豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T 2 コース	T 2 コース

なお、上記すべてのファンドを総称して「豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）」という場合があります。愛称として「ターゲットAU」という名称を用いることがあります。また、それぞれのファンドを「ファンド」あるいは「各コース」という場合があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

(イ) 追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

(ロ) 当初元本は1口当たり1円です。

(ハ) アセットマネジメント One 株式会社（以下「委託者」または「委託会社」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各3兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

(イ) 発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(ロ) 基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメント One 株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜 3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（8%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメント One 株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」^{※1}または「償還前乗り換え」^{※2}によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、T 1 コース、T 2 コースそれぞれ、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」）があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメント One 株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

(7) 【申込期間】

平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 16 日までです。

各コースは、本書「第二部 ファンド情報 第 2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了（投資信託契約の解約）(イ)」の記載にしたがって、平成 29 年 2 月 10 日に償還となります。

(8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所（販売会社）については、下記にお問い合わせください。

アセットマネジメント One 株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンドの口座に払い込まれます。

(10) 【払取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

各コースは、追加型投信／海外／債券に属し、主として投資信託証券への投資を通じて実質的に豪ドル建ての公社債に投資することにより得られる収益の獲得、および毎月の分配実施による定期的な運用資産の一部払い出しを目的として運用を行います。

実質的な投資元本の払い戻しにより一部または全部の額を充当することができます。

各コースは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

(注) 各コースが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル () 日本	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他()	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信			為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債 高格付債))		アフリカ 中近東(中東)	あり()
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	なし

(注)各コースが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

その他資産（投資信託証券（債券 公債 高格付債））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 公債 高格付債に投資を行います。
年 12 回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし ^(注)	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

(注)属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

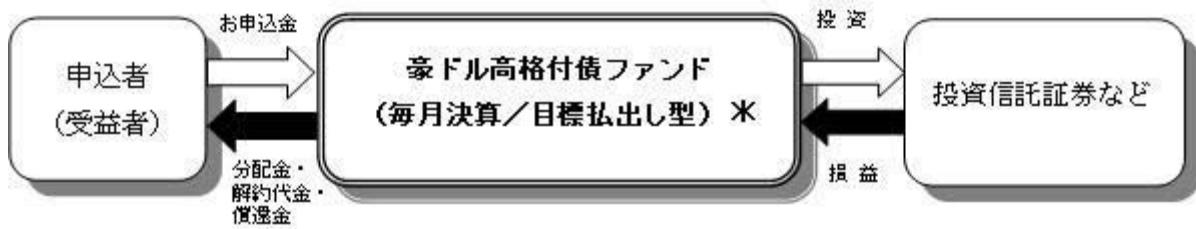
各コースはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

図中の*には次の表の各コースの名称をあてはめてご覧ください。

T 1 コース	T 2 コース
---------	---------

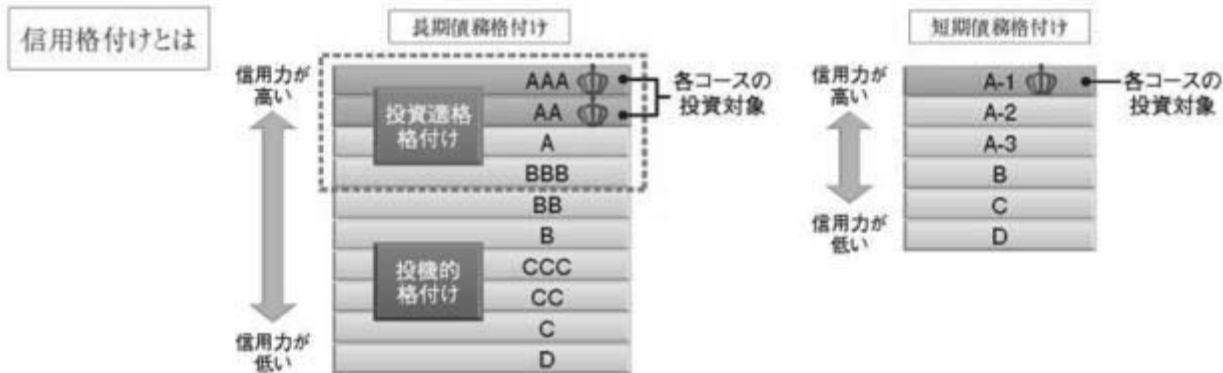
各コースは、投資対象である投資信託証券へ投資を行います。その投資成果は収益分配金、解約代金、償還金として、受益者に支払われます。



b. ファンドの特色

1. 豪ドル建て公社債への投資

外国投資信託を通じて、AA - 格相当以上の長期債務格付け、またはA - 1格相当以上の短期債務格付けを有する豪ドル建ての国債、地方債、政府保証債および国際機関債などに実質的に投資し、ポートフォリオのデュレーション*は1年以内とする運用を行います。(ポートフォリオ状況および市況を勘案して、債券先物取引などをデュレーション調整のため活用する場合があります。)



上記、格付け記号はS&P社のものになります。

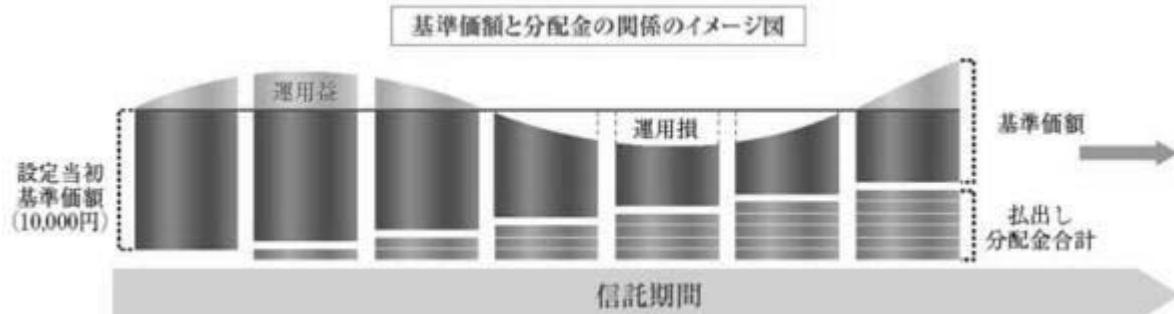
* デュレーション：償還金だけでなく利金も考慮して計算される債券投資での実質的な残存期間をいいます。

2. 運用資産の一部払い出し

分配を通じて運用資産の一部を毎月払い出します。

分配金は投資収益に基づくものではなく、所定の分配率を定期的に適用して運用資産を毎月払い出す仕組みを有する投資先の外国投資信託からの分配金に基づく額を目標とします。

したがって、分配金の一部または全部が実質的に投資元本の払い戻しにより充当されることがあります。



上記はイメージ図であり、将来の動向や各コースの投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

3. 2つのコース

運用資産の払い出しを重視した目標水準を設定して分配を行うT1コースと、T1コースよりも払い出しを抑えた目標水準を設定して分配を行うT2コースがあります。

各コースは、外国投資信託「シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド」(以下「AUボンド・ファンド」という場合があります。)と国内投資信託「短期公社債マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズの仕組みで運営される証券投資信託です。

T1コース 運用資産の払い出しを重視した目標水準を設定して分配を行います。結果として、分配による基準価額の下落率はT2コースよりも大きくなります。

T2コース T1コースよりも運用資産の払い出しを抑えた目標水準を設定して分配を行います。結果として、分配による基準価額の下落率はT1コースよりも小さくなります。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、AUボンド・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

AUボンド・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

AUボンド・ファンドの運用は、世界有数の債券専門の運用会社であるウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーウェイ・リミテッドが行います。

各コースの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

原則として、毎月 25 日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、分配を行います。各コースの分配金の決定にあたっては、投資先の A U ボンド・ファンドから支払われる分配金に基づいた額を払い出すことを目標とします。なお、目標として掲げる払出し額は、現金・その他資産も保有することによる受取分配金の減少や運用管理費用（信託報酬）などの費用を考慮し、目標額決定時の基準価額に対して所定の率（T 1 コース：1%（年当たり 12%）、T 2 コース：0.3%（年当たり 3.6%））を乗じて得た額を上限とします。

各コースの目標払出し額（分配金）は、6 カ月ごとに更新されます。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

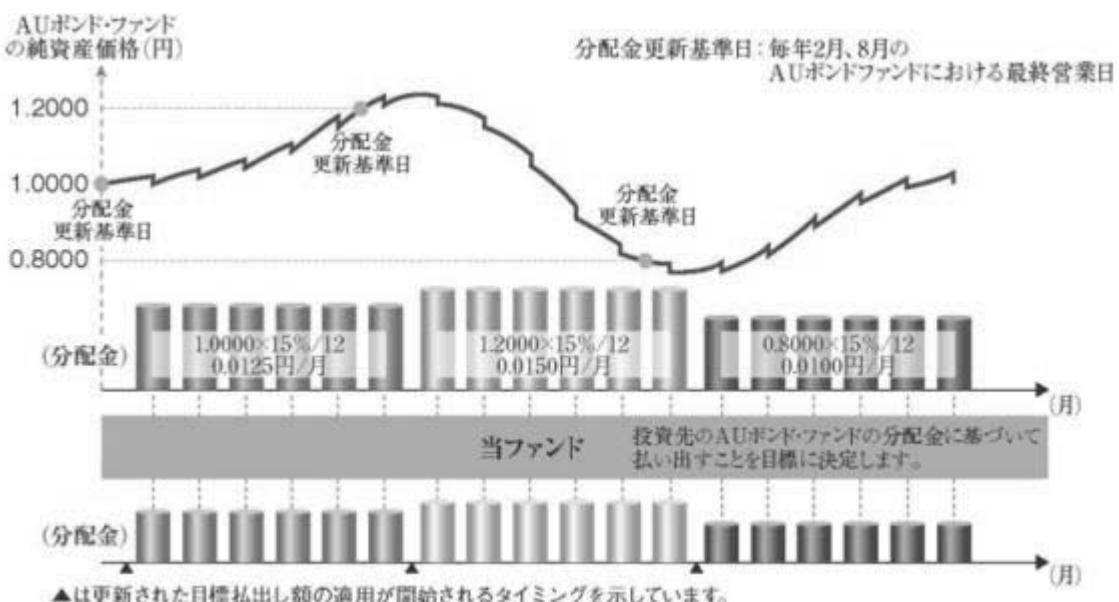
上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資先のAUボンド・ファンドの分配方針について

投資先のAUボンド・ファンドの分配金は、投資収益に基づくものではなく、原則として、6ヶ月ごとに到来する特定日（以下「分配金更新基準日」といいます。）の純資産価格に所定の分配率（T1クラス：年当たり15%、T2クラス：年当たり5.6%）を乗じて得た額としてその1口当たり分配金が決定されます。分配金が支払われると純資産価格も下がります。投資収益が十分でない場合に分配を行うと、AUボンド・ファンドならびに各コースにおいては分配金の一部または全部が実質的に元本の払い戻しとなることがあります。その場合、AUボンド・ファンドの純資産価格ならびに各コースの基準価額が大きく下落することがあります。

投資先のAUボンド・ファンドの分配のイメージ(分配率15%[年当たり]の場合)

$$\text{分配金} = \text{分配金更新基準日の純資産価格} \times \text{分配率} / 12 \text{ヶ月}$$



上記はイメージ図であり、将来のAUボンド・ファンドの純資産価格、分配金の支払い、またはその金額について示唆あるいは保証するものではありません。各コースは、AUボンド・ファンドを高位に組み入れますが、一方で現金・その他資産も保有するため1口当たりの受取分配金は希薄化します。また、各コースには、運用管理費用（信託報酬）などの費用がかかり基準価額に反映され、それらの費用控除後の収益を基に分配金も決定されます。そのため、各コースの分配金の水準および基準価額の値動きと、AUボンド・ファンドの分配金の水準および純資産価格の値動きは同一にはなりません。こうした分配の仕組みは、投資信託に関連する現時点の法令や税制などの諸制度を前提としています。今後、これら制度が変更された場合は、上記のような分配ができないことがあります。また、基準価額が大きく下落した場合などには、分配金額が変更になる場合があります。

収益分配金に関する留意事項

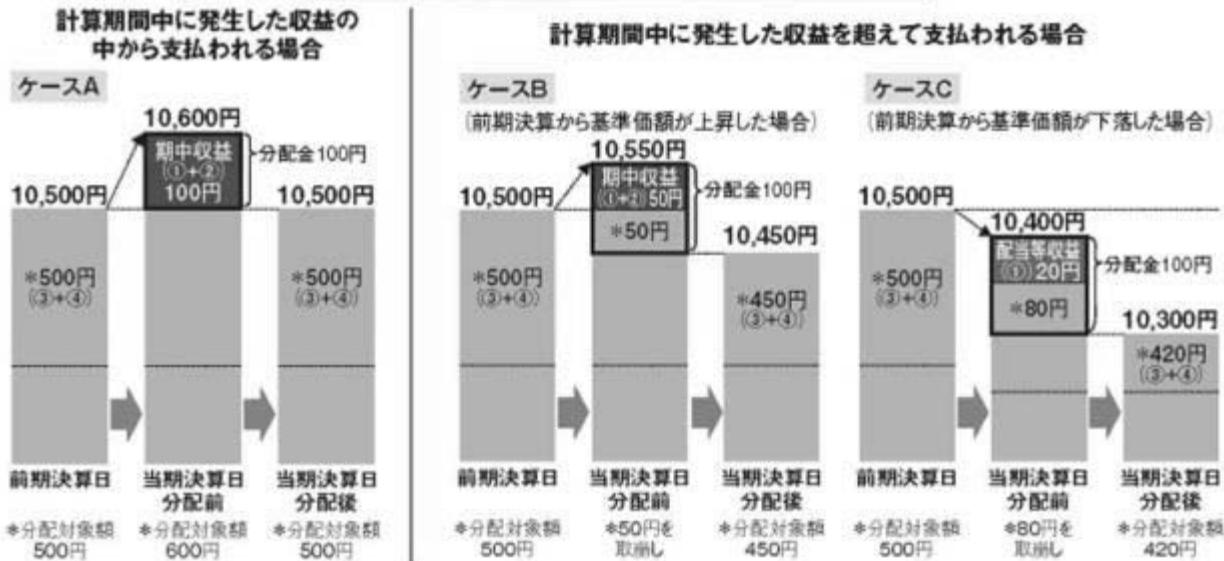
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

配当等収益（経費控除後） 有価証券売買益・評価益（経費控除後） 分配準備積立金、
収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケース A : 分配金受取額 100 円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0 円 = 100 円

ケース B : 分配金受取額 100 円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 50 円 = 50 円

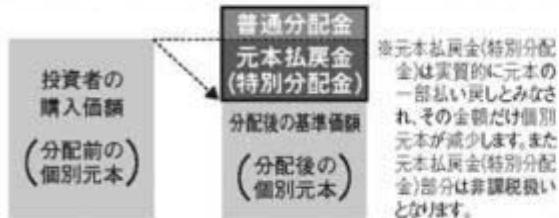
ケース C : 分配金受取額 100 円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 200 円 = 100 円

A、B、C のケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

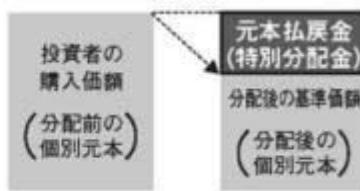
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

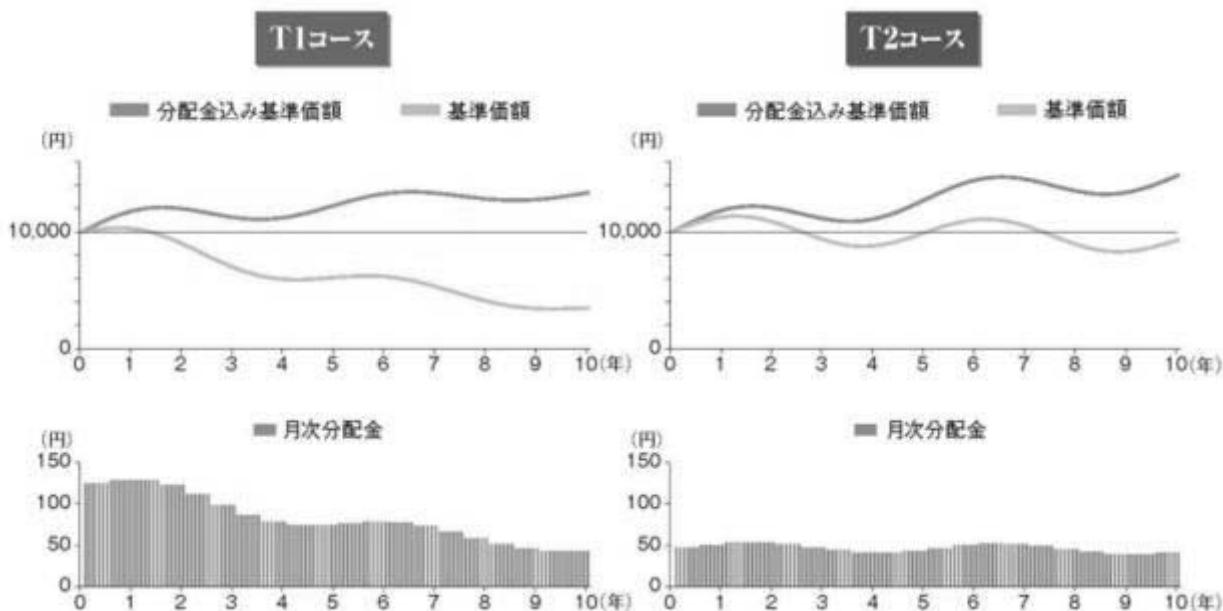
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

基準価額と分配金のイメージ図（投資收益率がプラスの場合）

分配金を多く受け取るほど基準価額はより大きく下落するので、投資環境にかかわらず換金代金または償還金は少なくなります。また、目標払出し額（分配金）の更新の際に基準価額が下落していると、分配金も減少します。

分配金を多く受け取るほど運用資産が少なくなるので、投資收益率がプラスの場合、運用による収益が減少し、結果として「すでにお受け取りになった分配金と換金代金（または償還金）を合算した額」も少なくなる傾向があります。また、投資収益が得られても、受け取る分配金よりも少ない場合には、基準価額は下落します。

投資成果は、「すでにお受け取りになった分配金と換金代金（または償還金）を合算した額」と、購入代金（購入時手数料を含む）の差額になります。^{*}



上記イメージ図は投資收益率を年率5%と想定して作成したものです。

分配金込み基準価額は、受取分配金と基準価額の合計です。

上図は、各コースの基準価額と分配金の関係についてご理解いただくため、仮定の投資收益率のもと、各コースでAUボンド・ファンドを常に100%組み入れ、運用管理費用（信託報酬）などのコストを控除せず、AUボンド・ファンドからの分配金相当額を全額分配した場合の基準価額と分配金のイメージを示したものです。実際の運用では、AUボンド・ファンドを常に100%組み入れることはできませんし、運用管理費用（信託報酬）などのコストがかかります。また、AUボンド・ファンドからの分配金相当額を全額分配金として払い出すわけではありません。

* 投資者が受け取る収益分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益は課税対象となります。

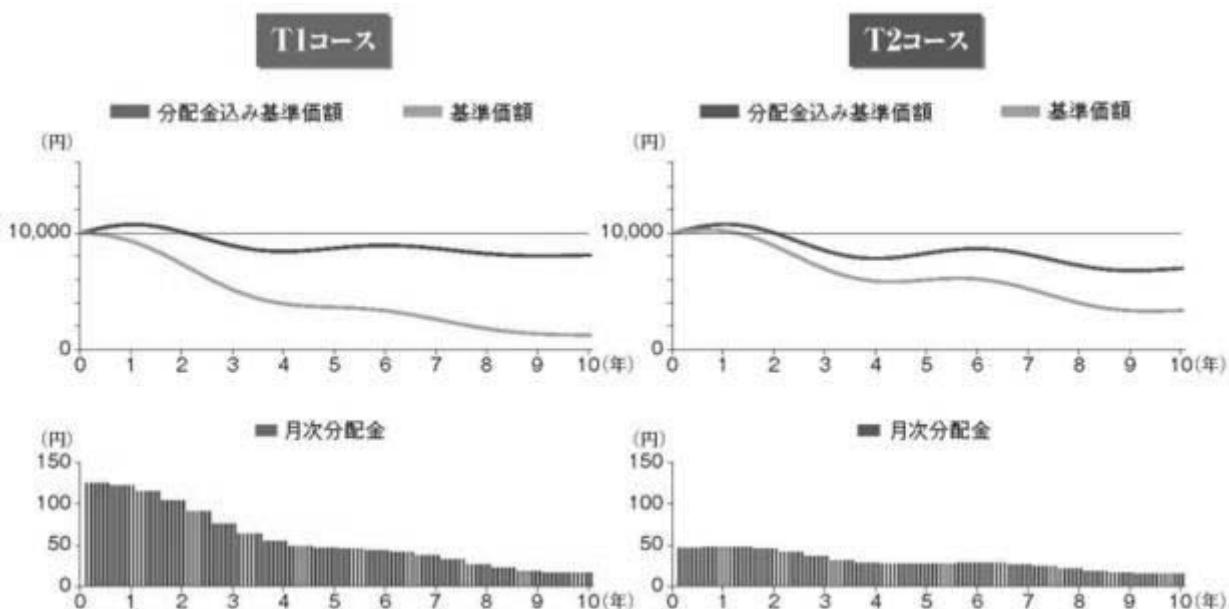
上記で仮定した投資收益率は、実際の投資成果とは何ら関係がなく、運用目標や予想される下限などを示すものではありません。実際の投資收益率は上記で仮定した投資收益率を大幅に下回ることもあります。上記で仮定した投資收益率が最終的に実現した場合であっても、期間中の基準価額の動きや月次分配金は、イメージ図に示されているものと異なることがあります。

基準価額と分配金のイメージ図（投資收益率がマイナスの場合）

分配金を多く受け取るほど基準価額はより大きく下落するので、投資環境にかかわらず換金代金または償還金は少なくなります。また、目標払出し額（分配金）の更新の際に基準価額が下落していると、分配金も減少します。

分配金を多く受け取るほど運用資産が少なくなるので、投資收益率がマイナスの場合、運用による損失も減少し、結果として「すでにお受け取りになった分配金と換金代金（または償還金）を合算した額」の減少も軽減される傾向があります。また、分配金による基準価額の下落に投資損失が加わることで基準価額はさらに下落し、換金代金または償還金は当初の元本に比べて大幅に少ない額になることがあります。

投資成果は、「すでにお受け取りになった分配金と換金代金（または償還金）を合算した額」と、購入代金（購入時手数料を含む）の差額になります。^{*}



上記イメージ図は投資收益率を年率 5 % と想定して作成したものです。

分配金込み基準価額は、受取分配金と基準価額の合計です。

上図は、各コースの基準価額と分配金の関係についてご理解いただくため、仮定の投資收益率のもと、各コースで A U ボンド・ファンドを常に 100% 組み入れ、運用管理費用（信託報酬）などのコストを控除せず、A U ボンド・ファンドからの分配金相当額を全額分配した場合の基準価額と分配金のイメージを示したものです。実際の運用では、A U ボンド・ファンドを常に 100% 組み入れることはできませんし、運用管理費用（信託報酬）などのコストがかかります。また、A U ボンド・ファンドからの分配金相当額を全額分配金として払い出すわけではありません。

* 投資者が受け取る収益分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益は課税対象となります。

上記で仮定した投資收益率は、実際の投資成果とは何ら関係がなく、運用目標や予想される下限などを示すものではありません。実際の投資收益率は上記で仮定した投資收益率を大幅に下回ることもあります。上記で仮定した投資收益率が最終的に実現した場合であっても、期間中の基準価額の動きや月次分配金は、イメージ図に示されているものと異なることがあります。

c . 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、各コースにつき金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

平成 24 年 1 月 27 日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成 24 年 2 月 29 日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

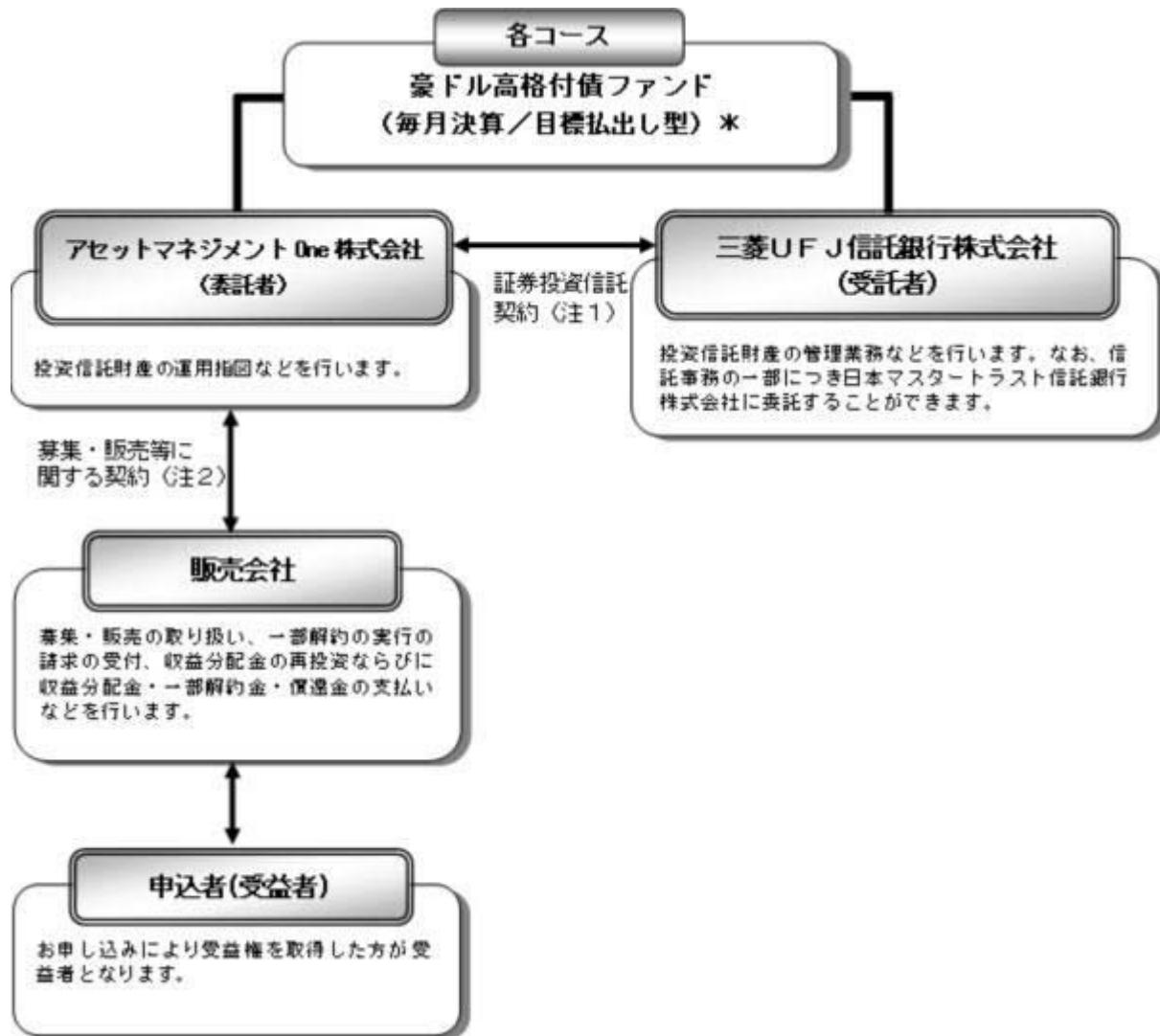
平成 28 年 10 月 1 日 ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社からアセットマネジメント One 株式会社に承継

(3)【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み

図中の*には次の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

*	T 1 コース	T 2 コース
---	---------	---------



(注1) 証券投資信託契約

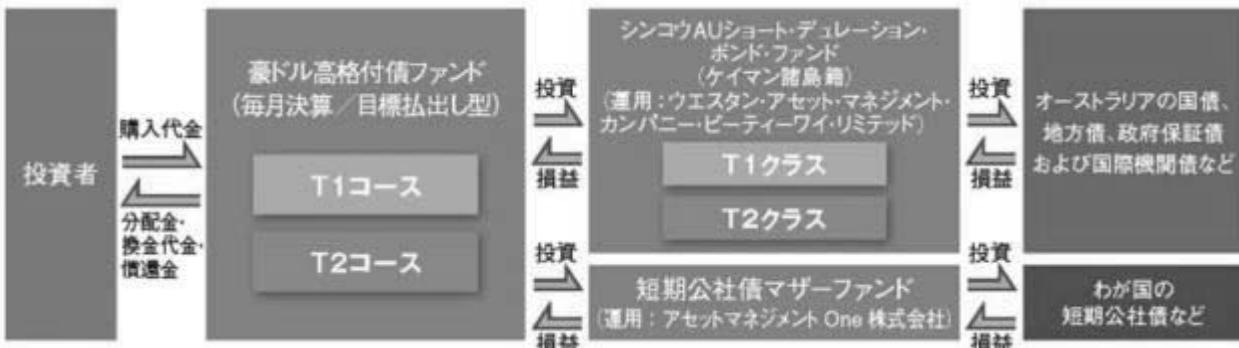
委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

(注2) 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

各コースの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



シンコウAUショート・デュレーション・ボンドの各クラスの受益証券は円建てで発行されます。

b . 委託会社の概況

(イ) 資本金の額 20億円(平成28年10月1日現在)

(ロ) 委託会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	証券投資信託法に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、商号を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする
平成20年1月1日	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社からDIA Mアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成28年10月1日	DIA Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部門)が統合し、商号をアセットマネジメントOne 株式会社に変更

(ハ) 大株主の状況

(平成28年10月1日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほ フィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
第一生命ホールディングス株 式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1: A種種類株式(15,510株)を含みます。

2: 普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ 51.0%、第一生命ホールディングス株式会社 49.0%

2 【投資方針】

各コースが投資する外国投資信託の*には下記表をあてはめてご覧ください。

	シンコウ A U ショート・デュレーション ン・ボンド・ファンド - * 1	A U ボンド・ファンド * 2
T 1 コース	T 1 クラス	T 1
T 2 コース	T 2 クラス	T 2

(注) 各コースが組み入れる外国投資信託の各クラスの運用方針につきましては、後述の「各コースが投資する投資信託証券の概要 1. A U ボンド・ファンドの概要」をご参照ください。

(1)【投資方針】

a . 基本方針

各コースの運用は、投資信託証券への投資を通じて実質的に豪ドル建ての公社債に投資することにより得られる収益の獲得、および毎月の分配実施（実質的な投資元本の払い戻しにより一部または全部の額を充当することができます。）による定期的な投資信託財産の一部払い出しを目的とします。

b . 運用の方法

(イ) 主要投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

以下の投資信託証券を通じて、主として豪ドル建ての公社債に実質的に投資を行います。

ケイマン諸島籍 外国投資信託	シンコウ A U ショート・デュレーション・ボンド・ファン ド - * 1（以下「A U ボンド・ファンド * 2」といいま す。）円建受益証券
内国証券投資信託 (親投資信託)	短期公社債マザーファンド受益証券

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、A U ボンド・ファンド * 2 の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

各コースの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

A U ボンド・ファンド * 2 が、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルールできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を

行うこととします。

(2)【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

各コースにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

b. 有価証券および金融商品の指図範囲等

(イ) 委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げるアセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である短期公社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. ケイマン諸島籍外国投資信託 シンコウ A U ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
- * 1円建受益証券
2. 証券投資信託 マザーファンド受益証券
3. コマーシャル・ペーパー
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

各コースが投資する投資信託証券の概要

1. A U ボンド・ファンドの概要

ファンド名	シンコウ A U ショート・デュレーション・ボンド・ファンド T 1 クラス / T 2 クラス (以下、当概要において、個別クラスを「クラス」といいます。)
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託 / 円建受益証券
運用方針	主として、豪ドル建ての高格付け債券へ投資することで、金利収入の獲得を目指す一方で、金利変動リスクを抑制した運用を行います。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、取得時点において、A A - / A a 3 以上の長期債務格付けまたは A - 1 / P - 1 以上の短期債務格付けを有する債券に投資を行います。 ・ポートフォリオの平均信用格付け*は、A A + / A a 1 (短期債務格付けを有する場合はA - 1 / P - 1) 以上とします。 * 平均信用格付けとは、基準日時点で投資信託財産が保有している有価証券にかかる信用格付けを加重平均したものであり、当該投資信託受益証券にかかる信用格付けではありません。 ・ポートフォリオの平均デュレーションは原則として 1 年以内とします。金利変動リスクを抑制するため先物取引などを利用する場合があります。 ・有価証券の空売りは行いません。 ・純資産総額の 10% を超える借り入れは行いません。 ・原則として、流動性に欠ける資産への投資は、純資産総額の 15% 以内とします。
決算日	12月末
関係法人	投資顧問会社：アセットマネジメント One 株式会社 副投資顧問会社：ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド 受託会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド 管理事務代行会社兼保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー
信託報酬等	純資産総額に対し年率 0.31% 程度 上記料率には、投資顧問会社、副投資顧問会社、受託会社、管理事務代行会社ならびに保管受託銀行への報酬が含まれます。ただし、これら報酬の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、取引頻度や資産規模などにより上記料率を上回る場合があります。なお、最低支払額として、受託会社に対し年 10,000 米ドル、管理事務代行会社に対し年 50,400 米ドルが設定されています。 また、上記に加え、名義書換代理人への報酬として別途年 10,000 米ドルが当該外国投資信託から支払われます。
その他の費用・手数料	監査報酬、弁護士費用、税務関連費用および当初設定にかかる諸費用などが当該外国投資信託から支払われます。これらは定率でないため事前に概算料率や上限額などを表示することができません。
収益分配方針	原則として、月次で分配を行い、1 口当たりの分配金は 6 カ月ごとに見直されます。（ただし、見直し前であっても 1 口当たり分配金を投資顧問会社の裁量により調整する場合があります。） 見直し時の 1 口当たり分配金は、特定日の純資産価格に所定の分配率を乗じた額に基づき投資顧問会社が決定します。分配率はクラスごとに異なり、T 1 クラスで年当たり 15%、T 2 クラスで年当たり 5.6% となります。
運用開始日	平成 24 年 2 月 29 日

2. 短期公社債マザーファンドの概要

ファンド名	短期公社債マザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主としてわが国の短期公社債に投資し、利子などの安定した収益の確保をはかることを目的として、運用を行います。 ・ただし資金動向、市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年 8 月 22 日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	平成 18 年 5 月 31 日
委託会社	アセットマネジメント One 株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

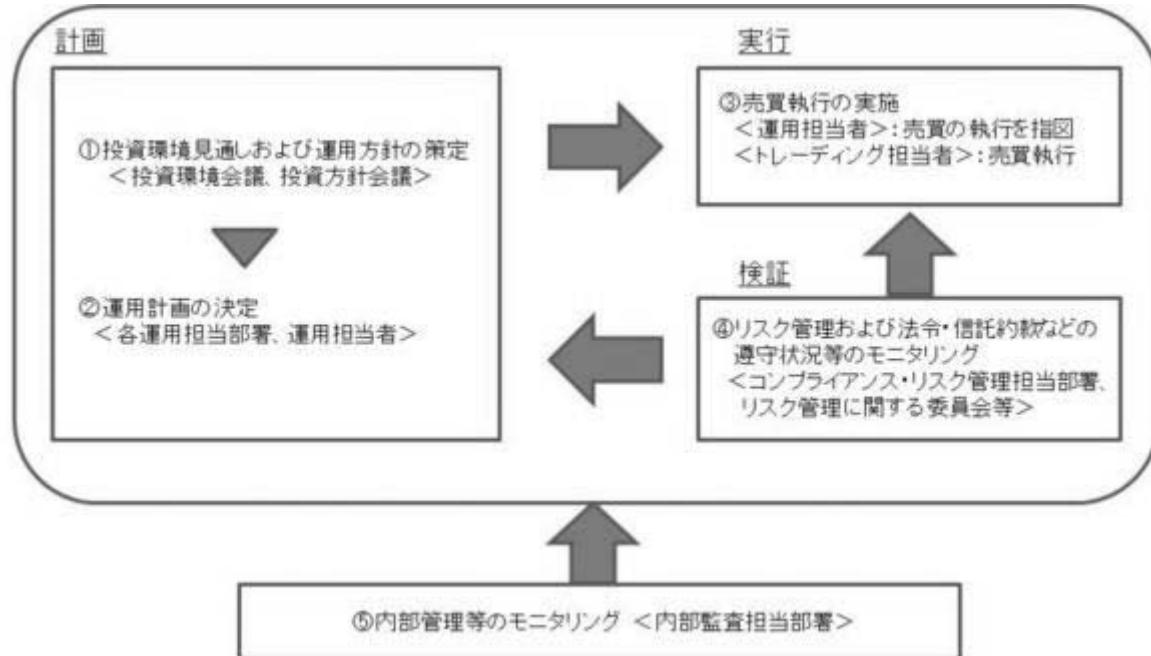
上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、各概要は平成 28 年 10 月 1 日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

（3）【運用体制】

a. ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数 60～70 人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数 10～20 人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b . ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c . 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は平成 28 年 10 月 1 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

a . 収益分配は原則として、毎月 25 日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配（実質的に投資元本の払い戻しとなる分配を含みます。以下同じ。）を行います。

1 . 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2 . 分配金額は、原則として、各コースの決算日の直前における A U ボンド・ファンド * 2 の分配額に基づく額を払い出すことを目標に委託者が決定します。A U ボンド・ファンド * 2 の分配額は投資収益に基づくものではなく、原則として、6 カ月ごとに到来する特定日の純資産価格に所定の分配率を乗じて得た額としてその 1 口当たり分配金が決定されます。結果として、各コースの分配金は実質的な投資元本の払い戻しにより一部または全部の額が充当されることがあります。

3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 每計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c. 公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

d. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e. 外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

f. 資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借

入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(口) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

g . 利害関係人等との取引等

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(口) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

(ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(二) 上記(イ)(口)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

h . デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

i . 信用リスク集中回避のための投資制限

(イ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えないものとします。

(口) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

各コースは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a . 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

b . 流動性リスク

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

c . 金利変動リスク

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

d . 信用リスク

公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

e . カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

f . 特定の投資信託証券に投資するリスク

各コースが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各コースの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

g . 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

- (イ) 各コースのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (ニ) 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。
- (ホ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てるために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ヘ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これに

より各コースの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

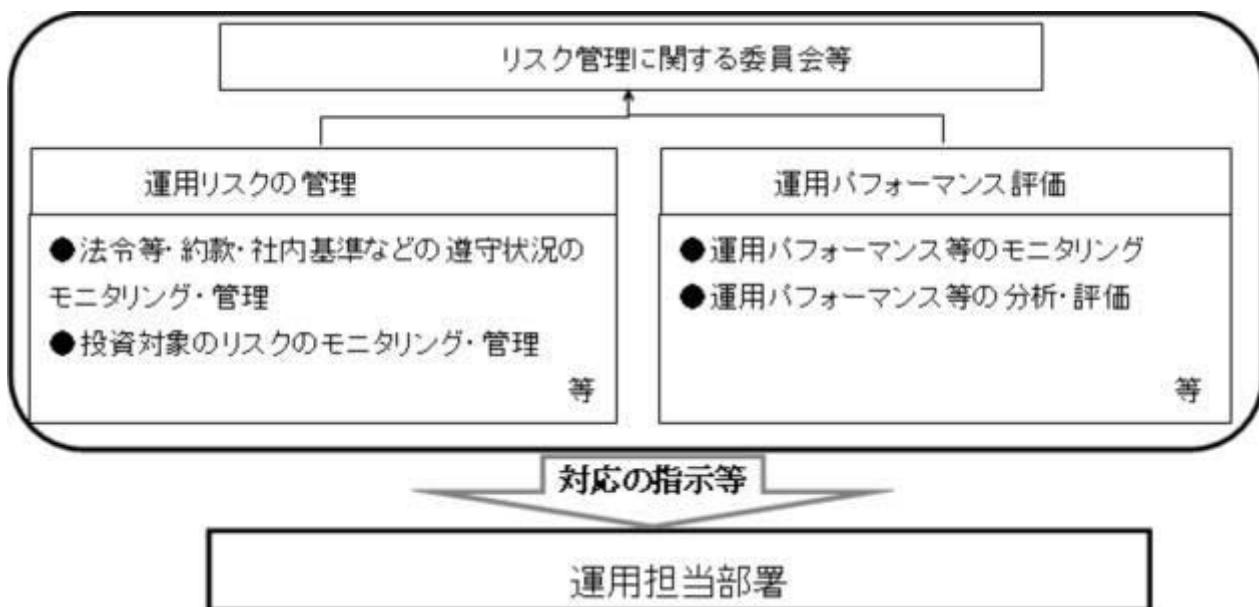
(ト) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

また、各コースが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があり、上記のような要因で、各コースの基準価額が変動する可能性があります。

（2）リスク管理体制

委託会社における当ファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



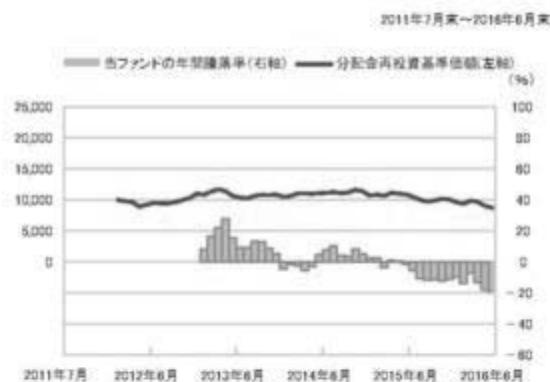
リスク管理体制は平成 28 年 10 月 1 日現在のものであり、今後変更になることがあります。

投資リスク

<参考情報>

T1コース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



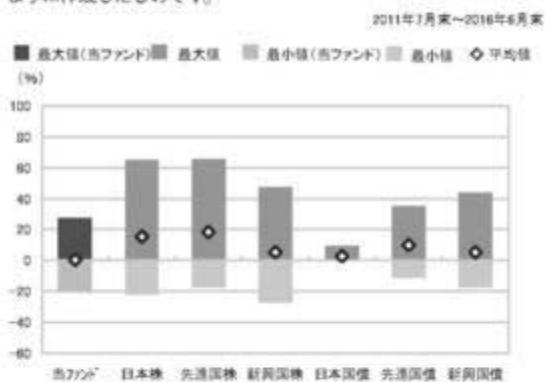
*分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

*年間騰落率は、2011年2月から2016年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	27.5	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△19.8	△22.0	△17.5	△27.4	0.4	△11.2	△17.4
平均値	0.6	15.5	18.4	5.4	2.7	10.0	5.2

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

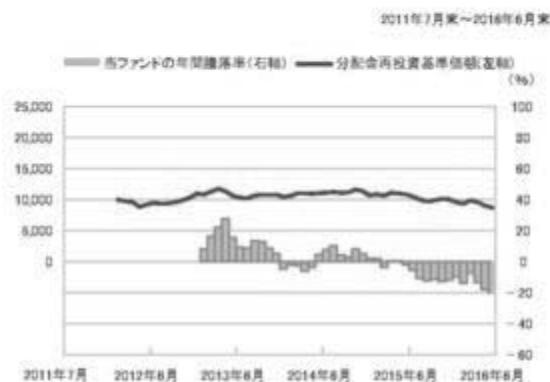
*2011年7月から2016年6月の5年間(当ファンドは2013年2月から2016年6月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

T2コース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



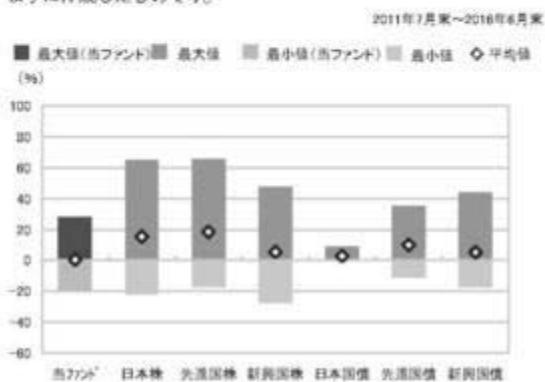
*分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

*年間騰落率は、2013年2月から2016年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	27.7	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△19.8	△22.0	△17.5	△27.4	0.4	△11.2	△17.4
平均値	0.6	15.5	18.4	5.4	2.7	10.0	5.2

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2011年7月から2016年6月の5年間(当ファンドは2013年2月から2016年6月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指標

日本 株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債…NOMURA-BPI国債
 先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
 (注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指標のデータソースは、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、範囲性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指標のデータソースは、当該騰落率に関する責任連用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指標で、配当を考慮したもので。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したもので。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したもので。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。

なお、シティ世界国債・インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

本指標は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・譲布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜 3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等（8%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメント One 株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。
- 2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(2)【換金（解約）手数料】

ご解約時の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

日々のファンドの純資産総額に年率 1.026%（税抜 0.95%）を乗じて得た額とします。

なお、投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に対して年率 1.336%（税抜 1.26%）程度となります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

<ファンド・オブ・ファンズの信託報酬の配分>

委託者	年率 0.32%（税抜）	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価
販売会社	年率 0.60%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価
受託者	年率 0.03%（税抜）	運用財産の管理、委託者からの指図の実行などの対価
投資対象とする 投資信託証券	年率 0.31%程度	A U ボンド・ファンドの信託報酬です。 短期公社債マザーファンドの信託報酬はありません。
実質的な負担 ^(注)	年率 1.336%（税抜 1.26%）程度	-

(注) A U ボンド・ファンドを 100%組み入れた場合の数値です。実際の信託報酬は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。なお、A U ボンド・ファンドの信託報酬には、投資顧問会社、副投資顧問会社、受託会社、管理事務代行会社ならびに保管受託銀行への報酬が含まれます。ただし、これらの報酬の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、当該投資信託における取引頻度や資産規模などにより上記料率を上回る場合があります。なお、最低支払額として、受託会社に対し年 10,000 米ドル、管理事務代行会社に対し年 50,400 米ドルが設定されています。また、上記に加え、名義書換代理人への報酬として別途年 10,000 米ドルが当該投資信託から支払われます。

資産規模が比較的少額である場合は、信託報酬ならびにその他の費用・手数料のうち定率でない一部項目の負担が純資産総額比で高率となることがあります。

(4)【その他の手数料等】

- a . 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b . 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c . 証券取引に伴う手数料・税金等、各コースの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用についても投資信託財産が負担します。
- d . 各コースが投資対象とする投資信託証券においても、有価証券等の売買手数料、監査報酬、弁護士費用、税務関連費用および当初設定にかかる諸費用などがかかります。
- e . 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

- a . 個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315% および地方税 5 %）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

(ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315% および地方税 5 %）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

(ハ) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）から差し引くこと（損益通算）ならびに 3 年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能ですが（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合>

「NISA（ニーサ）」および「ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」は、上場株式や公募株式投資信託などについての非課税制度です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b . 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c . 個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（二）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d . 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d . 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。（前述の「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。）

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

上記は平成 28 年 6 月末現在のものです。税法が改正された場合等は、上記「(5) 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

豪ドル高格付債ファンド(毎月決算/目標払出し型)T1コース

(平成28年6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	137,126,552	96.98
親投資信託受益証券	日本	1,505,854	1.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,755,057	1.94
純資産総額		141,387,463	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

豪ドル高格付債ファンド(毎月決算/目標払出し型)T2コース

(平成28年6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	192,370,693	97.07
親投資信託受益証券	日本	1,904,951	0.96
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,900,566	1.96
純資産総額		198,176,210	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考)短期公社債マザーファンド

(平成28年6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
地方債証券	日本	346,853,353	90.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		38,310,241	9.94
純資産総額		385,163,594	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

豪ドル高格付債ファンド(毎月決算/目標払出し型)T1コース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成28年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
----	------	----	-----	----------	-----------	-----------	----------	----------	---------

1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	シンコウ A リショート・デュレー ション・ポンド・ファンド - T 1 クラス	297,519,099	0.46	137,572,831	0.4609	137,126,552	96.98
2	日本	親投資信託 受益証券	短期公社債マザーファンド	1,476,473	1.0199	1,505,854	1.0199	1,505,854	1.06

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

口.種類別投資比率

(平成 28 年 6 月 30 日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.98
親投資信託受益証券	1.06
合計	98.05

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T 2 コース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成 28 年 6 月 30 日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	シンコウ A リショート・デュレー ション・ポンド・ファンド - T 2 クラス	271,135,579	0.71	192,967,191	0.7095	192,370,693	97.07
2	日本	親投資信託 受益証券	短期公社債マザーファンド	1,867,783	1.0199	1,904,951	1.0199	1,904,951	0.96

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

口.種類別投資比率

(平成 28 年 6 月 30 日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.07
親投資信託受益証券	0.96
合計	98.03

(参考)短期公社債マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

(平成 28 年 6 月 30 日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	地方債証券	平成 18 年度第 1 回鹿児島県公 募公債(10 年)	100,000,000	100.62	100,624,250	100.62	100,624,250	1.9000	2016.10.31	26.12
2	日本	地方債証券	平成 23 年度第 9 回大阪市公募 公債(5 年)	100,000,000	100.19	100,193,432	100.19	100,193,432	0.3450	2017.01.27	26.01
3	日本	地方債証券	平成 18 年度第 3 回埼玉県公募 公債	100,000,000	100.14	100,147,609	100.14	100,147,609	2.1000	2016.07.28	26.00
4	日本	地方債証券	平成 23 年度第	45,800,000	100.19	45,888,062	100.19	45,888,062	0.4100	2016.12.22	11.91

		7回福岡県公募 公債							
--	--	---------------	--	--	--	--	--	--	--

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

□.種類別投資比率

(平成28年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
地方債証券	90.05
合計	90.05

【投資不動産物件】

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T1コース

該当事項はありません。

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T2コース

該当事項はありません。

（参考）短期公社債マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T1コース

該当事項はありません。

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T2コース

該当事項はありません。

（参考）短期公社債マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T1コース

期別	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末 (平成24年6月25日)	302,023,930	305,372,175	0.9020	0.9120
第2特定期間末 (平成24年12月25日)	258,119,518	260,576,274	0.9246	0.9334
第3特定期間末 (平成25年6月25日)	217,769,175	220,118,907	0.8990	0.9087

第4特定期間末	(平成25年12月25日)	214,352,144	216,442,738	0.8715	0.8800
第5特定期間末	(平成26年6月25日)	229,340,208	231,594,416	0.8444	0.8527
第6特定期間末	(平成26年12月25日)	267,172,467	269,908,493	0.8105	0.8188
第7特定期間末	(平成27年6月25日)	224,826,157	227,125,567	0.7431	0.7507
第8特定期間末	(平成27年12月25日)	182,920,873	184,806,487	0.6306	0.6371
第9特定期間末	(平成28年6月27日)	141,789,019	143,326,638	0.5164	0.5220
	平成27年6月末日	217,323,758		0.7297	
	7月末日	202,978,333		0.6956	
	8月末日	191,138,242		0.6578	
	9月末日	183,219,818		0.6305	
	10月末日	184,152,151		0.6356	
	11月末日	187,272,131		0.6457	
	12月末日	183,640,116		0.6330	
	平成28年1月末日	165,318,249		0.5998	
	2月末日	158,332,231		0.5748	
	3月末日	165,737,495		0.6014	
	4月末日	159,076,070		0.5798	
	5月末日	147,811,767		0.5385	
	6月末日	141,387,463		0.5147	

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T2コース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）		
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1特定期間末	(平成24年6月25日)	286,959,884	287,893,606	0.9220	0.9250
第2特定期間末	(平成24年12月25日)	281,915,440	282,685,494	0.9885	0.9912
第3特定期間末	(平成25年6月25日)	271,851,593	272,693,432	1.0011	1.0042
第4特定期間末	(平成25年12月25日)	269,787,205	270,532,212	1.0140	1.0168
第5特定期間末	(平成26年6月25日)	284,104,957	284,908,884	1.0248	1.0277
第6特定期間末	(平成26年12月25日)	282,564,832	283,390,218	1.0270	1.0300
第7特定期間末	(平成27年6月25日)	269,475,885	270,269,464	0.9848	0.9877
第8特定期間末	(平成27年12月25日)	237,697,012	238,403,372	0.8749	0.8775
第9特定期間末	(平成28年6月27日)	198,788,587	199,425,260	0.7494	0.7518
	平成27年6月末日	264,674,211		0.9672	
	7月末日	252,352,979		0.9290	
	8月末日	241,495,569		0.8857	
	9月末日	232,601,879		0.8562	
	10月末日	236,160,510		0.8693	
	11月末日	241,634,491		0.8894	

12月末日	238,655,008		0.8784	
平成 28 年 1月末日	227,842,442		0.8386	
2月末日	220,093,471		0.8101	
3月末日	226,942,308		0.8546	
4月末日	220,034,906		0.8295	
5月末日	205,811,460		0.7758	
6月末日	198,176,210		0.7470	

【分配の推移】

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T 1 コース

期	計算期間	1 口当たりの分配金（円）
第 1 特定期間	平成 24 年 2 月 29 日～平成 24 年 6 月 25 日	0.0300
第 2 特定期間	平成 24 年 6 月 26 日～平成 24 年 12 月 25 日	0.0564
第 3 特定期間	平成 24 年 12 月 26 日～平成 25 年 6 月 25 日	0.0555
第 4 特定期間	平成 25 年 6 月 26 日～平成 25 年 12 月 25 日	0.0546
第 5 特定期間	平成 25 年 12 月 26 日～平成 26 年 6 月 25 日	0.0504
第 6 特定期間	平成 26 年 6 月 26 日～平成 26 年 12 月 25 日	0.0498
第 7 特定期間	平成 26 年 12 月 26 日～平成 27 年 6 月 25 日	0.0477
第 8 特定期間	平成 27 年 6 月 26 日～平成 27 年 12 月 25 日	0.0423
第 9 特定期間	平成 27 年 12 月 26 日～平成 28 年 6 月 27 日	0.0363

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T 2 コース

期	計算期間	1 口当たりの分配金（円）
第 1 特定期間	平成 24 年 2 月 29 日～平成 24 年 6 月 25 日	0.0090
第 2 特定期間	平成 24 年 6 月 26 日～平成 24 年 12 月 25 日	0.0171
第 3 特定期間	平成 24 年 12 月 26 日～平成 25 年 6 月 25 日	0.0174
第 4 特定期間	平成 25 年 6 月 26 日～平成 25 年 12 月 25 日	0.0177
第 5 特定期間	平成 25 年 12 月 26 日～平成 26 年 6 月 25 日	0.0171
第 6 特定期間	平成 26 年 6 月 26 日～平成 26 年 12 月 25 日	0.0177
第 7 特定期間	平成 26 年 12 月 26 日～平成 27 年 6 月 25 日	0.0177
第 8 特定期間	平成 27 年 6 月 26 日～平成 27 年 12 月 25 日	0.0165
第 9 特定期間	平成 27 年 12 月 26 日～平成 28 年 6 月 27 日	0.0150

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

【収益率の推移】

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T 1 コース

期	計算期間	収益率（%）

第1特定期間	平成24年2月29日～平成24年6月25日	6.8
第2特定期間	平成24年6月26日～平成24年12月25日	8.8
第3特定期間	平成24年12月26日～平成25年6月25日	3.2
第4特定期間	平成25年6月26日～平成25年12月25日	3.0
第5特定期間	平成25年12月26日～平成26年6月25日	2.7
第6特定期間	平成26年6月26日～平成26年12月25日	1.9
第7特定期間	平成26年12月26日～平成27年6月25日	2.4
第8特定期間	平成27年6月26日～平成27年12月25日	9.4
第9特定期間	平成27年12月26日～平成28年6月27日	12.4

(注)収益率は各特定期間ににおける騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T2コース

期	計算期間	収益率(%)
第1特定期間	平成24年2月29日～平成24年6月25日	6.9
第2特定期間	平成24年6月26日～平成24年12月25日	9.1
第3特定期間	平成24年12月26日～平成25年6月25日	3.0
第4特定期間	平成25年6月26日～平成25年12月25日	3.1
第5特定期間	平成25年12月26日～平成26年6月25日	2.8
第6特定期間	平成26年6月26日～平成26年12月25日	1.9
第7特定期間	平成26年12月26日～平成27年6月25日	2.4
第8特定期間	平成27年6月26日～平成27年12月25日	9.5
第9特定期間	平成27年12月26日～平成28年6月27日	12.6

(注)収益率は各特定期間ににおける騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

(4)【設定及び解約の実績】

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T1コース

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	平成24年2月29日～平成24年6月25日	334,824,509	0
第2特定期間	平成24年6月26日～平成24年12月25日	6,052,404	61,700,000
第3特定期間	平成24年12月26日～平成25年6月25日	6,141,405	43,077,886
第4特定期間	平成25年6月26日～平成25年12月25日	10,543,433	6,831,528
第5特定期間	平成25年12月26日～平成26年6月25日	32,047,253	6,408,237
第6特定期間	平成26年6月26日～平成26年12月25日	78,869,612	20,819,260
第7特定期間	平成26年12月26日～平成27年6月25日	15,026,560	42,114,284
第8特定期間	平成27年6月26日～平成27年12月25日	516,098	12,975,490
第9特定期間	平成27年12月26日～平成28年6月27日	766,716	16,286,405

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T2コース

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)

第1特定期間	平成24年2月29日～平成24年6月25日	316,740,850	5,500,000
第2特定期間	平成24年6月26日～平成24年12月25日	3,764,531	29,800,000
第3特定期間	平成24年12月26日～平成25年6月25日	403,925	14,048,053
第4特定期間	平成25年6月26日～平成25年12月25日	12,994	5,500,000
第5特定期間	平成25年12月26日～平成26年6月25日	11,642,253	500,000
第6特定期間	平成26年6月26日～平成26年12月25日	9,962,307	12,050,000
第7特定期間	平成26年12月26日～平成27年6月25日	30,212	1,510,956
第8特定期間	平成27年6月26日～平成27年12月25日	1,039,091	3,010,000
第9特定期間	平成27年12月26日～平成28年6月27日	28,662	6,425,080

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

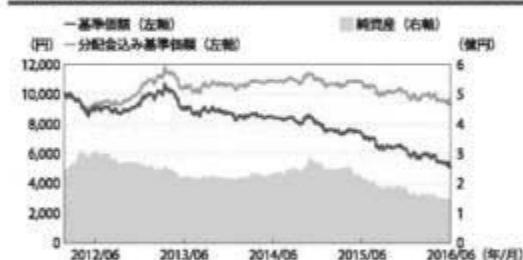
運用実績

2016年6月30日現在

T1コース

<基準価額・純資産の推移>

(2012年2月29日～2016年6月30日)



<分配の推移>

2016年6月	56円
2016年5月	56円
2016年4月	56円
2016年3月	65円
2016年2月	65円
直近1年累計	786円
設定来累計	4,230円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド-T1クラス	96.98%
短期公社債マザーファンド	1.06%
※計算処理の関係上、純資産比率が一時的に100%を超える場合があります。	合計 98.05%

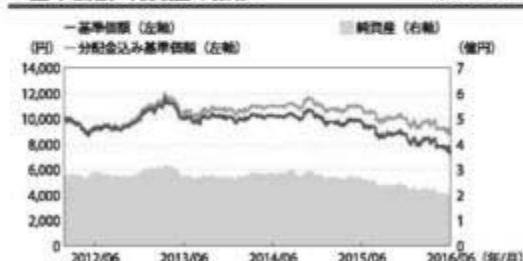
<年間收益率の推移>



T2コース

<基準価額・純資産の推移>

(2012年2月29日～2016年6月30日)



<分配の推移>

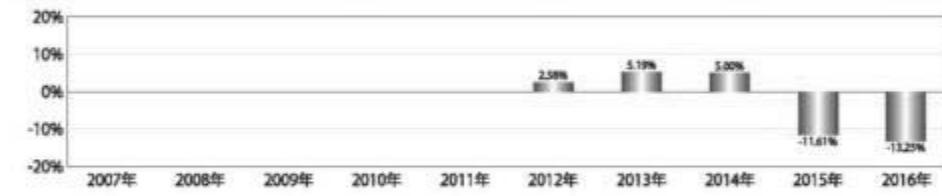
2016年6月	24円
2016年5月	24円
2016年4月	24円
2016年3月	26円
2016年2月	26円
直近1年累計	315円
設定来累計	1,452円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド-T2クラス	97.07%
短期公社債マザーファンド	0.96%
※計算処理の関係上、純資産比率が一時的に100%を超える場合があります。	合計 98.03%

<年間收益率の推移>



*基準価額は1万口当たり・信託報酬性除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

*分配金込み基準価額は、基準価額に設定來の分配金(積引額)を加えたものであり、実際の基準価額とは異なります。

*分配は1万口当たり・積引前の金額です。分配の推移は、荷先の分配の水準を示す・保証するものではありません。

*年間收益率は積引前の分配金を毎年初に合算して計算しています。なお、各コースにはペンチマークがありません。

*年間收益率は、2012年については設定時から12月末まで、2016年については年初から6月末までの收益率をそれぞれ記載しています。

*当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

*表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

*最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンドの組入上位5銘柄（2016年6月29日現在）

銘柄名	償還日	クーポン	種類	比率
AUSTRALIAN GOVERNMENT 6% 15FEB2017	2017/2/15	6.000%	国債	41.6%
TREASURY CORPORATION OF VICTORIA 5.75% 15NOV2016	2016/11/15	5.750%	地方債	13.9%
NEW SOUTH WALES TREASURY CORPORATION 4% 20FEB2017	2017/2/20	4.000%	地方債	11.2%
WESTERN AUSTRALIA TREASURY CORPORATION 8% 15JUL2017	2017/7/15	8.000%	地方債	6.0%
INTERNATIONAL FINANCE CORPORATION 5% 03AUG2016	2016/8/3	5.000%	国際機関債	5.6%

*ウェスタン・オセッティ・マネジメント・カンパニー・ピー・ティーウイ・リミテッドからの情報を基に作成しています。

*比率は、シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンドの純資産総額に対する割合です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、T1コース、T2コースそれぞれにおける「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）＊自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

・上記の＊には次の表の各コースの名称をあてはめてご覧ください。

*	T1コース	T2コース
---	-------	-------

(ハ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、以下のいずれかに該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

- ・オーストラリア証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・メルボルンの銀行の休業日

また、各コースにおいて、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、T1コース、T2コースそれぞれにおける「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメント One 株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時です。)

基準価額につきましては、アセットマネジメント One 株式会社のインターネットホームページ (<http://www.am-one.co.jp/>) または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(ヘ) 委託者は、以下のいずれかに該当する日には、上記(イ)による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

- ・オーストラリア証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・メルボルンの銀行の休業日

(ト) 委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

(チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(ニ)の規定に準じて計算された価額とします。

3 【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメント One 株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

各コースの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
外国籍投資信託証券	原則として基準価額計算時に知りうる直近の日の基準価額

	で評価
内国証券投資信託 (親投資信託)	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

各コースの信託期間は、投資信託契約締結日から平成 29 年 2 月 10 日までです。

各コースは、後述「(5) その他 a. 信託の終了（投資信託契約の解約）(イ)」の記載にしたがって、平成 29 年 2 月 10 日に償還となります。

(4) 【計算期間】

各コースの計算期間は、原則として毎月 26 日から翌月 25 日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

なお、各コースは平成 29 年 2 月 10 日に償還となります。したがって第 59 計算期間（最終計算期間）は平成 29 年 1 月 26 日から平成 29 年 2 月 10 日までとなります。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、各コースの受益権の総口数が 30 億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、各コースにおいて、信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行った AU ボンド・ファンド＊が償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. AU ボンド・ファンド＊の主要投資対象が変更となる場合

2. AUボンド・ファンド*の取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

- ・上記の*には各コースに応じて次の表をあてはめてご覧ください。

*	T 1	T 2
---	-----	-----

(ハ) 委託者は、上記（イ）の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(ニ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ホ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ヘ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更等

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定にしたがいます。

※この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c. 書面決議の手続き

(イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または「b. 投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、各コースにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ロ) 上記（イ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成する

ものとみなします。

(ハ) 上記（イ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、各コースのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ホ) 上記（イ）から（ニ）までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、各コースにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（イ）から（ハ）までに規定する各コースの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(ヘ) 上記（イ）から（ホ）の規定にかかわらず、各コースにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

各コースは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約することにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）の場合を除きます。）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

e. 運用報告書

委託者は、毎年6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、下記「f. 公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

f. 公告

委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

h. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、各コースにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記（イ）における日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める

信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められるること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- (ロ) 受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- (ハ) 上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存にかかる業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- j. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限
受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容
- k. 関係法人との契約の更改
委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して 5 営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T1コース

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T2コース

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期特定期間(平成27年12月26日から平成28年6月27日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年7月26日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 湯原 尚
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 山野 浩
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T1コースの平成27年12月26日から平成28年6月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T1コースの平成28年6月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T 1 コース】

(1)【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第 8 期特定期間末 平成 27 年 12 月 25 日現在	第 9 期特定期間末 平成 28 年 6 月 27 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,142,232	4,385,621
投資信託受益証券	176,818,435	137,572,831
親投資信託受益証券	2,006,052	1,505,854
未収利息	7	-
流動資産合計	184,966,726	143,464,306
資産合計	184,966,726	143,464,306
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,885,614	1,537,619
未払解約金	1,296	-
未払受託者報酬	4,982	4,310
未払委託者報酬	152,706	132,261
未払利息	-	7
その他未払費用	1,255	1,090
流動負債合計	2,045,853	1,675,287
負債合計	2,045,853	1,675,287
純資産の部		
元本等		
元本	290,094,589	274,574,900
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	107,173,716	132,785,881
(分配準備積立金)	19,285,322	21,771,552
元本等合計	182,920,873	141,789,019
純資産合計	182,920,873	141,789,019
負債純資産合計	184,966,726	143,464,306

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第 8 期特定期間 自 平成 27 年 6 月 26 日 至 平成 27 年 12 月 25 日	第 9 期特定期間 自 平成 27 年 12 月 26 日 至 平成 28 年 6 月 27 日
営業収益		
受取配当金	15,106,520	12,301,014
受取利息	963	259
有価証券売買等損益	34,815,200	33,245,802
営業収益合計	19,707,717	20,944,529
営業費用		
支払利息	-	346

受託者報酬	31,540	26,131
委託者報酬	967,028	801,527
その他費用	7,475	6,711
営業費用合計	1,006,043	834,715
営業利益	20,713,760	21,779,244
経常利益	20,713,760	21,779,244
当期純利益	20,713,760	21,779,244
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	28,415	389,143
期首剰余金又は期首次損金()	77,727,824	107,173,716
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,806,482	6,090,655
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,806,482	6,090,655
剰余金減少額又は欠損金増加額	178,656	328,458
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	178,656	328,458
分配金	12,331,543	9,984,261
期末剰余金又は期末欠損金()	107,173,716	132,785,881

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第9期特定期間 自 平成27年12月26日 至 平成28年6月27日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 当定期間終了日に該当する日が休業日のため、当定期間は平成27年12月26日から平成28年6月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第8期特定期間末 平成27年12月25日現在	第9期特定期間末 平成28年6月27日現在
1. 特定期間末における受益権の総数 290,094,589口	1. 特定期間末における受益権の総数 274,574,900口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 107,173,716円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 132,785,881円
3. 特定期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6306円 (1万口当たり純資産額) (6,306円)	3. 特定期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5164円 (1万口当たり純資産額) (5,164円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第8期特定期間 自 平成27年6月26日 至 平成27年12月25日	第9期特定期間 自 平成27年12月26日 至 平成28年6月27日
分配金の計算過程	第40期(自 平成27年6月26日 至 平成27年7月27日)	第46期(自 平成27年12月26日 至 平成28年1月25日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,564,504円）費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）信託約款に定める収益調整金（8,724,121円）及び分配準備積立金（14,919,551円）より分配対象収益は26,208,176円（1万口当たり880.17円）であり、うち2,262,943円（1万口当たり76円）を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,050,463円）費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）信託約款に定める収益調整金（5,350,725円）及び分配準備積立金（18,321,124円）より分配対象収益は25,722,312円（1万口当たり933.24円）であり、うち1,791,511円（1万口当たり65円）を分配しております。
第41期（自 平成27年7月28日 至 平成27年8月25日）	第47期（自 平成28年1月26日 至 平成28年2月25日）
計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,542,992円）費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）信託約款に定める収益調整金（8,514,751円）及び分配準備積立金（14,851,437円）より分配対象収益は25,909,180円（1万口当たり891.70円）であり、うち2,208,218円（1万口当たり76円）を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,073,575円）費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）信託約款に定める収益調整金（4,945,836円）及び分配準備積立金（18,971,802円）より分配対象収益は25,991,213円（1万口当たり943.51円）であり、うち1,790,525円（1万口当たり65円）を分配しております。
第42期（自 平成27年8月26日 至 平成27年9月25日）	第48期（自 平成28年2月26日 至 平成28年3月25日）
計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,545,142円）費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）信託約款に定める収益調整金（7,791,070円）及び分配準備積立金（15,912,599円）より分配対象収益は26,248,811円（1万口当たり903.28円）であり、うち2,208,470円（1万口当たり76円）を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,184,348円）費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）信託約款に定める収益調整金（4,546,182円）及び分配準備積立金（19,664,482円）より分配対象収益は26,395,012円（1万口当たり957.78円）であり、うち1,791,263円（1万口当たり65円）を分配しております。
第43期（自 平成27年9月26日 至 平成27年10月26日）	第49期（自 平成28年3月26日 至 平成28年4月25日）
計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,264,490円）費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）信託約款に定める収益調整金（7,044,246円）及び分配準備積立金（16,922,932円）より分配対象収益は26,231,668円（1万口当たり905.45円）であり、うち1,883,075円（1万口当たり65円）を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,788,177円）費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）信託約款に定める収益調整金（4,126,970円）及び分配準備積立金（20,366,775円）より分配対象収益は26,281,922円（1万口当たり957.99円）であり、うち1,536,302円（1万口当たり56円）を分配しております。
第44期（自 平成27年10月27日 至 平成27年11月25日）	第50期（自 平成28年4月26日 至 平成28年5月25日）
計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,151,482円）費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）信託約款に定める収益調整金（6,466,753円）及び分配準備積立金（17,883,755円）より分配対象収益は26,501,990円（1万口当たり914.70円）であり、うち1,883,223円（1万口当たり65円）を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,761,141円）費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）信託約款に定める収益調整金（3,865,781円）及び分配準備積立金（20,891,931円）より分配対象収益は26,518,853円（1万口当たり966.16円）であり、うち1,537,041円（1万口当たり56円）を分配しております。
第45期（自 平成27年11月26日 至 平成27年12月25日）	第51期（自 平成28年5月26日 至 平成28年6月27日）
計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,150,791円）費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）信託約款に定める収益調整金（6,065,027円）及び分配準備積立金（18,585,003円）より分配対象収益は26,800,821円（1万口当たり923.85円）であり、うち1,885,614円（1万口当たり65円）を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,753,902円）費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）信託約款に定める収益調整金（3,655,928円）及び分配準備積立金（21,335,609円）より分配対象収益は26,745,439円（1万口当たり974.04円）であり、うち1,537,619円（1万口当たり56円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第8期特定期間 自 平成27年6月26日	第9期特定期間 自 平成27年12月26日
----	-------------------------	--------------------------

	至 平成 27 年 12 月 25 日	至 平成 28 年 6 月 27 日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2 . 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3 . 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第 8 期特定期間末 平成 27 年 12 月 25 日現在	第 9 期特定期間末 平成 28 年 6 月 27 日現在
1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 . 時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 . 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

	第 8 期特定期間	第 9 期特定期間

	自 平成 27 年 6 月 26 日 至 平成 27 年 12 月 25 日	自 平成 27 年 12 月 26 日 至 平成 28 年 6 月 27 日
	該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

区分	第 8 期特定期間末 平成 27 年 12 月 25 日現在	第 9 期特定期間末 平成 28 年 6 月 27 日現在
期首元本額	302,553,981 円	290,094,589 円
期中追加設定元本額	516,098 円	766,716 円
期中一部解約元本額	12,975,490 円	16,286,405 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 8 期特定期間末 平成 27 年 12 月 25 日現在	第 9 期特定期間末 平成 28 年 6 月 27 日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	5,080,990	6,223,127
親投資信託受益証券	0	0
合計	5,080,990	6,223,127

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	シンコウ A U ショート・デュレーション・ボンド・ファンド - T 1 クラス	297,519,099	137,572,831	
投資信託受益証券 小計		297,519,099	137,572,831	
親投資信託受益証券	短期公社債マザーファンド	1,476,473	1,505,854	
親投資信託受益証券 小計		1,476,473	1,505,854	
	合計	298,995,572	139,078,685	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年7月26日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 湯原 尚
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 山野 浩
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T2コースの平成27年12月26日から平成28年6月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T2コースの平成28年6月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T 2 コース】

(1)【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第 8 期特定期間末 平成 27 年 12 月 25 日現在	第 9 期特定期間末 平成 28 年 6 月 27 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,525,280	4,744,776
投資信託受益証券	230,677,973	192,967,191
親投資信託受益証券	2,405,188	1,904,951
未収利息	7	-
流動資産合計	238,608,448	199,616,918
資産合計	238,608,448	199,616,918
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	706,360	636,673
未払受託者報酬	6,423	6,004
未払委託者報酬	197,033	184,127
未払利息	-	8
その他未払費用	1,620	1,519
流動負債合計	911,436	828,331
負債合計	911,436	828,331
純資産の部		
元本等		
元本	271,677,154	265,280,736
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	33,980,142	66,492,149
(分配準備積立金)	43,835,782	44,227,699
元本等合計	237,697,012	198,788,587
純資産合計	237,697,012	198,788,587
負債純資産合計	238,608,448	199,616,918

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第 8 期特定期間 自 平成 27 年 6 月 26 日 至 平成 27 年 12 月 25 日	第 9 期特定期間 自 平成 27 年 12 月 26 日 至 平成 28 年 6 月 27 日
営業収益		
受取配当金	6,843,763	6,138,158
受取利息	1,227	293
有価証券売買等損益	31,113,780	34,511,019
営業収益合計	24,268,790	28,372,568
営業費用		
支払利息	-	449
受託者報酬	39,735	35,901
委託者報酬	1,218,420	1,100,918
その他費用	9,438	9,216

営業費用合計	1,267,593	1,146,484
営業利益	25,536,383	29,519,052
経常利益	25,536,383	29,519,052
当期純利益	25,536,383	29,519,052
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	5,025	248,562
期首剰余金又は期首次損金()	4,172,178	33,980,142
剰余金増加額又は欠損金減少額	276,594	1,276,597
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	276,594	1,276,597
剰余金減少額又は欠損金増加額	62,041	5,170
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	62,041	5,170
分配金	4,491,159	4,015,820
期末剰余金又は期末欠損金()	33,980,142	66,492,149

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第9期特定期間 自 平成27年12月26日 至 平成28年6月27日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 当特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成27年12月26日から平成28年6月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第8期特定期間末 平成27年12月25日現在	第9期特定期間末 平成28年6月27日現在
1. 特定期間末における受益権の総数 271,677,154口	1. 特定期間末における受益権の総数 265,280,736口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 33,980,142円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 66,492,149円
3. 特定期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8749円 (1万口当たり純資産額) (8,749円)	3. 特定期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7494円 (1万口当たり純資産額) (7,494円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第8期特定期間 自 平成27年6月26日 至 平成27年12月25日	第9期特定期間 自 平成27年12月26日 至 平成28年6月27日
分配金の計算過程	第40期(自 平成27年6月26日至 平成27年7月27日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(976,519円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(3,456,815円)及び分配準備	第46期(自 平成27年12月26日至 平成28年1月25日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(872,124円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(3,597,024円)及び分配準備

備積立金(42,939,291円)より分配対象収益は47,372,625円(1万口当たり1,731.11円)であり、うち793,589円(1万口当たり29円)を分配しております。	備積立金(43,833,810円)より分配対象収益は48,302,958円(1万口当たり1,777.92円)であり、うち706,367円(1万口当たり26円)を分配しております。
第41期(自 平成27年7月28日 至 平成27年8月25日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(996,449円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円) 信託約款に定める収益調整金(3,602,356円)及び分配準備積立金(42,807,068円)より分配対象収益は47,405,873円(1万口当たり1,738.66円)であり、うち790,699円(1万口当たり29円)を分配しております。	第47期(自 平成28年1月26日 至 平成28年2月25日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(882,274円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円) 信託約款に定める収益調整金(3,597,645円)及び分配準備積立金(43,999,567円)より分配対象収益は48,479,486円(1万口当たり1,784.39円)であり、うち706,376円(1万口当たり26円)を分配しております。
第42期(自 平成27年8月26日 至 平成27年9月25日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,002,150円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円) 信託約款に定める収益調整金(3,589,779円)及び分配準備積立金(42,855,071円)より分配対象収益は47,447,000円(1万口当たり1,746.56円)であり、うち787,809円(1万口当たり29円)を分配しております。	第48期(自 平成28年2月26日 至 平成28年3月25日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,044,057円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円) 信託約款に定める収益調整金(3,530,477円)及び分配準備積立金(43,342,995円)より分配対象収益は47,917,529円(1万口当たり1,797.56円)であり、うち693,074円(1万口当たり26円)を分配しております。
第43期(自 平成27年9月26日 至 平成27年10月26日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,052,437円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円) 信託約款に定める収益調整金(3,590,428円)及び分配準備積立金(43,069,412円)より分配対象収益は47,712,277円(1万口当たり1,756.29円)であり、うち706,322円(1万口当たり26円)を分配しております。	第49期(自 平成28年3月26日 至 平成28年4月25日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(920,964円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円) 信託約款に定める収益調整金(3,513,702円)及び分配準備積立金(43,482,047円)より分配対象収益は47,916,713円(1万口当たり1,806.27円)であり、うち636,662円(1万口当たり24円)を分配しております。
第44期(自 平成27年10月27日 至 平成27年11月25日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(967,077円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円) 信託約款に定める収益調整金(3,594,300円)及び分配準備積立金(43,415,527円)より分配対象収益は47,976,904円(1万口当たり1,765.88円)であり、うち706,380円(1万口当たり26円)を分配しております。	第50期(自 平成28年4月26日 至 平成28年5月25日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(793,401円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円) 信託約款に定める収益調整金(3,461,044円)及び分配準備積立金(43,819,404円)より分配対象収益は48,073,849円(1万口当たり1,812.18円)であり、うち636,668円(1万口当たり24円)を分配しております。
第45期(自 平成27年11月26日 至 平成27年12月25日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(867,526円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円) 信託約款に定める収益調整金(3,594,579円)及び分配準備積立金(43,674,616円)より分配対象収益は48,136,721円(1万口当たり1,771.82円)であり、うち706,360円(1万口当たり26円)を分配しております。	第51期(自 平成28年5月26日 至 平成28年6月27日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(782,123円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円) 信託約款に定める収益調整金(3,408,410円)及び分配準備積立金(44,029,193円)より分配対象収益は48,219,726円(1万口当たり1,817.67円)であり、うち636,673円(1万口当たり24円)を分配しております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第8期特定期間 自 平成27年6月26日 至 平成27年12月25日	第9期特定期間 自 平成27年12月26日 至 平成28年6月27日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証	同左

2. 金融商品の内容及びリスク	<p>券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第8期特定期間末 平成27年12月25日現在	第9期特定期間末 平成28年6月27日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券	2. 時価の算定方法 同左
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。	
親投資信託受益証券	
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

	第8期特定期間 自 平成27年6月26日 至 平成27年12月25日	第9期特定期間 自 平成27年12月26日 至 平成28年6月27日
	該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

区分	第8期特定期間末 平成27年12月25日現在	第9期特定期間末 平成28年6月27日現在
期首元本額	273,648,063円	271,677,154円
期中追加設定元本額	1,039,091円	28,662円
期中一部解約元本額	3,010,000円	6,425,080円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第8期特定期間末 平成27年12月25日現在	第9期特定期間末 平成28年6月27日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	4,647,107	7,067,368
親投資信託受益証券	0	0
合計	4,647,107	7,067,368

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	シンコウA Uショート・デュレーション・ボンド・ファンド - T 2クラス	271,135,579	192,967,191	
投資信託受益証券 小計		271,135,579	192,967,191	
親投資信託受益証券	短期公社債マザーファンド	1,867,783	1,904,951	
親投資信託受益証券 小計		1,867,783	1,904,951	
	合計	273,003,362	194,872,142	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）の各コースは、「シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド - T1 クラス」、「シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド - T2 クラス」各受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら受益証券であります。

また、豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）の各コースは、「短期公社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド - T1 クラス」、「シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド - T2 クラス」は、「シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド」の個別クラスとなっております。

「シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド」はケイマンの法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。同ファンドの平成27年12月31日現在の財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されており、独立監査人の監査を受けております。

同ファンドの投資明細表、財政状態計算書、包括利益計算書、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務書類に対する注記は、同ファンドの管理事務代行会社兼保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーから入手した財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものであります。

(1) 投資明細表

2015年12月31日現在

(日本円表示)

	元本金額	有価証券銘柄	純資産比率 %	公正価値 (円)
		確定利付債券(97.6%)		
AUD	3,200,000	オーストラリア(81.8%)		
		国債(81.8%)		
		Australia Government Bond		
AUD	3,200,000	4.75% due 06/15/16	33.7	283,529,840
		New South Wales Treasury Corp.		
AUD	1,300,000	4.00% due 02/20/17	13.8	116,089,888
AUD	500,000	6.00% due 04/01/16	5.2	44,161,154
		Queensland Treasury Corp.		
AUD	1,000,000	6.00% due 04/21/16	10.5	88,521,156
		Treasury Corp. of Victoria		
AUD	1,250,000	5.75% due 11/15/16	13.4	112,816,158
		Western Australian Treasury Corp.		
AUD	500,000	3.00% due 06/08/16	5.2	43,901,306
		国債合計		689,019,502
		オーストラリア合計		689,019,502
		国際機関(15.8%)		
		社債および中期債(15.8%)		
AUD	500,000	Asian Development Bank		
		5.50% due 02/15/16	5.2	43,932,507
		Inter-American Development Bank		
AUD	500,000	6.00% due 05/25/16	5.3	44,372,385
		International Finance Corp.		
AUD	500,000	5.00% due 08/03/16	5.3	44,416,890
		社債および中期債合計		132,721,782
		国際機関合計		132,721,782
		確定利付債券合計(取得価額 850,890,883 円)		821,741,284

投資明細表の全ての証券は、証券の所在地よりも、証券に付随するリスクに係る国に対する経営者の最善の評価に基づいて、分類されています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債合計	純資産比率 %	公正価値 (円)
確定利付債券合計	97.6	821,741,284
現金およびその他の資産（債務差引後）	2.4	20,318,802
純資産	100.0	842,060,086

通貨の略称：
AUD - 豪ドル

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

2014年12月31日現在
(日本円表示)

元本金額	有価証券銘柄	純資産比率 %	公正価値 (円)
	確定利付債券(98.6%)		
	オーストラリア(73.5%)		
	国債(73.5%)		
	Australia Government Bond		
AUD 1,900,000	4.75% due 10/21/15	16.1	190,016,578
AUD 750,000	6.25% due 04/15/15	6.3	74,386,205
	New South Wales Treasury Corp.		
AUD 1,350,000	6.00% due 04/01/15	11.3	133,580,849
	Queensland Treasury Corp.		
AUD 1,500,000	6.00% due 10/21/15	12.8	151,223,153
	South Australian Government Financing Authority		
AUD 1,000,000	5.75% due 04/20/15	8.4	99,046,795
	Tasmanian Public Finance		
AUD 500,000	6.50% due 04/15/15	4.2	49,587,173
	Treasury Corp. of Victoria		
AUD 700,000	8.00% due 08/17/15	6.0	71,019,293
	Western Australian Treasury Corp.		
AUD 1,000,000	7.00% due 04/15/15	8.4	99,357,529
	国債合計		868,217,575
	オーストラリア合計		868,217,575
	国際機関(25.1%)		
	社債および中期債(25.1%)		
	Asian Development Bank		
AUD 500,000	6.00% due 01/20/15	4.2	49,118,767
	European Investment Bank		
AUD 500,000	6.25% due 04/15/15	4.2	49,537,821
	International Bank for Reconstruction & Development		
AUD 1,000,000	5.75% due 02/17/15	8.3	98,466,733
	International Finance Corp.		
AUD 1,000,000	5.75% due 03/16/15	8.4	98,669,245
	社債および中期債合計		295,792,566
	国際機関合計		295,792,566
	確定利付債券合計(取得価額 1,135,134,088 円)		1,164,010,141

投資明細表の全ての証券は、証券の所在地よりも、証券に付随するリスクに係る国に対する経営者の最善の評価に基づいて、分類されています。

2014年12月31日現在未決済の先物契約（純資産の0.0%）

ポジション	銘柄	限月	契約数	未実現評価益/（評価損）(円)
買	90-Day Bank Bill Future	09/2015	2	9,567
売	90-Day Bank Bill Future	06/2015	(4)	(172,064)
売	90-Day Bank Bill Future	06/2016	(2)	(191,135)
売	90-Day Bank Bill Future	03/2017	(2)	(81,255)
				(434,887)

2014年12月31日現在未決済の為替予約（純資産の0.0%）

買 取引相手方	約定金額	決済日	売	約定金額	未実現評価益		
					(円)	(円)	未実現評価益/（評価損）(円)
Brown Brothers							
AUD Harriman & Co.	4,097	01/05/2015	JPY	400,000	2,012	-	2,012
Brown Brothers							
AUD Harriman & Co.	10,224	01/07/2015	JPY	1,000,000	2,912	-	2,912
					4,924	-	4,924

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債合計	純資産比率 %	公正価値 (円)
確定利付債券合計	98.6	1,164,010,141
為替予約未実現評価益合計	0.0	4,924
先物契約未実現評価益合計	0.0	9,567
先物契約未実現評価損合計	0.0	(444,454)
現金およびその他の資産（債務差引後）	1.4	16,760,127
純資産	100.0	1,180,340,305

通貨の略称：

AUD - 豪ドル

JPY - 日本円

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(2) 財政状態計算書
2015年12月31日現在
(日本円表示)

	2015年12月31日	2014年12月31日
資産		
流動資産		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（注記2および3）	821,741,284	1,164,024,632
現金および現金同等物（注記2.2）	24,581,196	6,413,243
以下に関する債権：		
利息（注記2.10）	6,940,137	17,569,090
受益証券の発行	-	1,400,000
先物契約証拠金勘定（注記2.4）	712,608	1,623,238
その他の資産	-	169,259
資産合計	853,975,225	1,191,199,462
負債		
流動負債		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（注記2および3）	-	444,454
以下に関する債務：		
専門家報酬	6,508,506	5,904,732
管理事務代行会社報酬（注記7）	2,029,327	2,006,418
保管受託銀行報酬（注記7）	1,910,492	869,634
投資顧問会社報酬（注記7）	600,877	833,925
名義書換代理人報酬（注記7）	463,293	430,337
受託会社報酬（注記7）	402,644	369,657
負債（償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を除きます。）	11,915,139	10,859,157
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	842,060,086	1,180,340,305

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(3) 包括利益計算書
2015年12月31日終了年度
(日本円表示)

	2015年12月31日	2014年12月31日
収益		
受取利息(注記2.10)	22,247,734	31,188,288
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債ならびに外貨建取引に係る実現(損失)/利益純額(注記2.3および2.7)	(61,385,112)	34,819,482
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債ならびに外貨換算に係る未実現(評価損)/評価益の純変動額(注記2.3および2.7)	<u>(57,667,477)</u>	14,801,764
(損失)/収益合計	<u>(96,804,855)</u>	80,809,534
費用		
保管受託銀行報酬(注記7)	6,948,023	2,519,623
専門家報酬	6,734,090	4,992,620
管理事務代行会社報酬(注記7)	6,079,283	5,530,886
投資顧問会社報酬(注記7)	2,093,355	2,537,823
名義書換代理人報酬(注記7)	1,475,492	1,290,663
受託会社報酬(注記7)	1,234,642	1,068,954
登録費用	414,245	242,855
取引手数料(注記2.11)	7,002	12,332
費用合計	<u>24,986,132</u>	<u>18,195,756</u>
営業(損失)/利益	<u>(121,790,987)</u>	<u>62,613,778</u>
金融費用		
償還可能受益証券の保有者に対する分配金(注記2.8)	<u>(106,941,178)</u>	<u>(129,654,369)</u>
分配後および税引前損失	(228,732,165)	(67,040,591)
税金(注記2.13)	<u>(148,054)</u>	<u>(155,827)</u>
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の営業による減少額	<u>(228,880,219)</u>	<u>(67,196,418)</u>

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(4) 儻還可能受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書
2015年12月31日終了年度
(日本円表示)

	金額(円)
2013年12月31日現在償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	1,246,336,723
償還可能受益証券の発行による収入	192,900,000
償還可能受益証券の償還	(191,700,000)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の営業による減少額	(67,196,418)
2014年12月31日現在償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	1,180,340,305
償還可能受益証券の発行による収入	83,000,000
償還可能受益証券の償還	(192,400,000)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の営業による減少額	(228,880,219)
2015年12月31日現在償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	842,060,086

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

2015年12月31日終了年度

(日本円表示)

営業活動によるキャッシュ・フロー：

償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の営業による減少額

調整：

利息収益

税金

償還可能受益証券の保有者に対する分配金

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の純減少額

証拠金勘定の減少（増加）額

その他の資産の減少額

未払費用の増加額

営業によるキャッシュ収入

受取利息

税金

営業活動による正味キャッシュ収入

財務活動によるキャッシュ・フロー：

償還可能受益証券の発行による収入

償還可能受益証券の償還

償還可能受益証券の保有者に対する支払分配金

財務活動による正味キャッシュ支出

現金および現金同等物の純増加（減少）額

現金および現金同等物期首残高（注記2.2）

現金および現金同等物期末残高（注記2.2）

2015年12月31日 2014年12月31日

(228,880,219) (67,196,418)

(22,247,734) (31,188,288)

148,054 155,827

106,941,178 129,654,369

(144,038,721) 31,425,490

341,838,894 60,956,257

910,630 (943,088)

169,259 35,511

1,500,436 1,001,583

344,419,219 61,050,263

32,876,687 23,984,274

(148,054) (155,827)

233,109,131 116,304,200

84,400,000 191,500,000

(192,400,000) (192,200,000)

(106,941,178) (129,654,369)

(214,941,178) (130,354,369)

18,167,953 (14,050,169)

6,413,243 20,463,412

24,581,196 6,413,243

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(6) 財務書類に対する注記
2015年12月31日終了年度

1. 組織

シンコウ A U ショート・デュレーション・ボンド・ファンド（以下「当ファンド」といいます。）は、ケイマン諸島の法律のもとに2011年2月28日に設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストであるシンコウ・グローバル・トラスト（以下「当トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストであり、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」といいます。）および新光投信株式会社（以下「投資顧問会社」といいます。）が参加しています。当ファンドは、2012年2月29日に営業を開始しました。

当トラストの主たる事務所は、ケイマン諸島、Butterfield House, 68 Fort Street, P.O. Box 2330, George Town, Grand Cayman KY1 - 1106に所在します。

当トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正後）（以下「法」といいます。）のもとにミューチュアル・ファンドとして登録されていることから、同法によって規制されています。当トラストは、規制ミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島金融庁の監督を受けています。

当ファンドは、日本円（JPY）建です。現在、当ファンドにおいて受益証券の5つのクラス、T1クラス受益証券、T2クラス受益証券、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、およびJクラス受益証券が発行可能です。

当ファンドの投資顧問会社は新光投信株式会社（以下「投資顧問会社」といいます。）です。

当ファンドの投資目的は、豪ドルのデュレーションが短い債券市場の一般的な市場の趨勢を反映する実勢利回りを追求することです。

当ファンドは、豪ドル（AUD）建確定利付証券および金融商品（デリバティブを含みます。）に対し投資を行っています。通例、豪ドル以外の通貨建の投資は認められておらず、豪ドル以外のエクスポージャー（日本円および豪ドル以外の現金のポジションを含みます。）は、合理的に可能な限り最小化されています。

本財務書類は、2016年5月5日に受託会社により公表が承認されました。

2. 重要な会計方針

本財務書類の作成に際して適用された主要な会計方針は、以下のとおりです。これらの方針は、別途記載がない限り、首尾一貫して適用されています。

本財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に準拠し、取得原価主義に基づき作成されていますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債（デリバティブ金融商品を含みます。）の再評価により修正されています。

IFRSに準拠した財務書類の作成には、一定の極めて重要な会計上の見積りの使用が要求され、また、当ファンドの会計方針を適用するに際し、経営者は判断の過程を行使することが要求されます。本財務書類に対して仮定および見積りが重要である箇所は、注記4に開示されています。

2.1 当ファンドの財務書類に関連するが、将来の期日まで未発効である新しい基準、修正および解釈指針 - IFRS 第9号「金融商品」は、2018年1月1日以後開始する年度から発効し、企業がどのように金融資産および金融負債（一部の混合契約を含みます。）を分類および測定すべきかを規定しています。当該基準は、IAS第39号の規定に比べて、金融資産の分類および測定のアプローチを改善し簡素化しています。金融負債の分類および測定に関するIAS第39号の規定の大半が、そのまま引き継がれました。当該基準は、金融資産の分類に首尾一貫したアプローチを適用し、IAS第39号における金融資産の多数の区分（各々の区分に固有の分類基準がありました。）を置き換えています。当ファンドは金融資産および金融負債（長期および短期の双方）を引き続き純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類すると予想されることから、当該基準は、当ファンドの財政状態および業績に重要な影響を及ぼさないと見込まれています。

当ファンドに重要な影響を及ぼすと見込まれる、未発効の基準、解釈指針、または既存の基準の修正は、他にありません。

2.2 現金および現金同等物 - 当ファンドは、現金および満期が3ヶ月以内である定期預金はすべて現金および現金同等物であると考えています。2015年および2014年12月31日現在、当ファンドは、現金および現金同等物として以下の残高を保有していました。

	2015年（円）	2014年（円）
外貨	23,782	9,394
定期預金	24,557,414	6,403,849
	24,581,196	6,413,243

2.3 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

a) 分類

当ファンドは、当初、債務証券および関連するデリバティブに対する投資を、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債に分類しています。

売買目的保有の金融資産または金融負債は、主として短期間に売却または買戻しを行う目的で取得または発生させたもの、または、まとめて管理されかつ最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融投資ポートフォリオの一部であるものです。デリバティブもまた、売買目的保有の金融資産に分類されます。当ファンドは、いかなるデリバティブも、ヘッジ関係にあるヘッジに分類していません。

当初、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産または金融負債は、売買目的保有に分類されていませんが管理されており、その値動きが当ファンドの文書化された投資戦略に従って公正価値に基づいて評価されているものです。当ファンドの方針として、投資顧問会社および受託会社が、これらの金融資産についての情報をその他の関連する財務情報と併せて、公正価値に基づいて評価しています。

b) 認識 / 認識の中止

投資の通常の購入および売却は、当ファンドが投資の購入または売却を確約した日である取引日に認識されます。投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅したか、または当ファンドが所有に係るリスクおよび経済価値を実質的にすべて移転している場合、金融資産は認識の中止が行われます。

c) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、当初、公正価値で認識されます。取引費用は、包括利益計算書に費用計上されます。当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債はすべて、公正価値で測定されます。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債」の公正価値の変動により生じた利益および損失は、発生した期間の包括利益計算書に表示されます。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産からの受取利息は、実効金利法に基づいて、包括利益計算書において受取利息に認識されます。

d) 公正価値の見積り

金融商品の公正価値は通常、かかる証券の主な取引市場である取引所の最新報告売値を基礎として算定されるか、売値の報告がない場合は、相場報告システム、有力マーケット・メーカーまたは独立した価格設定サービス企業から入手する相場に基づきます。独立の価格設定サービス企業は、マーケット・メーカーが提供する情報、または類似の特徴を有する投資または証券に関する利回りデータから得られる市場価格の見積りを利用します。取引終了後に公正価値の重要な変動が発生した場合、市場相場が容易に入手できない投資またはその他の資産は、投資顧問会社からの助言を得て誠実に算定された公正価値で評価されます。その結果生じた未実現利益・損失は、包括利益計算書において収益の部に反映されます。

2.4 証拠金勘定 - 証拠金勘定は、未決済の上場先物取引に関して保有する委託証拠金です。2015年12月31日現在、当ファンドは上場先物取引を保有していませんでした。

2.5 金融商品の相殺 - 認識された金額を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ、純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図が存在する場合、金融資産と金融負債とを相殺し、純額を財政状態計算書に報告します。

2015年および2014年12月31日現在、財政状態計算書において相殺された金融資産および負債は存在しません。

2.6 有価証券売却未収入金および有価証券購入未払金 - 有価証券売却未収入金および有価証券購入未払金とは、それぞれ、財政状態計算書日現在、約定済であるがまだ決済も受渡しも行われていない売買取引を表すものです。これらの金額は、当初、公正価値で認識され、事後に、公正価値で測定されます。減損に対する引当金は、当ファンドが有価証券売却未収入金を全額回収できない客観的な証拠がある場合に設定されます。ブローカーの著しい財政的困難、ブローカーが破産または財務的再編成に陥る可能性が高いこと、および支払不履行は、有価証券売却未収入金の金額が減損している兆候とみなされます。

2.7 外貨換算

a) 機能通貨および表示通貨

当ファンドの投資家は日本の投資家が主であり、償還可能受益証券の募集および償還は日本円建です。当ファンドの業績は、日本円で測定され投資家に報告されます。受託会社は、日本円が、基本となる取引、事象および状態の経済的效果を最も忠実に表す通貨であると考えています。本財務書類は、当ファンドの機能通貨および表示通貨である日本円で表示されています。

b) 取引および残高

外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算されます。かかる取引の決済により、および外貨建貨幣性資産・負債の期末為替レートでの換算により生じた為替差損益は、包括利益計算書に認識されます。純損益を通じて公正価値で測定する債務証券等の、非貨幣性金融資産・負債の換算差額は、包括利益計算書において公正価値に係る純利益または純損失に認識されます。

2.8 受益証券保有者に対する分配金 - 受託会社は、投資顧問会社に、投資顧問会社が決定する金額で分配を行う権限を委譲しています。受益証券保有者に対する分配には、報告対象期間の当ファンドの実現・未実現キャピタル・ゲインの純額および自己資本に加えて、利益の全額または一部を含めることが可能です。

投資顧問会社は、毎月 15 曆日目（以下「分配日」といいます。）に月次分配を行う意向ですが、そのような義務は負っていません。

それぞれのクラスに適用される分配方針以外は、全てのクラスで条件は同一です。投資顧問会社は、J クラスを除く全てのクラスの受益証券に関して、月次分配をする意向です。

J クラスを除く全てのクラスの受益証券に関して、定額の 1 口当たり分配額が、7 回目の分配まで支払われます。それ以降は、投資顧問会社が既定の分配計算式に基づいて月次分配金額を再計算する意向です。投資顧問会社は、それ以降 6 ヶ月毎に、同様に月次分配金額を再計算する意向です。

投資顧問会社は、投資顧問会社の完全な裁量による金額で J クラスに関する月次分配を行う意向です。

分配金は、通常、しかるべき分配基準日現在で登録されている受益証券の名義人に対し、該当する分配日または投資顧問会社が決定したその他の日から 3 営業日以内に支払われます。

2015 年 12 月 31 日に終了した年度に支払われた分配金の額は以下のとおりでした。

	純利益、キャピタル・ゲイン および自己資本からの分配金（円）	分配率（円）
T 1 クラス	34,194,010	0.1050
T 2 クラス	14,353,799	0.0522
A クラス	47,682,760	0.1078
B クラス	8,904,839	0.0534
J クラス	1,805,770	0.0220
	106,941,178	0.3404

2014 年 12 月 31 日に終了した年度に支払われた分配金の額は以下のとおりでした。

	純利益、キャピタル・ゲイン および自己資本からの分配金（円）	分配率（円）
T 1 クラス	34,501,536	0.1203
T 2 クラス	14,911,271	0.0543
A クラス	66,616,807	0.1276
B クラス	11,974,855	0.0576
J クラス	1,649,900	0.0267
	129,654,369	0.3865

2.9 償還可能受益証券 - 償還可能参加型受益証券は、受益証券保有者の選択により償還可能です。

当ファンドは、プッタブル金融商品を IAS 第 32 号（修正）「金融商品：表示」に従って負債に分類しています。当該修正は、金融負債の定義に合致するプッタブル金融商品を、一定の厳密な基準を満たす場合には資本に分類するよう求めています。それらの基準には、以下が含まれます。

- ・当該プッタブル金融商品が、純資産の比例的な取り分に対する権利を保有者に与えること。
- ・当該プッタブル金融商品が、最劣後クラスであり、かつ、クラスの特徴が同一であること。
- ・発行者の買戻し義務を除いて、現金または他の金融資産を引き渡す契約上の義務がないこと。
- ・当該プッタブル金融商品の存続期間にわたって当該金融商品からの予想キャッシュ・フロー合計額が、実質的に発行者の利益または損失に基づいていること。

各受益証券のクラスが同一の特徴を有していないため、これらの条件は満たされませんでした。

受益証券は、当ファンドの純資産額の比例的な取り分に相当する現金と引き換えに、いつでも当ファンドに対する償還請求が可能です。償還可能受益証券は、受益証券保有者が当ファンドに対する受益証券の償還請求の権利を行使した場合に財政状態計算書日現在支払われるべき償還金額で計上されます。

償還可能受益証券は、保有者の選択により発行時または償還時の当ファンドの受益証券 1 口当たり純資産額に基づく価格で発行および償還されます。当ファンドの受益証券 1 口当たり純資産額は、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を、流通済償還可能受益証券の発行済口数合計で除することにより算出されます。

2.10 受取利息および関連する未収入金 - 受取利息は、実効金利法を用いて時間比例基準で認識され、現金および現金同等物からの受取利息、ならびに純損益を通じて公正価値で測定する債務証券の受取利息を含んでいます。関連する未収入金は、当初、公正価値で計上され、事後に帳簿価額で測定されます。

2.11 取引手数料 - 取引手数料とは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の取得または処分のために負担した費用です。取引費用は、発生時に、純損益に費用として認識されます。2015年および2014年12月31日に終了した年度に、当ファンドは、取引手数料として、それぞれ、7,002円および12,332円を支払いました。

2.12 未払費用 - 未払費用は、当初、公正価値で認識され、事後に償却原価で計上されます。

2.13 課税 - 当トラストは、2061年2月28日まで現地における収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金をすべて免除されるという保証を、ケイマン諸島政府から受けています。現時点で、ケイマン諸島においてそのような税金は課せられていません。

当ファンドは、現在、投資収益およびキャピタル・ゲインに対し特定の国が課した源泉税を負担しています。それらの収益または利益は、包括利益計算書に源泉税込みの総額で計上されます。源泉税は、包括利益計算書に独立項目として示されています。

2015年および2014年12月31日に終了した年度に、税金残高の内訳は、以下のとおりでした。

	2015年(円)	2014年(円)
利子源泉税	148,054	155,827

当ファンドは、ケイマン諸島以外の国々に住所を定める有価証券に投資しています。これらの外国の多くに、当ファンドを含む非居住者に対するキャピタル・ゲイン税の適用の可能性を示す税法が存在します。このようなキャピタル・ゲイン税は、申告納税に基づいた算定が要求されることから、「源泉徴収」ベースで当ファンドのブローカーが控除することはできません。

IAS第12号「法人所得税」に従って、関係する税務当局があらゆる事実および状況を十分に認識していると仮定して、諸外国の税法によりそれらの外国を源泉とする当ファンドのキャピタル・ゲインについて税金負債の算定が要求される可能性が高い場合、当ファンドは、税金負債を認識する必要があります。そして、税金負債は、報告期間の末日までに制定されまたは実質的に制定されている税法および税率を使用して、関係する税務当局に納付されると予想される金額で測定されます。制定されている税法がオフショアの投資ファンドに適用される方法については、時として不確実性が存在します。このことは、税金負債が最終的に当ファンドによって納付されるかどうかについての不確実性を生み出します。従って、不確実な税金負債を測定する場合、経営者は、納付の見込に影響を与える可能性がある、その時点で入手可能な関連する事実および状況（関係する税務当局の公式または非公式の慣行を含みます。）をすべて考慮します。

2015年および2014年12月31日現在、受託会社は、当ファンドには添付の財務書類において未認識タックス・ベネフィットに関して計上すべき負債はなかったと判断しています。これは受託会社の最善の見積りですが、外国の税務当局が、当ファンドが稼得したキャピタル・ゲインに対し税金の徴収を図るリスクは残っています。このことは、事前予告なしに、もしかすると遡及ベースで発生し、その結果当ファンドに重要な損失が生じる可能性があります。

2.14 損失補償 - 受託会社および投資顧問会社は、当ファンドに代わって様々な損害補償を包含する特定の契約を締結しています。これらの取決めに基づく当ファンドの最大エクスポートジャーは不明です。しかし、当ファンドには、これまでにこれらの契約に拠る損失の賠償請求はなく、損失のリスクはほとんどないと予想されます。

3. リスク要素

3.1 金融リスク要素 - 当ファンドは、その活動により様々な金融リスク、すなわち市場リスク（為替リスク、公正価値金利リスク、キャッシュ・フロー金利リスク、および価格リスクを含みます。）信用リスク、および流動性リスクにさらされています。これらのリスク管理は、投資顧問会社が行っています。受託会社は、リスク管理全般について書面による規準を定めています。当ファンドは、種々の方法を用いて、当ファンドがさらされている様々な種類のリスクを測定および管理しています。これらの方法は、以下の説明のとおりです。当ファンドの全般的なリスク管理プログラムは、当ファンドがさらされているリスクの水準に対し得られるリターンを最大化すること、および当ファンドの財務業績に対する潜在的な不利な影響を最小化することを目指しています。当ファンドの方針により、当ファンドは、デリバティブ金融商品を利用して、一部のリスク・エクスポージャーの緩和および創出の双方を行うことが可能です。

3.2 市場リスク - 当ファンドは、債券市場の短期的な市場変動を利用して、上場・店頭金融商品のポジションを建て、金融商品取引を行っています。当ファンドの金利商品、および該当があれば、売買目的で保有するデリバティブ金融商品は、それらの変動が、個々の金融商品に固有の要因により生じるものであれ、市場で取引されている類似の商品に影響を及ぼす要因により生じるものであれ、商品の将来の価格に関する不確実性から生じる（金利リスクまたは為替リスクから生じるもの）を除きます。）市場リスクの影響を受けやすいです。

当ファンドは、有価証券およびデリバティブへの投資から生じる市場リスクにさらされています。当ファンドの投資の成果は、金利、信用の有用性、インフレ率、経済の不確実性、法律の変更および国内・国際政治情勢などの経済および市場条件全般に影響を受ける可能性があります。これらの要因は、有価証券の価格の水準や変動性、および当ファンドの投資の流動性に影響を及ぼす可能性があります。予測不能な変動性または非流動性により、当ファンドの収益性が損なわれ、結果損失となる可能性があります。投資価値および投資から得られた収益は、増価する可能性と同様に減価する可能性もあり、受益証券保有者は、当ファンドに投資した元本を取り戻せなくなる可能性があります。

当ファンドの市場リスクは、高格付けで平均デュレーションが1年以下の有価証券および商品に投資することによって管理されています。

3.3 金利リスク - 当ファンドの資産の投資先有価証券は、満期に至るまで、すなわち証券の発行から償還まで、かかる期間における金利の変動により、価格の変動にさらされる可能性があります。このリスクは金利リスクと呼ばれます。通常、金利が下落すると証券の価格は上昇し、金利が上昇すると証券の価格は下落します。金利が変動した場合、証券のデュレーションは、債務証券の価格の変動の度合いの指標として用いられることがあります。証券のデュレーション値が大きいほど、金利の一定の変動による債務証券の価格の変動もより大きくなることから、純資産額が変動する可能性があります。

以下の表は、2015年12月31日現在の金利リスクに対する当ファンドのエクスポージャーの要約です。表には、当ファンドの資産およびトレーディング負債が公正価値で含まれており、契約上の金利更改日または満期日のいずれか早い方により分類されています。

	1年未満 (円)	1年 - 5年 (円)	5年超 (円)	無利息 (円)	合計 (円)
資産					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	705,651,396	116,089,888	-	-	821,741,284
外貨	-	-	-	23,782	23,782
定期預金	24,557,414	-	-	-	24,557,414
以下に関する債権：					
利息	-	-	-	6,940,137	6,940,137
先物契約証拠金勘定	-	-	-	712,608	712,608
資産合計	730,208,810	116,089,888	-	7,676,527	853,975,225
負債					
以下に関する債務：					
専門家報酬	-	-	-	6,508,506	6,508,506
管理事務代行会社報酬	-	-	-	2,029,327	2,029,327
保管受託銀行報酬	-	-	-	1,910,492	1,910,492
投資顧問会社報酬	-	-	-	600,877	600,877
名義書換代理人報酬	-	-	-	463,293	463,293
受託会社報酬	-	-	-	402,644	402,644
負債合計	-	-	-	11,915,139	11,915,139
金利感応度ギャップ合計	730,208,810	116,089,888	-	(4,238,612)	842,060,086

以下の表は、2014年12月31日現在の金利リスクに対する当ファンドのエクスポージャーの要約です。表には、当ファンドの資産およびトレーディング負債が公正価値で含まれており、契約上の金利更改日または満期日のいずれか早い方により分類されています。

	1年未満 (円)	1年 - 5年 (円)	5年超 (円)	無利息 (円)	合計 (円)
資産					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	1,164,010,141	-	-	14,491	1,164,024,632
外貨	-	-	-	9,394	9,394
定期預金	6,403,849	-	-	-	6,403,849
以下に関する債権：					
利息	-	-	-	17,569,090	17,569,090
受益証券の発行	-	-	-	1,400,000	1,400,000
先物契約証拠金勘定	-	-	-	1,623,238	1,623,238
その他の資産	-	-	-	169,259	169,259
資産合計	1,170,413,990	-	-	20,785,472	1,191,199,462
負債					
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-	-	444,454	444,454
以下に関する債務：					
専門家報酬	-	-	-	5,904,732	5,904,732
管理事務代行会社報酬	-	-	-	2,006,418	2,006,418
保管受託銀行報酬	-	-	-	869,634	869,634
投資顧問会社報酬	-	-	-	833,925	833,925
名義書換代理人報酬	-	-	-	430,337	430,337
受託会社報酬	-	-	-	369,657	369,657
負債合計	-	-	-	10,859,157	10,859,157
金利感応度ギャップ合計	1,170,413,990	-	-	9,926,315	1,180,340,305

2015年および2014年12月31日現在、金利が100ベーシスポイント上下動したとした場合、他のすべての変数が不变ならば、当年度の純損益はそれぞれ合計約4,477,419円、3,413,533円増減していました。これは主として、債務証券の市場価格の変動によるものです。

投資顧問会社は、当ファンドの全体の金利感応度を継続的に監視しています。

3.4 為替リスク - 当ファンドが投資する有価証券およびその他の金融商品は、当ファンドの機能通貨以外の通貨建であるか、機能通貨以外の通貨で値付けされることがあります。このため、為替レートの変動は、当ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼす可能性があります。通例、当ファンドの機能通貨の価値が他通貨に対して上昇した場合、その通貨建の有価証券は価値を喪失します。なぜなら、当該通貨は、当ファンドの機能通貨への転換を実施する価値が乏しいためです。逆に、当ファンドの機能通貨の価値が他通貨に対して低下した場合、その通貨建の有価証券は価値が上がります。このリスクは、一般的に「為替リスク」として知られており、当ファンドの弱い機能通貨は投資家へのリターンを増加させる可能性がありますが、当ファンドの強い機能通貨は、それらのリターンを減少させる可能性があることを意味します。

以下の表は、貨幣性および非貨幣性項目を含む、2015年および2014年12月31日現在の為替リスクに対する当ファンドのエクスポートジャーナルの要約です。

2015年12月 31日現在	純損益を通じて その他の資産				
	現金および 現金同等物 (円)	先物契約 証拠金勘定 (円)	公正価値で測定 する金融資産*	の負債 (円)	純額 (円)
豪ドル	AUD 24,581,196	712,608	821,741,284	6,940,137	853,975,225
米ドル	USD -	-	-	(11,314,262)	(11,314,262)
日本円	JPY 24,581,196	712,608	821,741,284	(4,374,125)	842,660,963
	JPY -	-	-	(600,877)	(600,877)
	JPY 24,581,196	712,608	821,741,284	(4,975,002)	842,060,086

2014年12月 31日現在	純損益を通じて その他の資産					
	現金および 現金同等物 (円)	先物契約 証拠金勘定 (円)	公正価値で測定 する金融資産*	先物契約 **	為替予約 およびその他 の負債 (円)	純額 (円)
豪ドル	AUD 6,413,243	1,623,238	1,164,010,141	(434,887)	4,924	17,569,090 1,189,185,749
米ドル	USD -	-	-	-	-	(9,411,519) (9,411,519)
日本円	JPY 6,413,243	1,623,238	1,164,010,141	(434,887)	4,924	8,157,571 1,179,774,230
	JPY -	-	-	-	-	566,075 566,075
	JPY 6,413,243	1,623,238	1,164,010,141	(434,887)	4,924	8,723,646 1,180,340,305

* 金融派生商品を除きます。

** 為替予約の為替リスクの合計は未実現利益 / (損失) 純額であり、投資明細表で開示されている名目元本を除きます。

以下の表は、2015年および2014年12月31日現在の為替変動の変化に対する当ファンドの資産および負債の感応度の要約です。当該分析は、関連する為替レートは、他のすべての変数が不变ならば、対日本円で以下の表に開示されているパーセンテージだけ上昇 / 下落したという仮定に基づいています。これは、投資顧問会社による為替レートの合理的な可能性のある変動の最善の見積りであり、それらのレートのヒストリカル・ボラティリティを考慮しています。償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の増加または減少は、主として、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に分類される債務証券の公正価値の変動により生じます。

為替レートの合理的 な可能性のある変動 2015年	ファンド純資產 への影響	為替レートの合理的 な可能性のある変動 2014年		ファンド純資產 への影響
		通貨	通貨	
AUD	+/- 11%	+/- 97,011,586	AUD	+/- 4% +/- 47,623,233
USD	+/- 0% *	+/- 46,388	USD	+/- 12% +/- (1,129,382)

* 0.5%未満を丸めた額です。

3.5 信用リスク - 当ファンドの資産の投資先となる債務証券は、発行目論見書に当初規定されているように、発行体の破産等の理由によって満期日までに当該証券の元本または利息が支払われないリスク(当該債務証券に基づく債務支払の不履行のリスク、および当該債務証券の発行体の破産時に銀行および他の債権者が優先権を有する他の債権に劣後する債務証券に基づく債務支払のリスク)、ならびに債務不履行のリスクの増加が認識されたことにより証券の価値が減少するリスクにさらされることがあります。かかるリスクは、信用リスク(または債務不履行リスク)と呼ばれます。

当ファンドは、信用リスクにさらされており、信用リスクとは金融商品の一方の当事者が債務を履行できなくなり、他方の当事者が財務的損失を被ることとなるリスクです。当ファンドがさらされている主な集中化は、債務証券に対する当ファンドの投資から生じたものです。また、当ファンドは、トレーディング・デリバティブ商品、現金および現金同等物、ブローカーに対する債権金額、ならびにその他の債権残高に係る取引相手方の信用リスクにもさらされています。

当ファンドは、このリスクを管理するために、高格付けの証券および商品に投資し、格付け AA+/Aa 1 またはそれ以上の平均格付けを常時維持する方針です。また、当ファンドは、投資顧問会社が当該格付け機関の用いたアプローチと一致するアプローチを用いて格付けを付した場合、無格付け資産に対しても投資を行うことがあります。以下の分析は、2015 年および 2014 年 12 月 31 日現在、当ファンドの純資産に対するパーセンテージで債務証券ポートフォリオの信用の質を要約したものです。

ムードィーズの格付け別債務証券(純資産比率%)

	2015年	2014年
Aaa	82%	59%
Aa1	16%	34%
無格付け*	- %	6%
	98%	99%

*「無格付け」の債務証券の信用の質を監視するため、投資顧問会社は、社内調査に基づき、公的に利用可能な信用格付けが入手できない様々な金融商品に対して、独自の非公式の格付け(シャドー・レーティング)を行っています。投資顧問会社は、各投資が相当する格付けを算出するため、対象となる金融商品の発行および構成的特徴に関する主要な財務指標を検討しています。無格付け証券の大部分は AA+ / Aa1 の格付け証券と同等の信用の質を有していると投資顧問会社により評価されました。

上場有価証券取引はすべて、承認されたブローカーを使って受渡し時に決済／支払が行われます。ブローカーが支払を受領した場合にのみ売却有価証券の受渡しを行うことから、債務不履行のリスクは最小限であると考えられます。購入時の支払は、ブローカーが有価証券を受領した場合に行います。当事者の一方が債務を履行できなくなった場合、売買はフェイル(fail)することとなります。

投資顧問会社は、当ファンドの信用ポジションを継続的に監視しています。

2015 年および 2014 年 12 月 31 日現在、全金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、財政状態計算書に示されている帳簿金額です。これらの資産は、減損しておらず期日も経過していません。

当ファンドの有価証券取引に関する決済および預託業務は、優良ブローカー 1 社、すなわちブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーに主に集中しています。2015 年 12 月 31 日現在、現金および現金同等物、ブローカーに対する債権残高、ならびに投資はほとんどすべて、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーに保管されています。当ファンドを信用リスクにさらす可能性があるデリバティブおよびその取引相手方の表については、投資明細表を参照してください。

3.6 流動性リスク - 流動性リスクとは、金融負債に関する債務を履行するにあたり、当ファンドが困難に直面するリスクです。

当ファンドは、日々、償還可能受益証券の償還を行っています。そのため、当ファンドは重要な流動性リスクにさらされています。当ファンドは、資産の大部分を活発な市場で取引され容易に処分可能な有価証券に投資することによって、このリスクを管理していますが、かかる流動性条件が将来常に存在するという保証はありません。

また、当ファンドは、為替予約に関連した契約上の現金支出に関しても流動性リスクを有しています。しかし、かかる支出は、投資明細表に表示されているとおり、為替予約の反対サイドから純額で管理されています。2015年12月31日現在、当ファンドは為替予約を保有していませんでした。

以下の表は、2015年および2014年12月31日現在の、流動性リスクに対する当ファンドのエクスポージャーの要約です。

	1ヶ月未満 (円)	1 - 3ヶ月 (円)	3ヶ月超 (円)	合計 (円)
2015年12月31日現在				
以下に関する債務 :				
専門家報酬	6,508,506	-	-	6,508,506
管理事務代行会社報酬	2,029,327	-	-	2,029,327
保管受託銀行報酬	1,910,492	-	-	1,910,492
投資顧問会社報酬	-	600,877	-	600,877
名義書換代理人報酬	463,293	-	-	463,293
受託会社報酬	402,644	-	-	402,644
契約上の現金支出 (決済済デリバティブを除きます。)				
	11,314,262	600,877	-	11,915,139
	1ヶ月未満 (円)	1 - 3ヶ月 (円)	3ヶ月超 (円)	合計 (円)
2014年12月31日現在				
以下に関する債務 :				
専門家報酬	5,904,732	-	-	5,904,732
管理事務代行会社報酬	2,006,418	-	-	2,006,418
保管受託銀行報酬	869,634	-	-	869,634
投資顧問会社報酬	833,925	-	-	833,925
名義書換代理人報酬	430,337	-	-	430,337
受託会社報酬	369,657	-	-	369,657
契約上の現金支出 (決済済デリバティブを除きます。)				
	10,414,703	-	-	10,414,703

償還可能受益証券は、保有者の選択により請求があり次第償還されます。しかし、受託会社は、大抵これらの金融商品の保有者は中長期にわたってそれらを保有し続けることから、開示されているこの契約上の満期は実際の現金支出を表さないと予測しています。

2015年および2014年12月31日現在、2名の受益証券保有者が当ファンドの償還可能受益証券の100%を保有していました。

投資顧問会社は、当ファンドの流動性ポジションを継続的に監視しています。

流動性リスクは、非流動有価証券（非公開の資本、非上場株式、および非流動のタイプの有価証券を含むがそれらに限定されません。）の純資産に対する比率を15パーセント以下にすることによって、管理されています。

2015年12月31日現在、当ファンドは、それらの契約上の満期が当ファンドの投資戦略に基づいたキャッシュ・フローの時期の理解に不可欠であるとみなされる、純額決済されるデリバティブ金融商品を保有していました。以下の表は、2014年12月31日現在の、純額決済される当ファンドの損失ポジションにあるデリバティブ金融商品の分析です。それらの契約上の満期は、当ファンドの投資戦略に基づいたキャッシュ・フローの時期の理解に不可欠であるとみなされます。

2014年12月31日現在	1ヶ月未満（円）	1～3ヶ月（円）	3ヶ月超（円）	合計（円）
純額決済デリバティブ				
先物契約	-	-	(434,887)	(434,887)

2015年12月31日現在、当ファンドは、それらの契約上の満期が当ファンドの投資戦略に基づいたキャッシュ・フローの時期の理解に不可欠であるとみなされる、純額決済されるデリバティブ金融商品を保有していました。以下の表は、2014年12月31日現在の、純額決済される当ファンドのデリバティブ金融商品の分析です。それらの契約上の満期は、当ファンドの投資戦略に基づいたキャッシュ・フローの時期の理解に不可欠であるとみなされます。表に開示されている金額は、割引前のキャッシュ・フローです。割引の影響額に重要性がないため、12ヶ月以内に満期を迎える残高は、帳簿残高に等しいです。

2014年12月31日現在	1ヶ月未満（円）	1～3ヶ月（円）	3ヶ月超（円）	合計（円）
純額決済デリバティブ				
為替予約				
- 支出	1,400,000	-	-	1,400,000
- 収入	1,404,924	-	-	1,404,924

3.7 自己資本リスク管理 - 当ファンドの自己資本は、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産です。償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の金額は、当ファンドが受益証券保有者の判断による購入申込および償還請求を日々受けるため、日次ベースで著しく変動する可能性があります。当ファンドの自己資本管理の目的は、受益証券保有者にリターンを、その他の証券の保有者に利益を提供するために、継続企業として存続する当ファンドの能力を保全すること、ならびに、当ファンドの投資活動の進展を支えるために、強固な自己資本基盤を維持することです。自己資本構成を維持または調整するために、当ファンドは以下を実施する方針です。

- ・ 流動資産に関する日々の購入申込および償還請求の水準を監視し、当ファンドが償還可能受益証券の保有者に対して支払う分配金の金額を調整します。
- ・ 当ファンドの規約文書に従って、償還および新規受益証券の発行を行います。

受託会社および投資顧問会社は、償還可能受益証券保有者に帰属する純資産の価値に基づき自己資本を監視しています。

3.8 取引相手方およびブローカーのリスク - 投資顧問会社またはその代理人が、当ファンドの口座において、取引もしくは投資する銀行およびブローカー業務企業を含む金融機関および取引相手方は、当ファンドに負っている各々の義務に対して、財政的な困難および債務不履行に直面することがあります。

いかなるかかる債務不履行も、当ファンドに重大な損失をもたらす可能性があります。さらに、投資顧問会社は、一定の取引を確保するために、取引相手方に当ファンドの口座の担保を差し出すこともあります。

当ファンドは、各取引相手方とマスター・ネットティング契約を締結することで、取引相手方信用リスクに対するエクスposureを軽減するよう努めています。当該マスター・ネットティング契約により（もしあれば）、当ファンドには、取引相手方の信用の質が特定レベル以上に悪化した場合、かかる契約に基づき売買されたすべての取引を終了する権利が与えられています。当該マスター・ネットティング契約は各当事者に対して、他方の当事者による債務不履行または当該契約の解除が生じた時点で、かかる契約に基づき売買されたすべての取引を打ち切り、各取引における債権と債務をネットティングすることで、一方の当事者から他方の当事者に対する単一の債務とする権利を与えています。店頭デリバティブ関連の取引相手方信用リスクから生じる当ファンドの損失リスクが最大となるのは通常、未実現の評価益と取引相手方の未払金の総額が、取引相手方が当ファンドに差し入れた担保額を上回った場合です。当ファンドは、一定の最低譲渡規定に従い、店頭デリバティブにおいて取引相手方の利益のため、未決済のデリバティブ契約に対して、各取引相手方の未実現評価益以上の金額を担保に差し入れるよう求められることがあり、かかる差し入れ担保は（もしあれば）、投資明細表において特定されます。

2015年12月31日現在、当ファンドはデリバティブを保有していませんでした。

2014年12月31日現在、当ファンドのデリバティブ資産および負債は以下のとおりでした。

デリバティブ資産	財政状態計算書において相殺された金額(総額)(円)		財政状態計算書において表示された資産(純額)(円)	
	認識された資産(総額)(円)	認識された金額(総額)(円)	資産(純額)(円)	おいて表示された資産(純額)(円)
為替予約	4,924	-	4,924	
先物契約	9,567	-	9,567	
	14,491	-	14,491	

デリバティブ資産	取引相手方	財政状態計算書において相殺されていない金額(総額)			
		財政状態計算書において表示された資産(純額)(円)	金融商品(円)	差入／(受入)現金担保(円)	純額(円)
為替予約	Brown Brothers Harriman & Co.	4,924	-	-	4,924
先物契約		9,567	(9,567)	-	-
		14,491	(9,567)	-	4,924

デリバティブ負債	財政状態計算書において相殺された金額(総額)(円)		財政状態計算書において表示された負債(純額)(円)	
	認識された負債(総額)(円)	認識された金額(総額)(円)	負債(純額)(円)	おいて表示された負債(純額)(円)
先物契約	(444,454)	-	(444,454)	
	(444,454)	-	(444,454)	

デリバティブ負債	財政状態計算書において相殺されていない金額(総額)			
	財政状態計算書において表示された負債(純額)(円)	金融商品(円)	差入／(受入)現金担保(円)	純額(円)
先物契約	(444,454)	9,567	434,887	-
	(444,454)	9,567	434,887	-

3.9 保管受託銀行のリスク - 受託会社も、投資顧問会社も、当ファンドの保有有価証券全ての保管を管理していません。保管受託銀行として業務を行うために選ばれた、ブラウン・プラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管受託銀行」といいます。）または他の銀行やブローカー業務企業は破綻する可能性があり、そのことにより、当ファンドは、それらの保管受託銀行が保有するファンドまたは有価証券の全てまたは一部を喪失する可能性があります。

3.10 公正価値の見積り - 活発な市場で取引されていない金融資産・負債の公正価値は、評価技法を用いて算定されます。当ファンドは、種々の方法を用いて、各年度末日現在の市況に基づいた仮定を行います。オプション、通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブ等、標準化されていない金融商品に関して用いられる評価技法には、比較可能な最近の独立第三者間取引の利用、ほぼ同じ他の金融商品の参照、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格算定モデル、および市場参加者が一般に用いている市場のインプットを最大限に利用し企業固有のインプットにはなるべく依存しないその他の評価技法が含まれます。一定の金融資産は、投資顧問会社によって、償却原価で評価され、それらの帳簿価額は、公正価値の合理的な近似値とみなされます。

活発な市場がない金融商品について、当ファンドは、内部で開発したモデルを用いることがあります。モデルは、通常、業界内で標準であると一般に認められている評価方法・技法に基づきます。評価モデルは、主として、事業年度において市場が活発でなかったかまたは活発ではない、非上場の株式、債券、およびその他の負債性金融商品の評価に用いられます。これらのモデルへのインプットの一部は、市場が観測可能でないことがあるため、仮定値に基づいて見積りが行われます。

モデルのアウトプットは、必ず、確信的に算定することができない価値の見積りまたは近似値となります。使用される評価技法は、当ファンドの保有ポジションに関連するすべての要素を完全に反映していない場合があります。従って、評価額は、追加要素（モデル・リスク、流動性リスク、および取引相手方リスクを含みます。）を考慮に入れて、適宜調整されます。

その他の債権および債務の帳簿価額（減損引当金控除後）は、公正価値に近似しているとみなされています。開示目的上、金融負債の公正価値は、当ファンドが入手可能な、類似した金融商品の期末の市場金利で、契約上の将来キャッシュ・フローを割り引くことによって見積られます。

公正価値ヒエラルキーには、以下のレベルがあります。

- ・レベル1のインプットは、測定日現在企業が入手可能な、同一の資産または負債についての活発な市場における（未調整の）相場価格です。
- ・レベル2のインプットは、当該資産または負債について直接的にまたは間接的に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットです。
- ・レベル3のインプットは、当該資産または負債についての観察不能なインプットです。レベル3に分類される投資は、売買がまれなことから、重要な観察不能なインプットを有しています。

公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、その公正価値測定の全体にとって重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されます。この目的上、インプットの重要性は、その公正価値測定の全体に対して評価されます。公正価値測定が、観察不能なインプットに基づく重要な調整を要する観察可能なインプットを使用している場合には、その測定はレベル3の測定です。公正価値測定の全体にとっての特定のインプットの重要性の評価は、当該資産または負債に固有の要素を考慮しながら、判断を必要とします。

何が「観察可能」であるかの決定は、当ファンドによる重要な判断が必要です。当ファンドは、容易に入手可能な、定期的に発布または更新される、信頼できかつ検証可能な、独占的でない、および、関連する市場に積極的に関わっている独立した情報源によって供給される市場データを、観察可能なデータとみなしています。

以下は、2015年12月31日現在、当ファンドの金融資産および金融負債を評価する際に用いたインプットに従った公正価値評価の要約です。

金融資産	同一の投資についての活発な市場における（未調整の）相場価格		その他の重要な観察可能なインプット		2015年12月31日現在公正価値（円）
	(レベル1)(円)	(レベル2)(円)	(レベル3)(円)		
オーストラリア	-	689,019,502	-	689,019,502	
国際機関	-	132,721,782	-	132,721,782	
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	821,741,284	-	821,741,284	

以下は、2014年12月31日現在、当ファンドの金融資産および金融負債を評価する際に用いたインプットに従つた公正価値評価の要約です。

金融資産	同一の投資についての活発な市場における（未調整の）相場価格	その他の重要な観察可能なインプット	重要な観察不能なインプット	2014年12月31日現在公正価値
	(レベル1)(円)	(レベル2)(円)	(レベル3)(円)	(円)
オーストラリア	-	868,217,575	-	868,217,575
国際機関	-	295,792,566	-	295,792,566
為替予約*	-	4,924	-	4,924
先物契約*	9,567	-	-	9,567
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	9,567	1,164,015,065	-	1,164,024,632
金融負債				
先物契約*	(444,454)	-	-	(444,454)
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	(444,454)	-	-	(444,454)

* 金額は、先物契約および為替予約における未実現評価益／（評価損）を表します。

2015年および2014年12月31日に終了した年度において、レベル間の移動はありませんでした。価値が活発な市場における市場相場価格に基づいていることからレベル1に分類される投資には、資本性有価証券が含まれられます。当ファンドは、これらの金融商品に関して相場価格の調整を行っていません。

活発でないとみなされる市場で売買されるが市場相場価格、ディーラーの提示価格、観察可能なインプットによって裏付けられる代替的な価格決定の情報源または手段に基づいて評価される金融商品は、レベル2に分類されます。これらには、為替予約が含まれられます。レベル2の投資は、活発な市場で売買されない、および／または譲渡制限が課せられているポジションを含む場合があるため、評価額は、非流動性および／または非譲渡性を反映して調整されることがあります。通常、入手可能な市場情報に基づいています。

レベル3に分類される投資は、売買がまれなことから、重要な観察不能なインプットを有しています。レベル3の投資には、非公開の資本性投資が含まれられます。それらの有価証券に関しては観察可能な価格が入手できないため、評価技法を使用して公正価値を導出します。当ファンドは、2015年および2014年12月31日現在、いかなる保有資産もレベル3に分類していました。

3.11 公正価値で計上されないが公正価値が開示されている資産および負債 - 2015年および2014年12月31日現在、現金および現金同等物はレベル1に分類されています。公正価値で測定されないが公正価値が開示されている他の資産および負債はすべて、レベル2に分類されています。資産および負債の内訳については財政状態計算書を、評価方法の詳細については注記2を参照してください。

4. 極めて重要な会計上の見積りおよび判断

4.1 極めて重要な会計上の見積りおよび仮定 - 経営者は、資産および負債の報告金額に影響を与える将来について、見積りおよび仮定を行っています。見積りは、継続的に評価され、過去の経験およびその他の要素（その状況下で合理的と考えられる将来の事象の予想を含みます。）に基づいています。結果として生じた会計上の見積りは、当然ながら、関連する実際の結果と同じになることはほとんどありません。

4.2 極めて重要な判断：機能通貨 - 受託会社は、日本円が、基本となる取引、事象および状態の経済的効果を最も忠実に表す通貨であると考えています。日本円は、当ファンドが業績を測定し成績を報告する通貨であり、また、当ファンドが投資家から払込金を受領する通貨です。

5. 償還可能受益証券

発行が承認される受益証券の口数は、制限がなく、無額面とされています。各受益証券は当ファンドにおける非分割の受益権を表わしており、その結果、当ファンドの終了時に受益証券保有者に支払われる金額は、該当する受益証券のクラスに帰属する純資産額をその時点で流通済の当該クラスの全受益証券で除した取り分と等しくなります。受益証券は記名式で発行され、購入者による特段の要求がない限り、証書は発行されません。当ファンドの受益証券保有者の登録簿は、受益証券の所有権の確証となり、発行時に証書（要求した場合）は、当該証書の発行日において登録簿に示されている地位の証拠となります。

以降の募集が 100,000 米ドル相当の日本円を下回らないことを条件に、当該最低額の適用が受託会社の裁量で放棄されない限り、適格投資家は、該当する購入価格で以降の購入日に受益証券を購入することができます。同じクラスの受益証券の追加購入の意向を有する現受益証券保有者に関しては、以降の購入について最低額の制限はありません。また、購入については最高額の制限もありません。

受益証券に係る支払はすべて、当ファンドの機能通貨である日本円で行われます。受託会社は、何らかの理由により、および、理由を示すことなく、購入を受け付けないことが可能です。

受益証券保有者は制限付議決権を有し、受益証券保有者の投票は、限られた一定の状況においてのみ要求されます。それらの状況において、当トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める投票または書面による同意のいずれかにより、受益証券保有者の決議は可決されます。特定のファンドの受益証券保有者のみが影響を受ける特別な場合には、当該ファンドの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める個別の決議または書面による同意によって、当該ファンドの受益証券保有者は、独立したクラスとして投票するよう要求されます。

2015 年および 2014 年 12 月 31 日現在、純資産合計、流通済受益証券、および受益証券 1 口当たり純資産額は、以下のとおりでした。

2015 年 12 月 31 日

受益証券のクラス	純資産合計（円）	流通済受益証券	受益証券 1 口当たり	
			純資産額（円）	
T 1 クラス	177,000,707	307,938,760	0.5748	
T 2 クラス	230,911,505	274,976,724	0.8397	
A クラス	209,250,074	352,674,512	0.5933	
B クラス	136,312,167	158,064,676	0.8624	
J クラス	88,585,633	95,137,375	0.9311	

2014 年 12 月 31 日

受益証券のクラス	純資産合計（円）	流通済受益証券	受益証券 1 口当たり	
			純資産額（円）	
T 1 クラス	260,392,968	342,091,631	0.7612	
T 2 クラス	275,329,329	274,396,430	1.0034	
A クラス	384,374,555	489,549,751	0.7852	
B クラス	191,646,655	186,021,552	1.0302	
J クラス	68,596,798	63,873,233	1.0740	

受益証券は、各営業日に買戻しが可能です。受益証券保有者は、受益証券の買戻しを要求する通知書（以下「買戻通知書」といいます。）を送達し、受託会社（またはその代理人）がその中で指定された受益証券を買い戻すよう要求することが可能です。一旦提出した買戻通知書は、通常または特殊な場合に受託会社（またはその代理人）が決定しない限り、撤回できません。

買戻しに関して、最低額および最高額の制限はありません。しかし、かかる一部買戻しによって関連するクラスにおける関連する受益証券保有者の残りの保有高が 100,000 米ドル相当の日本円または当該クラスの受益証券の最低価値（時として受託会社が定める場合もあります。）を下回るようなことがなければ、いかなるクラスの受益証券の保有高の一部買戻しも実施が可能です。受託会社は、受益証券保有者に対し書面による通知を少なくとも 5 営業日前に行うことによって、その時点での受益証券 1 口当たり実勢純資産額から受託会社が負担する経費または当該受益証券保有者が支払うべき金銭を差し引いた額で、受益証券の全部または一部を償還することが可能です。

2015年および2014年12月31日に終了した年度における受益証券の発行口数、償還口数、および流通済口数は、以下のとおりでした。

受益証券のクラス	2014年12月31日	償還可能受益証券の現在	償還可能受益証券の発行	償還可能受益証券の償還	2015年12月31日
	現在	発行	償還	現在	
T 1 クラス	342,091,631	17,357,269	(51,510,140)	307,938,760	
T 2 クラス	274,396,430	2,261,720	(1,681,426)	274,976,724	
A クラス	489,549,751	51,308,029	(188,183,268)	352,674,512	
B クラス	186,021,552	1,682,746	(29,639,622)	158,064,676	
J クラス	63,873,233	32,055,281	(791,139)	95,137,375	
合計	1,355,932,597	104,665,045	(271,805,595)	1,188,792,047	

受益証券のクラス	2013年12月31日	償還可能受益証券の現在	償還可能受益証券の発行	償還可能受益証券の償還	2014年12月31日
	現在	発行	償還	現在	
T 1 クラス	249,987,585	112,257,197	(20,153,151)	342,091,631	
T 2 クラス	263,161,909	22,333,300	(11,098,779)	274,396,430	
A クラス	555,511,747	77,673,583	(143,635,579)	489,549,751	
B クラス	218,574,485	8,342,315	(40,895,248)	186,021,552	
J クラス	60,313,540	8,025,676	(4,465,983)	63,873,233	
合計	1,347,549,266	228,632,071	(220,248,740)	1,355,932,597	

6. デリバティブ金融商品

6.1 為替予約 - 為替予約は、合意された将来のある日に合意された価格で定量の外貨を受け取るまたは引き渡す契約上の債務です。これらの予約は、予約締結日現在の先物為替レートと測定日現在の先物レートとの差額に基づいて、日々評価されます。

特定の種類の金融商品の想定元本は、財政状態計算書に認識される金融商品との比較基準となります。当該金融商品に関する将来キャッシュ・フローの金額または当該金融商品の期末の公正価値を必ずしも示していないことから、信用リスクまたは市場価格リスクに対する当ファンドのエクスポージャーを示すものではありません。デリバティブ金融商品は、それらの契約条件に関する市場価格または為替レートの変動の結果、有利（資産）または不利（負債）になります。保有するデリバティブ金融商品の契約額または想定元本の総額、金融商品の有利または不利の度合、およびデリバティブ金融資産・負債の公正価値総額は、時として著しく変動する可能性があります。

6.2 先物契約 - 当ファンドは、予想される市場状況の変動に対してヘッジするために、先物契約を締結することがあります。かかる変動とは、ヘッジしなければ、当ファンドが保有する有価証券の価値、または後日購入する意図のある有価証券の価格に不利な影響を及ぼす可能性があるものです。先物契約の契約額は、当ファンドが特定の契約において有する投資を表し、必ずしも、リスクに潜在的にさらされる額を表すものではありません。先物契約の取引は、程度の差はある、財政状態計算書に反映されるいかなる額を超える損失のリスクを含みます。先物契約に関連するリスクの測定は、関連および相殺する取引すべてを考慮する場合にのみ、意味をなします。利益および損失は、先物契約の満期または決済の際に実現されます。当ファンドが保有する先物契約は、取引される市場の公式な決済価格で日々評価されます。

7. 関連当事者との取引

当事者は、ある当事者が他方の当事者を支配する能力を有しているかまたは他方の当事者に対し財務または営業の決定に際して重要な影響力を行使する場合に、関連があるとみなされます。

7.1 受託会社報酬 - 受託会社は、該当する月の各営業日に、当ファンドの平均純資産額の年率 0.01% の報酬を受け取ります。当該報酬は、毎月、算出および支払が行われ、最低年次報酬を 10,000 米ドルとしています。

2015 年および 2014 年 12 月 31 日に終了した年度に受託会社が稼得した報酬、ならびに 2015 年および 2014 年 12 月 31 日現在の受託会社に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.2 管理事務代行会社報酬 - ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」といいます。）は、純資産のうち最初の 250 百万米ドルに対しては年率 0.06%、次の純資産 250 百万米ドルに対しては 0.05%、500 百万米ドルを超える純資産の全額に対しては 0.04% の報酬を受け取り、最低月次報酬は 4,200 米ドルとされています。

2015 年および 2014 年 12 月 31 日に終了した年度に管理事務代行会社が稼得した報酬、ならびに 2015 年および 2014 年 12 月 31 日現在の管理事務代行会社に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.3 保管受託銀行報酬 - 保管受託銀行は、取引に基づく報酬および資産に基づく保管報酬を受領します。報酬は、毎月算出され後払いで支払われます。

2015 年および 2014 年 12 月 31 日に終了した年度に保管受託銀行が稼得した報酬、ならびに 2015 年および 2014 年 12 月 31 日現在の保管受託銀行に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.4 名義書換代理人報酬 - ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「名義書換代理人」といいます。）は、年間報酬 10,000 米ドルおよび一定の取引に基づく手数料を受領します。

2015 年および 2014 年 12 月 31 日に終了した年度に名義書換代理人が稼得した報酬、ならびに 2015 年および 2014 年 12 月 31 日現在の名義書換代理人に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.5 投資顧問会社報酬 - 投資顧問会社は、当ファンドの平均純資産額から年率 0.21% の報酬を受領します。報酬は、日々算出され、半年ごとに支払われます。

投資顧問会社は、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーウェイ・リミテッドを当ファンドの副投資顧問会社（以下「副投資顧問会社」といいます。）に任命しています。副投資顧問会社の報酬は、投資顧問会社によって支払われます。

2015 年および 2014 年 12 月 31 日に終了した年度に投資顧問会社が稼得した報酬、ならびに 2015 年および 2014 年 12 月 31 日現在の投資顧問会社に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.6 デリバティブの取引相手方 - 当ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーと、為替予約を締結することを認められています。2015 年 12 月 31 日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの未決済の為替予約はありませんでした。2014 年 12 月 31 日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの未決済の為替予約はすべて、投資明細表に開示されています。2015 年および 2014 年 12 月 31 日に終了した年度に包括利益計算書に開示されているブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの為替予約の実現純（損失）/ 利益は、それぞれ（17,637 円）および 11,701 円でした。

8. 財政状態計算書日後の事象

受託会社は、2016 年 5 月 5 日（本財務書類の公表が可能となった日）までの後発の事象および取引の評価を行いました。2016 年 1 月 1 日から 2016 年 5 月 5 日まで、8,500,000 円の募集、19,000,000 円の償還がありました。同期間に支払われた分配金は 26,068,714 円でした。当ファンドにおいて後発事象は他にありません。

短期公社債マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

平成 27 年 12 月 25 日現在

平成 28 年 6 月 27 日現在

資産の部		
流動資産		
コール・ローン	108,602,646	36,956,542
国債証券	299,999,940	-
地方債証券	-	346,888,639
現先取引勘定	100,089,000	-
未収利息	138	1,138,626
前払費用	-	178,191
流動資産合計	508,691,724	385,161,998
資産合計	508,691,724	385,161,998
負債の部		
流動負債		
未払金	100,000,000	-
未払利息	-	62
その他未払費用	-	42
流動負債合計	100,000,000	104
負債合計	100,000,000	104
純資産の部		
元本等		
元本	400,673,368	377,630,918
剰余金		
剰余金又は欠損金()	8,018,356	7,530,976
元本等合計	408,691,724	385,161,894
純資産合計	408,691,724	385,161,894
負債純資産合計	508,691,724	385,161,998

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成 27 年 12 月 26 日 至 平成 28 年 6 月 27 日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配は使用いたしません。)価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成 27 年 12 月 25 日現在	平成 28 年 6 月 27 日現在
1. 計算日における受益権の総数 400,673,368 口	1. 計算日における受益権の総数 377,630,918 口
2. 計算日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	2. 計算日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成 27 年 6 月 26 日 至 平成 27 年 12 月 25 日	自 平成 27 年 12 月 26 日 至 平成 28 年 6 月 27 日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2 . 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債証券、地方債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。
3 . 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年 12 月 25 日現在	平成 28 年 6 月 27 日現在
1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 . 時価の算定方法 国債証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 . 時価の算定方法 地方債証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成 27 年 6 月 26 日 至 平成 27 年 12 月 25 日	自 平成 27 年 12 月 26 日 至 平成 28 年 6 月 27 日
	該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

区分	平成 27 年 12 月 25 日現在	平成 28 年 6 月 27 日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	406,163,566 円	400,673,368 円
期中追加設定元本額	- 円	- 円

期中一部解約元本額	5,490,198 円	23,042,450 円
同期末における元本の内訳		
新光ピュア・インド株式ファンド	218,092,300 円	218,092,300 円
新光ブラジル債券ファンド	107,294,012 円	107,294,012 円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コース	9,941,981 円	9,941,981 円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース	17,759,859 円	17,759,859 円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルレアルコース	33,218,606 円	18,509,839 円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース	1,602,911 円	1,014,560 円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド	7,702,720 円	937,878 円
豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T 1 コース	1,966,718 円	1,476,473 円
豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T 2 コース	2,358,028 円	1,867,783 円
高格付短期豪ドル債ファンド	736,233 円	736,233 円
合計	400,673,368 円	377,630,918 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	平成 27 年 12 月 25 日現在	平成 28 年 6 月 27 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	140	-
地方債証券	-	1,324,563
合計	140	1,324,563

(注)「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	平成 18 年度第 3 回埼玉県公募公債	100,000,000	100,163,416	
	平成 23 年度第 7 回福岡県公募公債	45,800,000	45,889,568	
	平成 23 年度第 9 回大阪市公募公債（5 年）	100,000,000	100,196,180	
	平成 18 年度第 1 回鹿児島県公募公債（10 年）	100,000,000	100,639,475	
合計		345,800,000	346,888,639	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T 1 コース

(平成 28 年 6 月 30 日現在)

資産総額	141,399,382円
負債総額	11,919円
純資産総額（ - ）	141,387,463円
発行済口数	274,687,003口
1 口当たり純資産額（ / ）	0.5147円
(1 万口当たり純資産額)	(5,147円)

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T 2 コース

(平成 28 年 6 月 30 日現在)

資産総額	198,192,920円
負債総額	16,710円
純資産総額（ - ）	198,176,210円
発行済口数	265,281,860口
1 口当たり純資産額（ / ）	0.7470円
(1 万口当たり純資産額)	(7,470円)

(参考) 短期公社債マザーファンド

(平成 28 年 6 月 30 日現在)

資産総額	385,163,737円
負債総額	143円
純資産総額（ - ）	385,163,594円
発行済口数	377,630,918口
1 口当たり純資産額（ / ）	1.0199円
(1 万口当たり純資産額)	(10,199円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額(平成28年10月1日現在)

資本金の額	20億円
会社が発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

種類株式の発行が可能

直近5カ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 会社の機構(平成28年10月1日現在)

(イ) 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

(ロ) 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

DIAMアセットマネジメント株式会社は、平成28年10月1日にみずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）と統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更しました。

平成28年5月31日現在におけるDIAMアセットマネジメント株式会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	379	5,885,771,137,238
単位型公社債投資信託	43	313,084,944,195
単位型株式投資信託	6	74,158,972,183
合計	428	6,273,015,053,616

（ご参考）

平成28年5月31日現在におけるみずほ投信投資顧問株式会社および新光投信株式会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

・みずほ投信投資顧問株式会社

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	329,653,710,450
追加型株式投資信託	231	2,186,251,331,253
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	5	11,626,381,586
合計	251	2,527,531,423,289

・新光投信株式会社

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	26	669,428,600,763
追加型株式投資信託	244	3,203,001,207,380
単位型公社債投資信託	4	17,754,535,219
単位型株式投資信託	72	256,599,381,477
合計	346	4,146,783,724,839

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるD IAMアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第31期事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

D IAMアセットマネジメント株式会社は、平成28年10月1日にみずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社及びみずほ信託銀行株式会社の資産運用部門と統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更いたしました。

委託会社の財務諸表に引き続き、みずほ投信投資顧問株式会社の第53期事業年度の財務諸表及び新光投信株式会社の第56期事業年度の財務諸表を参考として添付しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月31日

DIAMアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山内 正彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山野 浩 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているDIAMアセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAMアセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日付の「統合基本合意書」に基づき、平成28年3月3日付で新会社に係わる一部主要事項を内定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	第 30 期 (平成 27 年 3 月 31 日現在)	第 31 期 (平成 28 年 3 月 31 日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	12,051,921	12,951,736
金銭の信託	14,169,657	13,094,914
前払費用	57,309	44,951
未収委託者報酬	4,622,292	4,460,404
未収運用受託報酬	1,737,052	1,859,778
未収投資助言報酬	2 312,206	2 277,603
未収収益	260,845	205,097
繰延税金資産	411,797	341,078
その他	46,782	40,689
流動資産計	33,669,865	33,276,255
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 432,933	1 658,607
車両運搬具	1 138,967	1 29,219
器具備品	1 941	1 549
建設仮勘定	1 243,908	1 184,683
	49,116	444,155
無形固定資産	1,912,472	1,706,201
商標権	1 101	1 7
ソフトウエア	1 1,702,633	1 1,645,861
ソフトウエア仮勘定		53,036
電話加入権		7,148
電信電話専用施設利用権	1 202,399	1 7,148
	7,148	7,148
投資その他の資産	1 188	1 146
	4,343,365	4,343,365
投資有価証券		6,497,772
関係会社株式	613,137	613,137
繰延税金資産	2,316,596	2,316,596
差入保証金	582,861	582,861
その他	733,907	733,907
固定資産計	96,862	96,862
資産合計	6,688,771	8,862,580
	40,358,637	42,138,836

(単位：千円)

	第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,605,579	966,681
未払金	2,515,377	2,055,332
未払償還金	49,873	49,873
未払手数料	1,836,651	1,744,274
その他未払金	628,852	261,185
未払費用	2 2,196,267	2 3,076,566
未払法人税等	1,539,263	1,223,957
未払消費税等	671,243	352,820
賞与引当金	722,343	728,769
その他	30,000	-
流動負債計	9,280,074	8,404,128
固定負債		
退職給付引当金	868,928	997,396
役員退職慰労引当金	110,465	154,535
固定負債計	979,394	1,151,932
負債合計	10,259,468	9,556,060
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	25,417,784	28,000,340
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	19,480,000	22,030,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	5,314,491	5,347,047
株主資本計	29,846,262	32,428,818
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	252,905	153,956
評価・換算差額等計	252,905	153,956
純資産合計	30,099,168	32,582,775
負債・純資産合計	40,358,637	42,138,836

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	28,170,831		30,188,445	
運用受託報酬	7,064,021		7,595,678	
投資助言報酬	1,032,659		993,027	
その他営業収益	828,240		724,211	
営業収益計		37,095,752		39,501,363
営業費用				
支払手数料	12,416,659		12,946,176	
広告宣伝費	527,620		468,931	
公告費	288		258	
調査費	6,317,052		7,616,390	
調査費	4,129,778		4,969,812	
委託調査費	2,187,273		2,646,578	
委託計算費	385,121		412,257	
営業雑経費	488,963		548,183	
通信費	34,089		34,855	
印刷費	414,215		436,756	
協会費	24,177		23,698	
諸会費	37		40	
支払販売手数料	16,443		52,833	
営業費用計		20,135,705		21,992,198
一般管理費				
給料	5,260,910		5,382,757	
役員報酬	242,666		242,446	
給料・手当	4,378,307		4,431,015	
賞与	639,936		709,295	
交際費	37,625		43,975	
寄付金	2,697		2,628	
旅費交通費	242,164		254,276	
租税公課	127,947		180,892	
不動産賃借料	686,770		1,128,367	
退職給付費用	218,863		226,460	
固定資産減価償却費	628,056		902,248	
福利厚生費	33,310		36,173	
修繕費	13,807		31,617	
賞与引当金繰入額	722,343		728,769	
役員退職慰労引当金繰入額	50,327		49,320	
役員退職慰労金	25,501		5,250	
機器リース料	87		140	
事務委託費	231,303		251,913	
事務用消耗品費	67,208		70,839	
器具備品費	5,869		14,182	
諸経費	135,032		214,532	
一般管理費計		8,489,827		9,524,346
営業利益		8,470,220		7,984,819

(単位：千円)

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	17,346		25,274	
受取利息	2,404		2,079	
時効成立分配金・償還金	974		-	
為替差益	652		3,996	
雑収入	1,822		6,693	
営業外収益計		23,200		38,044
営業外費用				
金銭の信託運用損	163,033		305,368	
時効成立後支払分配金・償還金	65		-	
外国税支払損失	47,515		-	
営業外費用計		210,614		305,368
経常利益		8,282,806		7,717,494
特別利益				
投資有価証券売却益	-		3,377	
特別利益計		-		3,377
特別損失				
固定資産除却損	1 12,988		1 624	
固定資産売却損	2 -		2 2,653	
ゴルフ会員権売却損	1,080		-	
ゴルフ会員権評価損	-		6,307	
関係会社株式評価損	202,477		-	
特別損失計		216,547		9,584
税引前当期純利益		8,066,259		7,711,286
法人税、住民税及び事業税		2,969,684		2,557,305
法人税等調整額		29,428		27,424
法人税等合計		2,940,256		2,584,730
当期純利益		5,126,003		5,126,556

(3)【株主資本等変動計算書】

第30期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本									株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金	利益剰余金					利益剰余金合計			
		利益準備金	別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,735,451	22,488,744	26,917,222		
会計方針の変更による累積的影響額							131,037	131,037	131,037		
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,866,488	22,619,781	27,048,259		
当期変動額											
剰余金の配当							2,328,000	2,328,000	2,328,000		
別途積立金の積立				2,350,000			2,350,000		-	-	
当期純利益							5,126,003	5,126,003	5,126,003		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	2,350,000	-	-	448,003	2,798,003	2,798,003		
当期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491	25,417,784	29,846,262		

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	243,159	27,160,381
会計方針の変更による累積的影響額		131,037
会計方針の変更を反映した当期首残高	243,159	27,291,419
当期変動額		
剰余金の配当		2,328,000
別途積立金の積立		-
当期純利益		5,126,003
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,746	9,746
当期変動額合計	9,746	2,807,749
当期末残高	252,905	30,099,168

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	資本準備金	利益準備金	利益剰余金				株主資本合計
					別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491	25,417,784	29,846,262
会計方針の変更による累積的影響額									
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491	25,417,784	29,846,262
当期変動額									
剰余金の配当							2,544,000	2,544,000	2,544,000
別途積立金の積立					2,550,000			2,550,000	-
当期純利益								5,126,556	5,126,556
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	2,550,000	-	-	32,556	2,582,556	2,582,556
当期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047	28,000,340	32,428,818

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	252,905	30,099,168
会計方針の変更による累積的影響額		
会計方針の変更を反映した当期首残高	252,905	30,099,168
当期変動額		
剰余金の配当		2,544,000
別途積立金の積立		-
当期純利益		5,126,556
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	98,949	98,949
当期変動額合計	98,949	2,483,607
当期末残高	153,956	32,582,775

重要な会計方針

項目	第 31 期 (自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日)
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2 . 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3 . デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法
4 . 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によってあります。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によってあります。それ以外の無形固定資産については、定額法によってあります。</p>
5 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6 . 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によってあります。数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 過去勤務費用：発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
7 . 消費税等の処理方法	税抜方式によってあります。

未適用の会計基準等

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

（1）概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

（2）適用予定日

平成28年4月1日以後に開始する事業年度の期首から適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

会計上の見積りの変更

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

当社は、追加情報に記載のとおり、当社、みずほ信託銀行株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社及び新光投信株式会社間の統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めております。これに伴い、当事業年度において、本社オフィスに係る内部造作物等の有形固定資産及び無形固定資産の見積り耐用年数の見直しを行い、将来にわたり変更しております。

また、本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として資産除去債務の合理的な見積りが可能となったため、見積額の変更を行っております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費が161,916千円、不動産賃借料が42,917千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ204,834千円減少しております。

追加情報

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

当社は、平成27年9月30日付で締結した当社、みずほ信託銀行株式会社（取締役社長 中野 武夫）みずほ投信投資顧問株式会社（取締役社長 中村 英剛）及び新光投信株式会社（取締役社長 後藤 修一）間の統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めてまいりましたが、平成28年3月3日付で新会社に係わる以下事項につき内定いたしました。

1. 商号 : アセットマネジメントOne 株式会社
2. 代表者 : 西 恵正（現 D I A Mアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長）
3. 本店所在地 : 東京都千代田区丸の内1 8 2
4. 統合日 : 平成28年10月1日

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
建物	582,075	767,802
車両運搬具	3,981	4,374
器具備品	735,461	562,853
商標権	836	930
ソフトウェア	2,015,473	2,613,791
電信電話専用施設利用権	1,408	1,451

2. 関係会社項目

関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたものほか次のものが含まれております。

(千円)

		第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
流動資産	未収投資助言報酬	311,994	276,211
流動負債	未払費用	492,035	622,004

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
器具備品	0	182
ソフトウェア	12,988	442

2. 固定資産売却損の内訳

(千円)

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
器具備品	-	2,653

(株主資本等変動計算書関係)

第30期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通株式	2,328,000	97,000	平成26年3月31日	平成26年7月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,544,000	106,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1 株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 28 年 6 月 29 日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,544,000	106,000	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 30 日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であります。

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替及び市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

第30期(平成27年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,051,921	12,051,921	-
(2) 金銭の信託	14,169,657	14,169,657	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	532,891	532,891	-
資産計	26,754,470	26,754,470	-
(1) 未払法人税等	1,539,263	1,539,263	-
負債計	1,539,263	1,539,263	-

第31期(平成28年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,951,736	12,951,736	-
(2) 金銭の信託	13,094,914	13,094,914	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	381,005	381,005	-
資産計	26,427,656	26,427,656	-
(1) 未払法人税等	1,223,957	1,223,957	-
負債計	1,223,957	1,223,957	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によってあります。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によってあります。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によってあります。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
非上場株式	80,246	77,696
関係会社株式	2,316,596	3,229,196
差入保証金	733,907	2,040,945

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

前事業年度において、関係会社株式について 202,477 千円の減損処理を行っております。

差入保証金は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第30期(平成27年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	12,051,921	-	-	-
合計	12,051,921	-	-	-

第31期(平成28年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	12,951,736	-	-	-
合計	12,951,736	-	-	-

(注4) 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第30期の貸借対照表計上額 2,316,596 千円、第31期の貸借対照表計上額 3,229,196 千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

4. その他有価証券

第30期(平成27年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	516,710	146,101	370,608
債券	-	-	-
その他(投資信託)	16,181	13,000	3,181
小計	532,891	159,101	373,789
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
合計	532,891	159,101	373,789

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 80,246 千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第31期(平成28年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	365,683	146,101	219,581
債券	-	-	-
その他(投資信託)	15,322	13,000	2,322
小計	381,005	159,101	221,903
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
合計	381,005	159,101	221,903

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 77,696 千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他有価証券	5,927	3,377	-

7. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

第30期（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	14,169,657	2,544,066

第31期（平成28年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	13,094,914	825,986

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,079,828	973,035	
会計方針の変更による累積的影響額	203,600	-	
会計方針の変更を反映した期首残高	876,227	973,035	
勤務費用	128,297	134,944	
利息費用	7,798	8,660	
数理計算上の差異の発生額	10,345	21,441	
退職給付の支払額	49,633	51,531	
過去勤務費用の発生額	-	-	
退職給付債務の期末残高	973,035	1,086,550	

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	973,035	1,086,550	
未積立退職給付債務	973,035	1,086,550	
未認識数理計算上の差異	89,550	79,449	
未認識過去勤務費用	14,556	9,704	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	868,928	997,396	
退職給付引当金	868,928	997,396	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	868,928	997,396	

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(千円)
勤務費用	128,297	134,944	
利息費用	7,798	8,660	
数理計算上の差異の費用処理額	33,455	31,542	
過去勤務費用の費用処理額	4,852	4,852	
確定給付制度に係る退職給付費用	174,402	179,999	

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	0.89%	0.89%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第30期事業年度43,461千円、第31期事業年度44,193千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	118,238	79,702
未払事業所税	5,527	5,581
賞与引当金	239,095	224,898
未払法定福利費	30,557	28,395
未払確定拠出年金掛金	2,650	2,500
外国税支払損失	15,727	-
資産除去債務	-	13,244
減価償却超過額（一括償却資産）	2,158	3,389
減価償却超過額	130,844	136,503
繰延資産償却超過額（税法上）	2,710	1,339
退職給付引当金	281,232	305,591
役員退職慰労引当金	35,724	47,318
ゴルフ会員権評価損	1,940	3,768
関係会社株式評価損	176,106	166,740
その他有価証券評価差額金	-	1,196
繰延税金資産合計	<u>1,042,515</u>	<u>1,020,171</u>
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	47,855	-
繰延税金負債合計	<u>47,855</u>	<u>-</u>
差引繰延税金資産の純額	<u>994,659</u>	<u>1,020,171</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から平成29年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は53,300千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は57,117千円増加し、その他有価証券評価差額金は3,816千円増加しております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第30期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

(1) サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	28,170,831	8,096,680	828,240	37,095,752

(注)一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがいたため、記載を省略しております。

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

(1) サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	30,188,445	8,588,706	724,211	39,501,363

(注)一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

(1) 親会社及び法人主要株主等

第30期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出資 金額	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	第一生命保険株式会社	東京都千代田区	3,431億円	生命保険業	(被所有)直接50%	兼務2名,出向3名,転籍2名	資産運用の助言	資産運用の助言の顧問料の受入	862,448	未収投資助言報酬	237,575

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他 の関係 会社	第一生命保 険株式会社	東京 都千 代田 区	3,431 億円	生命保 険業	(被所有) 直接 50%	兼務 2名, 出向 3名, 転籍 2名	資産運用の 助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	795,405	未収投 資助言 報酬	207,235

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

第30期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	4,000 千 GBP	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り 資産の運 用	当社預り資產 の運用の顧問 料の支払	658,756	未払 費用	235,583
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千 USD	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り 資産の運 用	当社預り資產 の運用の顧問 料の支払	383,980	未払 費用	173,074
	DIAM SINGAPORE PTE.LTD.	Central Singapore	1,100,000 千円	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り 資産の運 用	増資の引受	400,000	-	-

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	9,000 千 GBP	資産の運用	(所有)直接 100%	兼務 2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払 増資の引受	800,617 912,600	未払費用	308,974 -
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千 USD	資産の運用	(所有)直接 100%	兼務 2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	473,948	未払費用	157,130

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には免税取引のため、消費税等は含まれてありません。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3)兄弟会社等

第30期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売、 預金取引	投資信託の販 売代行手数料 預金の預入 (純額) 受取利息	2,217,439 551,351 2,139	未払 手数料 現金・預 金 未収 収益	306,365 11,276,198 71
関 係 会 社 の 子 会 社	みずほ第一 フィナンシ ヤルテクノ ロジー株式 会社	東京都 千代田区	2億円	金融 技術 研究等	-	兼務 1名	当社預り 資産の助 言	当社預り資産 の助言の顧問 料の支払 業務委託料の 支払	407,531 8,540	未払 費用 未払金	240,725 6,501
	資産管理サ ービス信託 銀行株式会 社	東京都 中央区	500 億円	資産管理 等	-	-	当社信託 財産の運 用	信託元本の追 加 (純額) 信託報酬の支 払	3,500,000 8,254	金銭の信 託	14,169,657

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	-	兼務1名	当社設定投資信託の販売代行手数料の販売、預金取引	投資信託の販売代行手数料 預金の預入 (純額) 受取利息	3,023,040 879,733 1,787	未払手数料 現金・預金 未収収益	372,837 12,155,931 123
関係会社の子会社	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	-	兼務1名	当社預り資産の助言の顧問料の支払	当社預り資産の助言の顧問料の支払 業務委託料の支払	557,013 8,540	未払費用 未払金	292,861 7,581
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500億円	資産管理等	-	-	当社信託財産の運用	信託元本の払戻 (純額) 信託報酬の支払	信託元本の払戻 (純額) 信託報酬の支払	700,000 8,336	金銭の信託	13,094,914

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。
- (注4) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。
- (注5) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

(1株当たり情報)

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	1,254,132円02銭	1,357,615円66銭
1株当たり当期純利益金額	213,583円46銭	213,606円51銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	5,126,003千円	5,126,556千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	5,126,003千円	5,126,556千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(参考)みずほ投信投資顧問株式会社の経理状況

当該(参考)において、みずほ投信投資顧問株式会社を「当社」という。

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。
- 2 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 江見 瞳生 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 亀井 純子 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日付の「統合基本合意書」に基づき、平成28年3月3日付で新会社に係わる一部主要事項を内定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,801,864	20,903,257
有価証券	127,840	82,540
前払費用	156,891	157,231
未収委託者報酬	1,827,951	2,183,032
未収運用受託報酬	1,812,198	1,713,643
繰延税金資産	185,882	162,369
その他流動資産	159,069	293,051
貸倒引当金	1,092	1,185
流動資産合計	25,070,606	25,493,940
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	124,850	100,000
工具、器具及び備品（純額）	71,443	90,655
リース資産（純額）	2,140	818
有形固定資産合計	1 198,434	1 191,474
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
その他無形固定資産	65	35
無形固定資産合計	12,812	12,782
投資その他の資産		
投資有価証券	3,987,168	3,260,206
長期差入保証金	360,258	340,503
前払年金費用	331,766	346,659
会員権	8,400	8,400
その他	23,186	19,551
貸倒引当金	19,534	19,404
投資その他の資産合計	4,691,245	3,955,916
固定資産合計	4,902,492	4,160,172
資産合計	29,973,099	29,654,112
負債の部		
流動負債		
預り金	77,889	29,699
リース債務	2,648	1,202
未払金		
未払収益分配金	746	833
未払償還金	5,716	3,906
未払手数料	819,341	838,064
その他未払金	86,205	9,022
未払金合計	912,009	851,826
未払費用	2,038,097	1,896,033
未払法人税等	393,574	570,376
未払消費税等	426,857	227,078
賞与引当金	328,900	318,000
その他流動負債	3,075	999
流動負債合計	4,183,052	3,895,216
固定負債		
リース債務	2,088	886
役員退職慰労引当金	104,240	147,427
時効後支払損引当金	8,128	6,471
繰延税金負債	306,725	38,000
その他固定負債	6,926	1,931
固定負債合計	428,109	194,716
負債合計	4,611,161	4,089,932
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600

資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	7,739,742	8,908,993
利益剰余金合計	17,872,927	19,042,177
自己株式	-	377,863
株主資本合計	24,635,002	25,426,389
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	726,935	137,791
評価・換算差額等合計	726,935	137,791
純資産合計	25,361,937	25,564,180
負債純資産合計	29,973,099	29,654,112

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	17,538,139	17,358,667
運用受託報酬	4,463,429	5,050,661
営業収益合計	<u>22,001,569</u>	<u>22,409,329</u>
営業費用		
支払手数料	8,480,510	7,999,728
広告宣伝費	247,790	205,521
公告費	1,140	152
調査費		
調査費	1,259,067	1,312,466
委託調査費	4,883,037	5,299,598
図書費	4,308	3,703
調査費合計	<u>6,146,412</u>	<u>6,615,769</u>
委託計算費	101,919	116,405
営業雑経費		
通信費	59,454	46,151
印刷費	128,143	246
協会費	18,777	20,221
諸会費	2,540	2,317
その他	855,319	958,635
営業雑経費合計	<u>1,064,234</u>	<u>1,027,572</u>
営業費用合計	<u>16,042,008</u>	<u>15,965,148</u>
一般管理費		
給料		
役員報酬	142,983	143,812
給料手当	1,832,723	1,905,880
賞与	295,180	304,122
給料合計	<u>2,270,886</u>	<u>2,353,814</u>
交際費	775	775
寄付金	-	221
旅費交通費	91,851	87,228
租税公課	51,783	76,075
不動産賃借料	339,964	305,351
退職給付費用	126,451	119,608
福利厚生費	368,622	370,689
貸倒引当金繰入	-	93
賞与引当金繰入	319,122	301,698
役員退職慰労引当金繰入	27,249	47,768
固定資産減価償却費	31,216	44,257
諸経費	358,817	269,502
一般管理費合計	<u>3,986,740</u>	<u>3,977,085</u>
営業利益	<u>1,972,819</u>	<u>2,467,095</u>
営業外収益		
受取配当金	7,027	4,242
受取利息	7,340	7,633
有価証券解約益	953	50,674
有価証券償還益	-	56,303
時効到来償還金等	21,856	1,962
時効後支払損引当金戻入額	-	1,311
雑収入	51,171	20,993
営業外収益合計	<u>88,349</u>	<u>143,121</u>
営業外費用		
有価証券解約損	-	278
有価証券償還損	2,197	2,641
ヘッジ会計に係る損失	2,240	-
時効後支払損引当金繰入額	17,685	-
雑損失	63,198	6,767

営業外費用合計		85,321	9,688
経常利益		1,975,847	2,600,528
特別利益			
投資有価証券売却益		10,500	-
特別利益合計		10,500	-
特別損失			
減損損失	1	51,292	-
事業再構築費用	2	125,173	-
外国税負担損失	3	53,547	-
貸倒引当金繰入		19,534	-
特別損失合計		249,548	-
税引前当期純利益		1,736,799	2,600,528
法人税、住民税及び事業税		616,760	839,827
法人税等調整額		16,247	40,166
法人税等合計		633,008	879,993
当期純利益		1,103,790	1,720,534

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剩余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

利益準備金	株主資本						株主資本合計	
	利益剰余金				その他利益剰余金			
	配当準備積立金	退職慰労積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,988,395	17,121,579	23,883,654	
当期変動額								
剩余金の配当					352,443	352,443	352,443	
当期純利益					1,103,790	1,103,790	1,103,790	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計					751,347	751,347	751,347	
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	7,739,742	17,872,927	24,635,002	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41,248	41,248	23,842,406
当期変動額			
剩余金の配当			352,443
当期純利益			1,103,790
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	768,183	768,183	768,183
当期変動額合計	768,183	768,183	1,519,530
当期末残高	726,935	726,935	25,361,937

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剩余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本						
	利益 準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		配当準備 積立金	退職慰労積 立金	別途 積立金	繰越利益剩 余金		
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	7,739,742	17,872,927	- 24,635,002
当期変動額							
剩余金の配当					551,284	551,284	551,284
当期純利益					1,720,534	1,720,534	1,720,534
自己株式の取得						377,863	377,863
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計					1,169,250	1,169,250	377,863
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	8,908,993	19,042,177	377,863
							25,426,389

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	726,935	726,935	25,361,937
当期変動額			
剩余金の配当			551,284
当期純利益			1,720,534
自己株式の取得			377,863
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	589,143	589,143	589,143
当期変動額合計	589,143	589,143	202,242
当期末残高	137,791	137,791	25,564,180

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

(5) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…株価指数先物取引

ヘッジ対象…有価証券

(3) ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減するためにヘッジ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

1. 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

2. 適用予定日

当社は、当該適用指針を平成28年4月1日から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、軽微であります。

会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、「追加情報」に記載のとおり、当社、DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び新光投信株式会社間の統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めております。これに伴い、当事業年度において、本社オフィスに係る内部造作物等の有形固定資産の見積り耐用年数の見直しを行い、将来にわたり変更しております。また、本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として認識していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用及び使用見込期間の見積りの変更を行っております。これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ27,598千円減少しております。

追加情報

DIAMアセットマネジメント株式会社（代表取締役社長 西 恵正）、みずほ信託銀行株式会社（取締役社長 中野 武夫）、みずほ投信投資顧問株式会社（取締役社長 中村 英剛）及び新光投信株式会社（取締役社長 後藤 修一）間での平成27年9月30日付統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めてまいりましたが、平成28年3月3日付で新会社に係わる以下事項につき内定いたしました。

- 1. 商号 : アセットマネジメントOne 株式会社
- 2. 代表者 : 西 恵正（現 DIAMアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長）
- 3. 本店所在地 : 東京都千代田区丸の内1-8-2
- 4. 統合日 : 平成28年10月1日

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	111,156千円	建物	136,006千円
工具、器具及び備品	277,249千円	工具、器具及び備品	226,657千円
リース資産	16,185千円	リース資産	17,508千円

(損益計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額(千円)
本社(東京都港区)	除却対象資産	建物	23,139
本社(東京都港区)	除却対象資産	工具器具備品	4,253
本社(東京都港区)	除却対象資産	原状回復費用	23,900

レイアウト変更により現行オフィス内部造作等の除却が決定した資産につき、「除却対象資産」としてグルーピングを行い、平成27年3月31日時点の帳簿価額および原状回復費用を減損損失(51,292千円)として特別損失に計上

しました。

2 事業再構築費用

事業再構築に伴うグループ会社への転籍関連費用であります。

3 外国税負担損失

証券投資信託に係る外国税負担額であります。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

該当するものはありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発効日
平成 26 年 6 月 11 日 第 51 回定時株主総会	普通株式	352,443,450	335	平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 6 月 12 日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	配当の原資	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発効日
平成 27 年 6 月 11 日 第 52 回定時株主総会	普通株式	551,284,680	利益剰余金	524	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 12 日

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	-	13,662	-	13,662

（変動事由の概要）

平成 28 年 1 月 6 日の株主総会決議による自己株式の取得 13,662 株

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発効日
平成 27 年 6 月 11 日 第 52 回定時株主総会	普通株式	551,284,680	524	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 12 日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発効日
平成28年6月10日 第53回定時株主総会	普通株式	17,652,936,000	利益剰余金	17,000	平成28年3月31日	平成28年6月13日
		1,346,815,176	資本剰余金	1,297	平成28年3月31日	平成28年6月13日
	合計	18,999,751,176		18,297		

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、余資運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針(自己資金運用)に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注2)を参照ください。)

前事業年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	20,801,864	20,801,864	-
(2) 未収委託者報酬	1,827,951	1,827,951	-
(3) 未収運用受託報酬	1,812,198	1,812,198	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	4,054,289	4,054,289	-
資産計	28,496,304	28,496,304	-
(1) 未払手数料	819,341	819,341	-
負債計	819,341	819,341	-
デリバティブ取引(1) ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの	(3,601) 327	(3,601) 327	-
デリバティブ取引計	(3,274)	(3,274)	-

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	20,903,257	20,903,257	-
(2) 未収委託者報酬	2,183,032	2,183,032	-
(3) 未収運用受託報酬	1,713,643	1,713,643	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,282,026	3,282,026	-
資産計	28,081,960	28,081,960	-
(1) 未払手数料	838,064	838,064	-
負債計	838,064	838,064	-
デリバティブ取引(1) ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの	(220) (1,564)	(220) (1,564)	-
デリバティブ取引計	(1,784)	(1,784)	-

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。

(2) 未収委託者報酬及び(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によってあります。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を参照ください。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額
(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	60,720	60,720

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	20,800,853	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,827,951	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,812,198	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	127,840	-	-	-	-	3,300,657
合計	24,568,844	-	-	-	-	3,300,657

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	20,902,546	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	2,183,032	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,713,643	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	82,540	-	-	-	-	2,395,185
合計	24,881,762	-	-	-	-	2,395,185

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(平成27年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 証券投資信託	3,740,183	2,664,442	1,075,740
小計	3,740,183	2,664,442	1,075,740
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 証券投資信託	314,105	316,720	2,615
小計	314,105	316,720	2,615
合計	4,054,289	2,981,163	1,073,125

当事業年度(平成28年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
証券投資信託	2,698,875	2,500,000	198,875
小計	2,698,875	2,500,000	198,875
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
証券投資信託	583,151	583,423	271
小計	583,151	583,423	271
合計	3,282,026	3,083,423	198,603

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当するものはありません。

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
証券投資信託	102,729	953	2,197
合計	102,729	953	2,197

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
証券投資信託	738,178	106,977	2,920
合計	738,178	106,977	2,920

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

前事業年度(平成27年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	197,054	-	3,601	3,601
	合計	197,054	-	3,601	3,601

当事業年度(平成28年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	148,005	-	220	220
	合計	148,005	-	220	220

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価(千円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券 投資有価証券	131,145 277,953	- -	3,325 3,652
	合計		409,098	-	327

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価(千円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券 投資有価証券	117,467 179,836	- -	147 1,711
	合計		297,303	-	1,564

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
退職給付引当金の期首残高	357,258 千円	331,766 千円
退職給付費用	150,018	51,208
退職給付の支払額	21,349	-
制度への拠出額	103,177	66,102
退職給付引当金の期末残高	331,766	346,659

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
積立型制度の退職給付債務	669,318 千円	727,842 千円
年金資産	1,001,084	1,074,502
貸借対照表に計上された前払年金費用	331,766	346,659

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 58,362 千円 当事業年度 51,208 千円

3 . 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 17,436 千円、当事業年度 17,574 千円であります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
有価証券償却超過額	4,795 千円	4,551 千円
ソフトウェア償却超過額	69,263	52,651
賞与引当金損金算入限度超過額	108,734	98,134
社会保険料損金不算入額	15,665	14,233
役員退職慰労引当金	34,461	45,488
未払事業税	30,421	39,817
その他	93,137	58,782
繰延税金資産小計	356,479	313,659
評価性引当額	24,103	22,331
繰延税金資産合計	332,375	291,328
繰延税金負債		
前払年金費用	107,027	106,147
その他有価証券評価差額金	346,190	60,812
繰延税金負債合計	453,218	166,959
繰延税金資産の純額	120,843	124,368

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の 32.26% から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.86%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものについては 30.62% にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が 4,569 千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が 7,826 千円、その他有価証券評価差額金が 3,257 千円それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）及び当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

1 . 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 . 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90% を超えるため、記載を省略しております。

3 . 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の 10% 以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

顧客の種類等	営業収益(千円)	関連するセグメント名
適格機関投資家 A	2,629,803	資産運用業

当事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1 . 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 . 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90% を超えるため、記載を省略しております。

3 . 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の 10% 以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

顧客の種類等	営業収益(千円)	関連するセグメント名
適格機関投資家 A	3,061,207	資産運用業

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

該当するものはありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	14,040 億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,833,692	未払手数料	361,219
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託 銀行株式会社	東京都 中央区	2,473 億円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	13,851,610	未収委託者 報酬	1,661,682

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	14,040 億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,542,264	未払手数料	336,556
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託 銀行株式会社	東京都 中央区	2,473 億円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	14,108,529	未収委託者 報酬	2,053,638

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の取引については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額		24,106.70 円	24,618.62 円
1株当たり当期純利益金額		1,049.16 円	1,639.16 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益(千円)		1,103,790	1,720,534
普通株式に帰属しない金額(千円)		-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)		1,103,790	1,720,534
期中平均株式数(株)		1,052,070	1,049,643

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(参考)新光投信株式会社の経理状況

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

新光投信株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊藤志保

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査を行った。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日付の統合基本合意書に基づき、平成28年3月31日付で新会社に係わる主要事項を内定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1) 貸借対照表

(単位 : 千円)

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,427,042	14,861,160
有価証券	3,200,000	3,500,000
貯蔵品	5,117	4,282
立替金	23,184	14,857
前払金	64,821	67,307
前払費用	18,242	17,989
未収入金	872	153
未収委託者報酬	3,187,770	2,884,368
未収運用受託報酬	99,054	82,656
未収收益	6,338	8,528
繰延税金資産	372,215	326,063
流動資産合計	20,404,659	21,767,367
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2 12,687	2 0
構築物(純額)	2 1,444	2 0
器具・備品(純額)	2 86,688	2 44,868
有形固定資産合計	100,820	44,868
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	85,517	55,116
ソフトウェア仮勘定	669	1,944
無形固定資産合計	86,278	57,152
投資その他の資産		
投資有価証券	5,101,854	2,858,652
関係会社株式	77,100	77,100
長期差入保証金	124,246	23,339
長期繰延税金資産	-	29,604
前払年金費用	396,211	378,381
その他	6,632	6,632
投資その他の資産合計	5,706,044	3,373,710
固定資産合計	5,893,143	3,475,731
資産合計	26,297,802	25,243,098

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	17,893	19,103
リース債務	345	-
未払金		
未払収益分配金	160	152
未払償還金	5,083	4,216
未払手数料	1,155,682	1,136,037
その他未払金	952,018	516,568
未払金合計	<u>2,515,945</u>	<u>1,881,309</u>
未払費用	722,806	746,430
未払法人税等	1,222,883	857,031
賞与引当金	451,000	547,750
役員賞与引当金	66,000	44,000
外国税支払損失引当金	184,111	-
訴訟損失引当金	30,000	40,000
流動負債合計	<u>5,210,985</u>	<u>4,135,625</u>
固定負債		
繰延税金負債	89,752	-
退職給付引当金	155,806	146,617
役員退職慰労引当金	39,333	48,333
執行役員退職慰労引当金	63,916	85,916
固定負債合計	<u>348,809</u>	<u>280,867</u>
負債合計	<u>5,559,794</u>	<u>4,416,492</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	<u>2,761,700</u>	<u>2,761,700</u>
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	8,900,000	8,900,000
繰越利益剰余金	3,981,245	4,185,368
利益剰余金合計	<u>13,241,738</u>	<u>13,445,861</u>
自己株式	72,415	-
株主資本合計	<u>20,455,322</u>	<u>20,731,861</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	282,685	94,744
評価・換算差額等合計	<u>282,685</u>	<u>94,744</u>
純資産合計	<u>20,738,008</u>	<u>20,826,605</u>
負債純資産合計	<u>26,297,802</u>	<u>25,243,098</u>

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	35,876,795	39,283,623
運用受託報酬	238,412	232,145
営業収益合計	36,115,207	39,515,769
営業費用		
支払手数料	1 18,252,669	1 19,472,734
広告宣伝費	456,430	507,020
公告費	548	469
調査費		
調査費	623,792	841,825
委託調査費	5,966,340	7,419,125
図書費	5,254	4,879
　調査費合計	6,595,388	8,265,830
委託計算費	1,352,318	1,711,366
営業雑経費		
通信費	32,335	30,454
印刷費	103,093	1,022
協会費	18,150	19,367
諸会費	3,300	3,117
その他	41,594	44,518
　営業雑経費合計	198,475	98,480
営業費用合計	26,855,830	30,055,901
一般管理費		
給料		
役員報酬	96,445	91,205
給料・手当	1,368,552	1,480,875
賞与	336,076	428,776
　給料合計	1,801,073	2,000,857
交際費	11,426	10,708
寄付金	3,198	2,346
旅費交通費	100,386	109,240
租税公課	68,508	90,795
不動産賃借料	206,753	205,671
賞与引当金繰入	451,000	547,750
役員賞与引当金繰入	66,000	22,000
役員退職慰労引当金繰入	24,930	22,210
退職給付費用	191,900	169,238
減価償却費	70,676	102,532
諸経費	573,824	647,510
一般管理費合計	3,569,678	3,930,859
営業利益	5,689,698	5,529,008

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	163,006	65,772
有価証券利息	3,853	3,333
受取利息	10,741	10,751
時効成立分配金・償還金	5,080	923
受取保険金	-	10,300
雑益	487	2,845
営業外収益合計	183,170	93,926
営業外費用		
支払利息	26	3
時効成立後支払分配金・償還金	3,083	5,532
雑損	3,261	556
営業外費用合計	6,371	6,092
経常利益	5,866,496	5,616,842
特別利益		
投資有価証券売却益	68,179	225,965
外国税支払損失引当金戻入益	-	43,200
特別利益合計	68,179	269,166
特別損失		
固定資産除却損	3,177	13,017
投資有価証券売却損	54,613	60,150
投資有価証券評価損	10,952	62,800
外国税支払損失引当金繰入額	184,111	-
訴訟損失引当金繰入額	30,000	10,000
合併関連費用	2	-
その他特別損失	22,227	-
特別損失合計	305,082	310,625
税引前当期純利益	5,629,593	5,575,383
法人税、住民税及び事業税	2,111,379	1,832,729
法人税等調整額	66,999	19,773
法人税等合計	2,044,380	1,852,503
当期純利益	3,585,212	3,722,880

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

(単位 : 千円)

	株主資本				
	資本金	資本 準備金	利 益 準備金	利益剰余金	
				別途 積立金	その他利益剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165
会計方針の変更による 累積的影響額					46,276
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,935,441
当期変動額					
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					3,585,212
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	-	1,045,803
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	3,981,245

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計	
	利益剰余金	自 己 資 本 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金		
当期首残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117	
会計方針の変更による 累積的影響額	46,276		46,276		46,276	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	12,195,935	72,415	19,409,519	50,874	19,460,393	
当期変動額						
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409	
当期純利益	3,585,212		3,585,212		3,585,212	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				231,810	231,810	
当期変動額合計	1,045,803	-	1,045,803	231,810	1,277,614	
当期末残高	13,241,738	72,415	20,455,322	282,685	20,738,008	

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本					その他利益 剰余金	
	資本剰余金			利益剰余金			
	資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	別 途 積立金		
当期首残高	4,524,300	2,761,700	-	2,761,700	360,493	8,900,000	
当期変動額							
剩余金の配当							
当期純利益							
自己株式の消却			72,415	72,415			
利益剰余金から 資本剰余金への振替			72,415	72,415			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	
当期末残高	4,524,300	2,761,700	-	2,761,700	360,493	8,900,000	

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計		
	利益剰余金		自 己 資 本 合 計	株 主 資 本 合 計				
	その他利益 剰余金	利 益 剰余金 合 計						
当期首残高	3,981,245	13,241,738	72,415	20,455,322	282,685	20,738,008		
当期変動額								
剩余金の配当	3,446,341	3,446,341		3,446,341		3,446,341		
当期純利益	3,722,880	3,722,880		3,722,880		3,722,880		
自己株式の消却			72,415	-		-		
利益剰余金から 資本剰余金への振替	72,415	72,415		-		-		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-	187,941	187,941		
当期変動額合計	204,122	204,122	72,415	276,538	187,941	88,597		
当期末残高	4,185,368	13,445,861	-	20,731,861	94,744	20,826,605		

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

総平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8~18年

構築物 20年

器具備品 2~20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

(3) 外国税支払損失引当金

証券投資信託の中国株式投資に対する課税規定が明確化されたことに伴い、将来支払う可能性がある金額を見積もり、計上しております。

(4) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある金額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(7) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当社は、当該適用指針を平成28年4月1日から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

(追加情報)

当社は、DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社及びみずほ投信投資顧問株式会社間での平成27年9月30日付統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めてまいりましたが、平成28年3月3日に、新会社に係わる以下事項につき内定いたしました。

1. 商 号 アセットマネジメントOne 株式会社

2. 代 表 者 西 恵正（現 DIAMアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長）

3. 本店所在地 東京都千代田区丸の内1-8-2

4. 統 合 日 平成28年10月1日

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
未払手数料	777,631 千円	570,839 千円

2. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額の額

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
有形固定資産の減価償却累計額	573,602 千円	657,201 千円

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
支払手数料	9,189,399 千円	8,452,937 千円

2. 特別損失における合併関連費用の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
固定資産・敷金の償却	-千円	140,257 千円
その他	-千円	24,400 千円
合計	-千円	164,657 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,386	-	-	9,386

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年12月24日 臨時株主総会	普通株式	2,539,409	1,400	平成26年11月26日	平成26年12月25日

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	9,386	1,813,864

(変動事由の概要)

自己株式の消却

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,386	-	9,386	-

(変動事由の概要)

自己株式の消却

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月17日 取締役会	普通株式	3,446,341	1,900	平成27年12月8日	平成27年12月17日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いをする取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先の信用リスク）の管理

預金の預入先については、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、資金運用スケジュールを作成し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれことがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,427,042	13,427,042	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	8,102,802	8,102,802	-
(3) 未収委託者報酬	3,187,770	3,187,770	-

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	14,861,160	14,861,160	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	6,159,600	6,159,600	-
(3) 未収委託者報酬	2,884,368	2,884,368	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

（2）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によってあります。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

（3）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
非上場株式	276,151	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注）3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,426,934	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	3,200,000	2,060,328	1,537,061	63,735
(3) 未収委託者報酬	3,187,770	-	-	-

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	14,861,112	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	3,500,000	529,761	1,249,513	11,916
(3) 未収委託者報酬	2,884,368	-	-	-

(有価証券関係)

1. 関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100 千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,787,026	2,215,104	571,921
小計		2,787,026	2,215,104	571,921
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,315,776	5,470,388	154,612
小計		5,315,776	5,470,388	154,612
合計		8,102,802	7,685,493	417,309

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 199,051 千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,119,150	869,274	249,875
小計		1,119,150	869,274	249,875
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,040,450	5,153,936	113,485
小計		5,040,450	5,153,936	113,485
合計		6,159,600	6,023,210	136,389

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 199,051 千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	503,565	68,179	54,613
合計	503,565	68,179	54,613

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	2,209,763	225,965	60,150
合計	2,209,763	225,965	60,150

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 10,952 千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 62,800 千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50% 以上下落した場合には全て減損処理を行い、30 ~ 50% 程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	1,424,739	1,348,083
会計方針の変更による累積的影響額	71,902	-
会計方針の変更を反映した期首残高	1,352,836	1,348,083
勤務費用	90,967	91,804
利息費用	9,476	6,074
数理計算上の差異の発生額	31,927	53,747
退職給付の支払額	73,269	60,817
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	1,348,083	1,438,892

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	1,157,054	1,329,170
期待運用収益	23,141	33,229
数理計算上の差異の発生額	108,961	128,633
事業主からの拠出額	78,464	77,164
退職給付の支払額	38,450	28,253
年金資産の期末残高	1,329,170	1,282,678

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
積立型制度の退職給付債務	1,111,797	1,185,792
年金資産	1,329,170	1,282,678
	217,373	96,885
非積立型制度の退職給付債務	236,285	253,099
未積立退職給付債務	18,912	156,213
未認識数理計算上の差異	270,020	387,977
未認識過去勤務費用	10,703	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,404	231,764
退職給付引当金	155,806	146,617
前払年金費用	396,211	378,381
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,404	231,764

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
勤務費用(注 1)	119,135	124,139
利息費用	9,476	6,074
期待運用収益	23,141	33,229
数理計算上の差異の費用処理額	85,138	64,424
過去勤務費用の費用処理額	16,055	10,703
確定給付制度に係る退職給付費用	174,553	150,705

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(前事業年度 28,168 千円、当事業年度 32,335 千円)については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

(5)年金資産に関する事項

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
年金資産の主な内訳		
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。		
株式	39.4%	33.8%
債券	27.3%	27.3%
共同運用資産	21.0%	24.5%
生命保険一般勘定	10.6%	11.1%
現金及び預金	1.4%	3.2%
合計	100%	100%

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
割引率	0.0720% ~ 1.625%	0.0120% ~ 0.8060%
長期期待運用收益率	2.0%	2.5%
予想昇給率(平均)	2.6%	2.6%

3 . 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 17,347 千円 当事業年度 16,733 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
賞与引当金	170,920 千円	182,614 千円
減価償却超過額	896	25,871
退職給付引当金	70,882	71,201
役員退職慰労引当金	12,688	14,799
投資有価証券評価損	15,033	19,229
非上場株式評価損	25,733	24,425
未払事業税	90,342	57,445
外国税支払損失引当金	60,867	-
訴訟損失引当金	9,918	12,344
その他	<u>87,621</u>	<u>120,305</u>
繰延税金資産小計	544,905	528,236
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	544,905	528,236
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	134,624	56,708
前払年金費用	<u>127,817</u>	<u>115,860</u>
繰延税金負債合計	262,442	172,568
繰延税金資産の純額	282,463	355,668

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	372,215 千円	326,063 千円
固定資産 - 長期繰延税金資産	-	29,604
固定負債 - 長期繰延税金負債	89,752	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号) 及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号) が平成 28 年 3 月 29 日に成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.26% から、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.86% に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 30.62% となります。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が 16,360 千円減少し、その他有価証券評価差額金が 1,963 千円、法人税等調整額が 18,324 千円、それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)及び

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)及び

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接 77.05 間接 7.74	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い 役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	9,189,399	未払手数料	777,631

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接 76.98 間接 7.73	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い 役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	8,452,937	未払手数料	570,839

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	175,210	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 ハウジングサービス料支払 メールシステムサービス料支払 IT関連業務支援	92,974 16,824 36,923 18,002	その他未払金	8,479 1,514 3,323 1,736

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	175,210	長期差入保証金	16,314
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 ハウジングサービス料支払 メールシステムサービス料支払 IT 関連業務支援	96,300 16,824 36,923 18,163	その他未払金	8,725 1,514 3,323 1,728

(注) 1 . 上記(ア)~(イ)の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2 . 取引条件及び取引条件の決定方法等

(1) 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。

(2) 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
なお、期末残高については、当事業年度より原状回復費 100,064 千円を差引いた金額になっております。

(3) 計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

2 . 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

（1 株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	11,433 円 05 銭	11,481 円 90 銭
1 株当たり当期純利益金額	1,976 円 56 銭	2,052 円 45 銭

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2 . 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
当期純利益金額(千円)	3,585,212	3,722,880
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	3,585,212	3,722,880
期中平均株式数(千株)	1,813	1,813

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a . 定款の変更等

平成28年9月7日付で、株式に関する事項等の定款の変更を行いました。

平成28年10月1日に、DIA Mアセットマネジメント株式会社は、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部門)と統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更しました。なお、当該統合に伴い、監査等委員会設置会社に移行しました。

b . 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追加型証券投資信託
[豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T1コース]
運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託の運用は、投資信託証券への投資を通じて実質的に豪ドル建ての公社債に投資することにより得られる収益の獲得、および毎月の分配実施（実質的な投資元本の払い戻しにより一部または全部の額を充当することができます。）による定期的な投資信託財産の一部払い出しを目的とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

以下の投資信託証券を通じて、主として豪ドル建ての公社債に実質的に投資を行います。

ケイマン諸島籍外国投資信託 シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド・T1クラス（以下「AUボンド・ファンドT1」といいます。）円建受益証券

内国証券投資信託（親投資信託） 短期公社債マザーファンド受益証券

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、AUボンド・ファンドT1の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

AUボンド・ファンドT1が、償還した場合または約款第43条第2項に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(3) 投資制限

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこと

とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配（実質的に投資元本の払い戻しとなる分配を含みます。以下同じ。）を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 分配金額は、原則として、当ファンドの決算日の直前におけるAUボンド・ファンドT1の分配額に基づく額を払い出すことを目標に委託者が決定します。AUボンド・ファンドT1の分配額は投資収益に基づくものではなく、原則として、6カ月毎に到来する特定日の純資産価格に所定の分配率を乗じて得た額としてその1口当たりの分配金が決定されます。結果として、当ファンドの分配金は実質的な投資元本の払い戻しにより一部または全部の額が充当されることがあります。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

追加型証券投資信託
[豪ドル高格付債ファンド(毎月決算/目標払出し型)T1コース]約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金 240,300,000 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から平成34年2月25日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については 240,300,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の

口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託の全ての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。なお、この場合においては、第38条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を申し出た取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込みをしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込にかかる受益権について、第38条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める申込単位をもって取得申込に応ずるものとします。

指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品

取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める申込単位をもって取得申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める豪ドル高格付債ファンド(毎月決算/目標払出し型)T1コース自動継続投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

前各項の規定にかかわらず、委託者または指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得の申込みを受付けないものとします。また、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に定める外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込の受付けを取消することができます。ただし、別に定める契約または第38条第3項の規定に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額(その減免を含む)は、委託者または指定販売会社がそれぞれ独自に定めます。

前2項の規定にかかわらず、別に定める契約または第38条第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第1項および第2項の取得申込者は委託者、指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第39条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項ならびに第6項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等

の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

【有価証券および金融商品の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げるアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である短期公社債マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. ケイマン諸島籍外国投資信託 シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド-T1クラス(以下「AUボンド・ファンドT1」といいます。)円建受益証券
2. 証券投資信託 マザーファンド受益証券
3. コマーシャル・ペーパー
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。)
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引

法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第 24 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 22 条、第 27 条から第 29 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 22 条、第 27 条から第 29 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができる、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【公社債の借入れ】

第 20 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲

内とします。

投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第22条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【外貨建資産の円換算および予約為替の評価】

第23条 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第23条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第23条の3 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者ののみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第 25 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者をいいます。

本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【投資信託財産の登記等および記載等の留保等】

第 26 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第 27 条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 28 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第 29 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第 30 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 31 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第 32 条 この信託の計算期間は、原則として毎月 26 日から翌月 25 日までとします。ただし、第 1 計算期間は平成 24 年 2 月 29 日から平成 24 年 4 月 25 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

【投資信託財産に関する報告等】

第 33 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第 34 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

前項の投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第 35 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 32 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 95 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第 36 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第 37 条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 38 条第 5 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 38 条第 6 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第 38 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会

社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、第3項の受益者がその有する受益権の全部の口数について第41条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第3項の規定にかかわらず、その都度受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行います。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関】

第39条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第 40 条 受益者が、収益分配金については、第 38 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 38 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【投資信託契約の一部解約】

第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または指定販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、第 1 項による一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第 42 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【投資信託契約の解約】

第 43 条 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 30 億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、第 5 条の規定による信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行った A U ボンド・ファンド T 1 が償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させ

ます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. A U ボンド・ファンド T 1 の主要投資対象が変更となる場合

2. A U ボンド・ファンド T 1 の取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知り得ている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知り得ている受益者が議決権を行使しないときは、当該知り得ている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

【投資信託契約に関する監督官庁の命令】

第 44 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託契約を変更しようとするときは、第 48 条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第 45 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 48 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第 46 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第 47 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務

に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

【投資信託約款の変更等】

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第49条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合におい

て、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第50条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託期間の延長】

第51条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【公告】

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第52条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【投資信託約款に関する疑義の取扱い】

第53条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成24年2月29日

東京都中央区日本橋一丁目17番10号
委託者 新光投信株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

約 款 付 表

. 申込み受付休止日

約款第 13 条第 3 項または第 41 条第 5 項に規定する「別に定める日」とは、以下のいずれかに該当する日をいいます。

オーストラリア証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

メルボルンの銀行の休業日

追加型証券投資信託
[豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T2コース]
運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託の運用は、投資信託証券への投資を通じて実質的に豪ドル建ての公社債に投資することにより得られる収益の獲得、および毎月の分配実施（実質的な投資元本の払い戻しにより一部または全部の額を充当することができます。）による定期的な投資信託財産の一部払い出しを目的とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

以下の投資信託証券を通じて、主として豪ドル建ての公社債に実質的に投資を行います。

ケイマン諸島籍外国投資信託 シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド・T2クラス（以下「AUボンド・ファンドT2」といいます。）円建受益証券

内国証券投資信託（親投資信託） 短期公社債マザーファンド受益証券

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、AUボンド・ファンドT2の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

AUボンド・ファンドT2が、償還した場合または約款第43条第2項に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(3) 投資制限

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこと

とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配（実質的に投資元本の払い戻しとなる分配を含みます。以下同じ。）を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 分配金額は、原則として、当ファンドの決算日の直前におけるAUボンド・ファンドT2の分配額に基づく額を払い出すことを目標に委託者が決定します。AUボンド・ファンドT2の分配額は投資収益に基づくものではなく、原則として、6カ月毎に到来する特定日の純資産価格に所定の分配率を乗じて得た額としてその1口当たりの分配金が決定されます。結果として、当ファンドの分配金は実質的な投資元本の払い戻しにより一部または全部の額が充当されることがあります。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

追加型証券投資信託

[豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T2コース] 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じるところがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金 277,300,000 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から平成34年2月25日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については 277,300,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の

口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託の全ての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。なお、この場合においては、第38条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を申し出た取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込みをしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込にかかる受益権について、第38条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める申込単位をもって取得申込に応ずるものとします。

指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品

取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める申込単位をもって取得申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める豪ドル高格付債ファンド(毎月決算/目標払出し型)T2コース自動継続投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

前各項の規定にかかわらず、委託者または指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得の申込みを受付けないものとします。また、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に定める外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込の受付けを取消することができます。ただし、別に定める契約または第38条第3項の規定に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額(その減免を含む)は、委託者または指定販売会社がそれぞれ独自に定めます。

前2項の規定にかかわらず、別に定める契約または第38条第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第1項および第2項の取得申込者は委託者、指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第39条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項ならびに第6項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等

の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

【有価証券および金融商品の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げるアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である短期公社債マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. ケイマン諸島籍外国投資信託 シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド-T2クラス(以下「AUボンド・ファンドT2」といいます。)円建受益証券
2. 証券投資信託 マザーファンド受益証券
3. コマーシャル・ペーパー
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。)
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引

法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第 24 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 22 条、第 27 条から第 29 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 22 条、第 27 条から第 29 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができる、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【公社債の借入れ】

第 20 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲

内とします。

投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第22条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【外貨建資産の円換算および予約為替の評価】

第23条 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第23条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第23条の3 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第25条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者をいいます。

本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【投資信託財産の登記等および記載等の留保等】

第26条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第27条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第29条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第 30 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 31 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第 32 条 この信託の計算期間は、原則として毎月 26 日から翌月 25 日までとします。ただし、第 1 計算期間は平成 24 年 2 月 29 日から平成 24 年 4 月 25 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

【投資信託財産に関する報告等】

第 33 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求することはできないものとします。

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第 34 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

前項の投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第 35 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 32 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 95 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第 36 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第 37 条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 38 条第 5 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 38 条第 6 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第 38 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会

社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、第3項の受益者がその有する受益権の全部の口数について第41条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第3項の規定にかかわらず、その都度受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行います。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関】

第39条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第 40 条 受益者が、収益分配金については、第 38 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 38 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【投資信託契約の一部解約】

第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または指定販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、第 1 項による一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第 42 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【投資信託契約の解約】

第 43 条 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 30 億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、第 5 条の規定による信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行った A U ボンド・ファンド T 2 が償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させ

ます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. A U ボンド・ファンド T 2 の主要投資対象が変更となる場合

2. A U ボンド・ファンド T 2 の取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知り得ている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知り得ている受益者が議決権を行使しないときは、当該知り得ている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

【投資信託契約に関する監督官庁の命令】

第 44 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託契約を変更しようとするときは、第 48 条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第 45 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 48 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第 46 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第 47 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務

に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

【投資信託約款の変更等】

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第49条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合におい

て、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第50条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託期間の延長】

第51条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【公告】

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第52条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【投資信託約款に関する疑義の取扱い】

第53条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成24年2月29日

東京都中央区日本橋一丁目17番10号
委託者 新光投信株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

約 款 付 表

. 申込み受付休止日

約款第 13 条第 3 項または第 41 条第 5 項に規定する「別に定める日」とは、以下のいずれかに該当する日をいいます。

オーストラリア証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

メルボルンの銀行の休業日